

# 公益社団法人

## 日本ハング・パラグライディング連盟

### J H F 技能証規程

ハングライダー技能証規程	制定	1978年	
パラグライダー技能証規程	制定	1987年3月23日	理事会
	改定	1993年6月29日	理事会
	改定	2009年5月8日	理事会
	改定	2010年8月4日	理事会
	改定	2011年5月24日	理事会
	改定	2011年7月12日	理事会
	改定	2011年9月27日	理事会
	改定	2012年7月31日	理事会
	改定	2013年3月12日	理事会
	改定	2014年1月28日	理事会

技能証規程 .....	10
前 文 .....	10
J H F の歴史 .....	10
1) 技能証制定の趣旨 .....	12
1)-1 ハンググライディング技能証制定の趣旨 .....	12
1)-2 パラグライディング技能証制定の趣旨 .....	12
1)-3 補助動力技能証制定の趣旨 .....	12
1)-4 クロスカントリー技能証制定の趣旨 .....	12
1)-5 国際パイロット技能証書 ( I P P I CARD ) 制定の趣旨 .....	13
1)-6 タンデム技能証制定の趣旨 .....	13
1)-7 モーターパラグライディング (MPG) 技能証制定の趣旨 .....	13
2) 技能証制定の目的 .....	14
3) 定義 .....	14
3)-1 ハンググライダーの定義 .....	14
3)-2 パラグライダーの定義 .....	14
3)-3 ハンググライディングの定義 .....	15
3)-4 パラグライディングの定義 .....	15
3)-5 補助動力飛行の定義 .....	15
3)-6 クロスカントリー飛行の定義 .....	15
3)-7 タンデム飛行の定義 .....	15
3)-8 ハンググライディング技能証の定義 .....	16
3)-8-1 ハンググライディング技能証の定義 .....	16
3)-9 検定員証の定義 .....	16
3)-10 認定証の定義 .....	16
4) ハンググライディング技能証 .....	17
4)-1 ハンググライディング技能証の種類 .....	17
4)-1-1 ハンググライディング A 級パイロット技能証 .....	18
4)-1-1-1 ハンググライディング A 級パイロット技能証の効力 .....	18
4)-1-1-2 ハンググライディング A 級パイロット技能証の申請資格 .....	18
4)-1-1-3 ハンググライディング A 級パイロット技能証課程と検定試験科目 .....	18
4)-1-1-4 ハンググライディング A 級パイロット技能証学科検定試験規則 .....	20
4)-1-1-5 ハンググライディング A 級パイロット技能証実技検定試験規則 .....	20
4)-1-2 ハンググライディング B 級パイロット技能証 .....	21
4)-1-2-1 ハンググライディング B 級パイロット技能証の効力 .....	21
4)-1-2-2 ハンググライディング B 級パイロット技能証の申請資格 .....	21
4)-1-2-3 ハンググライディング B 級パイロット技能証課程と検定試験科目 .....	21

4)-1-2-4	ハンググライディングB級パイロット技能証学科検定試験規則	23
4)-1-2-5	ハンググライディングB級パイロット技能証実技検定試験規則	23
4)-1-3	ハンググライディングC級パイロット技能証	24
4)-1-3-1	ハンググライディングC級パイロット技能証の効力	24
4)-1-3-2	ハンググライディングC級パイロット技能証の申請資格	24
4)-1-3-3	ハンググライディングC級パイロット技能証課程と検定試験科目	24
4)-1-3-4	ハンググライディングC級パイロット技能証学科検定試験規則	26
4)-1-3-5	ハンググライディングC級パイロット技能証実技検定試験規則	26
4)-1-4	ハンググライディングパイロット技能証	27
4)-1-4-1	ハンググライディングパイロット技能証の効力	27
4)-1-4-2	ハンググライディングパイロット技能証の申請資格	27
4)-1-4-3	ハンググライディングパイロット技能証課程と検定試験科目	27
4)-1-4-4	ハンググライディングパイロット技能証学科検定試験規則	29
4)-1-4-5	ハンググライディングパイロット技能証実技検定試験規則	29
4)-1-5	ハンググライディング補助動力技能証	30
4)-1-5-1	ハンググライディング補助動力技能証の効力	30
4)-1-5-2	ハンググライディング補助動力技能証の申請資格	30
4)-1-5-3	ハンググライディング補助動力技能証課程と検定試験科目	30
4)-1-5-4	ハンググライディング補助動力技能証学科検定試験規則	32
4)-1-5-5	ハンググライディング補助動力技能証実技検定試験規則	33
4)-1-6	ハンググライディングクロスカントリー技能証	34
4)-1-6-1	ハンググライディングクロスカントリー技能証の効力	34
4)-1-6-2	ハンググライディングクロスカントリー技能証の申請資格	34
4)-1-6-3	ハンググライディングクロスカントリー技能証課程と検定試験科目	34
4)-1-6-4	ハンググライディングクロスカントリー技能証学科検定試験規則	35
4)-1-7	ハンググライディングタンDEM技能証	37
4)-1-7-1	ハンググライディングタンDEM技能証の効力	37
4)-1-7-2	ハンググライディングタンDEM技能証の申請資格	37
4)-1-7-3	ハンググライディングタンDEM技能証課程と検定試験科目	37
4)-1-7-4	ハンググライディングタンDEM技能証学科検定試験規則	39
4)-1-7-5	ハンググライディングタンDEM技能証実技検定試験	39
4)-1-8	ハンググライディング助教員技能証	40
4)-1-8-1	ハンググライディング助教員技能証の効力	40
4)-1-8-2	ハンググライディング助教員技能証の申請資格	40
4)-1-8-3	ハンググライディング助教員技能証課程と検定試験科目	41
4)-1-8-4	ハンググライディング助教員技能証学科検定試験規則	43
4)-1-8-5	ハンググライディング助教員技能証実技検定試験規則	43
4)-1-9	ハンググライディング教員技能証	44

4)-1-9-1	ハンググライディング教員技能証の効力	44
4)-1-9-2	ハンググライディング教員技能証の申請資格	44
4)-1-9-3	ハンググライディング教員技能証課程と検定試験科目	45
4)-1-9-4	ハンググライディング教員技能証学科検定試験規則	46
4)-1-9-5	ハンググライディング教員技能証実技検定試験規則	47
4)-1-9-6	ハンググライディング教員技能証教習実技検定試験規則	47
4)-2	ハンググライディング技能証を併せ有する者の効力	48
4)-2-1	ハンググライディングクロスカントリー技能証とハンググライディング補助動力技能証を併せ有する者の効力	48
4)-2-2	ハンググライディングクロスカントリー技能証とハンググライディングタンDEM技能証を併せ有する者の効力	48
4)-2-3	ハンググライディング補助動力技能証とハンググライディングタンDEM技能証を併せ有する者の効力	48
4)-2-4	ハンググライディングクロスカントリー技能証、ハンググライディング補助動力技能証、ハンググライディングタンDEM技能証を併せ有する者の効力	48
4)-2-5	ハンググライディング助教員技能証とハンググライディング補助動力技能証を併せ有する者の効力	48
4)-2-6	ハンググライディング助教員技能証とハンググライディングクロスカントリー技能証を併せ有する者の効力	49
4)-2-7	ハンググライディング助教員技能証とハンググライディングタンDEM技能証を併せ有する者の効力	49
4)-2-8	ハンググライディング教員技能証とハンググライディング補助動力技能証を併せ有する者の効力	49
4)-2-9	ハンググライディング教員技能証とハンググライディングクロスカントリー技能証を併せ有する者の効力	50
4)-2-10	ハンググライディング教員技能証とハンググライディングタンDEM技能証を併せ有する者の効力	50
4)-3-1	パラグライディングA級パイロット技能証	53
4)-3-1-1	パラグライディングA級パイロット技能証の効力	53
4)-3-1-2	パラグライディングA級パイロット技能証の申請資格	53
4)-3-1-3	パラグライディングA級パイロット技能証課程と検定科目	53
4)-3-1-4	パラグライディングA級パイロット技能証学科検定試験規則	56
4)-3-1-5	パラグライディングA級パイロット技能証実技検定試験規則	56
4)-3-2	パラグライディングB級パイロット技能証	57
4)-3-2-1	パラグライディングB級パイロット技能証の効力	57
4)-3-2-2	パラグライディングB級パイロット技能証の申請資格	57
4)-3-2-3	パラグライディングB級パイロット技能証課程と検定科目	57
4)-3-2-4	パラグライディングB級パイロット技能証学科検定試験規則	60
4)-3-2-5	パラグライディングB級パイロット技能証実技検定試験規則	60
4)-3-3	パラグライディングノービスパイロット技能証	61
4)-3-3-1	パラグライディングノービスパイロット技能証の効力	61
4)-3-3-2	パラグライディングノービスパイロット技能証の申請資格	61
4)-3-3-3	パラグライディングノービスパイロット技能証課程と検定科目	61
4)-3-3-4	パラグライディングノービスパイロット技能証学科検定試験規則	64

4)-3-3-5	パラグライディングノービスパイロット技能証実技検定試験規則.....	64
4)-3-4	パラグライディングパイロット技能証.....	65
4)-3-4-1	パラグライディングパイロット技能証の効力.....	65
4)-3-4-1	パラグライディングパイロット技能証の申請資格.....	65
4)-3-4-3	パラグライディングパイロット技能証課程と検定科目.....	65
4)-3-4-4	パラグライディングパイロット技能証学科検定試験規則.....	67
4)-3-4-5	パラグライディングパイロット技能証実技検定試験規則.....	67
4)-3-5	パラグライディング補助動力技能証.....	69
4)-3-5-1	パラグライディング補助動力技能証の効力.....	69
4)-3-5-2	パラグライディング補助動力技能証の申請資格.....	69
4)-3-5-3	パラグライディング補助動力技能証課程と検定試験科目.....	69
4)-3-5-4	パラグライディング補助動力技能証学科検定試験規則.....	71
4)-3-5-5	パラグライディング補助動力技能証実技検定試験規則.....	72
4)-3-6	パラグライディングクロスカントリー技能証.....	73
4)-3-6-1	パラグライディングクロスカントリー技能証の効力.....	73
4)-3-6-2	パラグライディングクロスカントリー技能証の申請資格.....	73
4)-3-6-3	パラグライディングクロスカントリー技能証課程と検定試験科目.....	73
4)-3-6-4	パラグライディングクロスカントリー技能証学科検定試験規則.....	75
4)-3-6-5	パラグライディングクロスカントリー技能証実技検定試験規則.....	75
4)-3-7	パラグライディングタンDEM技能証.....	76
4)-3-7-1	パラグライディングタンDEM技能証の効力.....	76
4)-3-7-2	パラグライディングタンDEM技能証の申請資格.....	76
4)-3-7-3	パラグライディングタンDEM技能証課程と検定試験科目.....	76
4)-3-7-4	パラグライディングタンDEM技能証学科検定試験.....	78
4)-3-7-5	パラグライディングタンDEM技能証実技検定試験.....	78
4)-3-8	パラグライディング助教員技能証.....	79
4)-3-8-1	パラグライディング助教員技能証の効力.....	79
4)-3-8-2	パラグライディング助教員技能証の申請資格.....	79
4)-3-8-3	パラグライディング助教員技能証課程と検定試験科目.....	80
4)-3-8-4	パラグライディング助教員技能証学科検定試験規則.....	81
4)-3-8-5	パラグライディング助教員技能証実技検定試験規則.....	81
4)-3-9	パラグライディング教員技能証.....	82
4)-3-9-1	パラグライディング教員技能証の効力.....	82
4)-3-9-2	パラグライディング教員技能証の申請資格.....	82
4)-3-9-3	パラグライディング教員技能証課程と検定試験科目.....	83
4)-3-9-4	パラグライディング教員技能証学科検定試験規則.....	84
4)-3-9-5	パラグライディング教員技能証実技検定試験規則.....	84
4)-3-9-6	パラグライディング教員技能証教習実技検定試験規則.....	85

4)-4	パラグライディング技能証を併せ有する者の効力 .....	86
4)-4-1	パラグライディングクロスカントリー技能証とパラグライディング補助動力技能証を併せ有する者の効力 .....	86
4)-4-2	パラグライディングクロスカントリー技能証とパラグライディングタンデム技能証を併せ有する者の効力 .....	86
4)-4-3	補助動力パラグライディング技能証とパラグライディングタンデム技能証を併せ有する者の効力 .....	86
4)-4-4	パラグライディングクロスカントリー技能証、パラグライディング補助動力技能証、パラグライディングタンデム技能証を併せ有する者の効力 .....	86
4)-4-5	パラグライディング助教員技能証とパラグライディング補助動力技能証を併せ有する者の効力 .....	86
4)-4-6	パラグライディング助教員技能証とパラグライディングクロスカントリー技能証を併せ有する者の効力 .....	87
4)-4-7	パラグライディング助教員技能証とパラグライディングタンデム技能証を併せ有する者の効力 .....	87
4)-4-8	パラグライディング教員技能証とパラグライディング補助動力技能証を併せ有する者の効力 .....	87
4)-4-9	パラグライディング教員技能証とパラグライディングクロスカントリー技能証を併せ有する者の効力 .....	88
4)-4-10	パラグライディング教員技能証とパラグライディングタンデム技能証を併せ有する者の効力 .....	88
5)	ハンググライディング検定員証 .....	89
5)-1	ハンググライディング検定員証の種類 .....	89
5)-1-1	ハンググライディング助教員検定員証 .....	89
5)-1-1-1	ハンググライディング助教員検定員証の効力 .....	89
5)-1-1-2	ハンググライディング助教員検定員証の申請資格 .....	89
5)-1-2	ハンググライディング教員検定員証 .....	89
5)-1-2-1	ハンググライディング教員検定員証の効力 .....	89
5)-1-2-2	ハンググライディング教員検定員証の申請資格 .....	90
5)-2	パラグライディング検定員証の種類 .....	90
5)-2-1	パラグライディング助教員検定員証 .....	90
5)-2-1-1	パラグライディング助教員検定員証の効力 .....	90
5)-2-1-2	パラグライディング助教員検定員証の申請資格 .....	90
5)-2-2	パラグライディング教員検定員証 .....	91
5)-2-2-1	パラグライディング教員検定員証の効力 .....	91
5)-2-2-2	パラグライディング教員検定員証の申請資格 .....	91
6)-1	ハンググライディング認定証の種類 .....	92
6)-1-1	ハンググライディング助教員実技認定証 .....	92
6)-1-1-1	ハンググライディング助教員実技認定証の効力 .....	92
6)-1-1-2	ハンググライディング助教員実技認定証の申請資格 .....	92
6)-1-2	ハンググライディング助教員学科認定証 .....	92
6)-1-2-1	ハンググライディング助教員学科認定証と効力 .....	92
6)-1-2-2	ハンググライディング助教員学科認定証の申請資格 .....	92
6)-1-3	ハンググライディング教員実技認定証 .....	93
6)-1-3-1	ハンググライディング教員実技認定証の効力 .....	93

6)-1-3-2	ハンググライディング教員実技認定証の申請資格	93
6)-1-4	ハンググライディング教員学科認定証	93
6)-1-4-1	ハンググライディング教員学科認定証の効力	93
6)-1-4-2	ハンググライディング教員学科認定証の申請資格	93
6)-1-5	ハンググライディング教員教習実技認定証	93
6)-1-5-1	ハンググライディング教員教習実技認定証の効力	93
6)-1-5-2	ハンググライディング教員教習実技認定証の申請資格	93
6)-2	<b>パラグライディング認定証の種類</b>	<b>93</b>
6)-2-1	パラグライディング助教員実技認定証	94
6)-2-1-1	パラグライディング助教員実技認定証の効力	94
6)-2-1-2	パラグライディング助教員実技認定証の申請資格	94
6)-2-2	パラグライディング助教員学科認定証	94
6)-2-2-1	パラグライディング助教員学科認定証と効力	94
6)-2-2-2	パラグライディング助教員学科認定証の申請資格	94
6)-2-3	パラグライディング教員実技認定証	94
6)-2-3-1	パラグライディング教員実技認定証の効力	94
6)-2-3-2	パラグライディング教員実技認定証の申請資格	94
6)-2-4	パラグライディング教員学科認定証	95
6)-2-4-1	パラグライディング教員学科認定証の効力	95
6)-2-4-2	パラグライディング教員学科認定証の申請資格	95
6)-2-5	パラグライディング教員教習実技認定証	95
6)-2-5-1	パラグライディング教員教習実技認定証の効力	95
6)-2-5-2	パラグライディング教員教習実技認定証の申請資格	95
6)-2-6	モーターパラグライディング教員実技認定証	95
6)-2-6-1	モーターパラグライディング教員実技認定証の効力	95
6)-2-6-2	モーターパラグライディング教員実技認定証の申請資格	95
6)-2-7	モーターパラグライディング教員学科認定証	96
6)-2-7-1	モーターパラグライディング教員学科認定証の効力	96
6)-2-7-2	モーターパラグライディング教員学科認定証の申請資格	96
6)-2-8	モーターパラグライディング教員教習実技認定証	96
6)-2-8-1	モーターパラグライディング教員教習実技認定証の効力	96
6)-2-8-2	モーターパラグライディング教員教習実技認定証の申請資格	96
6)-3	<b>JHFレスキューパラシュートトリパック認定証規程</b>	<b>97</b>
6)-3-1	レスキューパラシュートトリパック認定証の効力	97
6)-3-2	レスキューパラシュートトリパック認定証の申請資格	97
6)-3-3	レスキューパラシュートトリパック認定証課程と検定試験科目	97
6)-3-4	レスキューパラシュートトリパック認定証検定試験	99
6)-3-5	レスキューパラシュートトリパック認定証学科検定試験規則	99
6)-3-6	レスキューパラシュートトリパック認定証実技検定試験規則	99
7)	<b>技能証の申請資格の制限</b>	<b>100</b>
7)-1	技能証の取り消しを受けた者の申請資格の制限	100

7)-2 技能証の申請に不正行為があった教員の申請資格の制限.....	100
8) 検定試験の免除 .....	100
8)-1 外国の技能証所有者に対する検定試験の免除 .....	100
8)-2 技能、知識に優れた者の検定試験の免除 .....	100
9) 罰則（技能証の取り消し又は効力の停止） .....	100
9)-1 操縦又は指導、監督に重大な過失があった場合の技能証取り消し又は効力の停止 .....	100
9)-2 技能証の申請に不正があった場合の技能証の取り消し又は効力の停止.....	100
10) 技能証、認定証の申請手続き .....	101
10)-1 練習生技能証の申請手続き .....	101
10)-2 技能証の申請手続き .....	101
10)-3 教員、助教員学科認定証の申請手続き .....	101
10)-4 教員、助教員実技認定証の申請手続き .....	101
10)-5 教員教習実技認定証の申請手続き .....	101
10)-6 レスキューパラシュートトリパック認定証の申請手続き .....	101
10)-6 申請料.....	101
10)-6-1 申請料の金額.....	101
10)-6-1-1 ハンググライダー練習生技能証の申請料.....	101
10)-6-1-2 ハンググライディング技能証の申請料 .....	102
10)-6-1-3 ハンググライディング認定証の申請料 .....	102
10)-6-1-4 ハンググライディング検定員証の申請料.....	102
10)-6-2 パラグライディング技能証の申請料.....	102
10)-6-2-1 パラグライダー練習生技能証の申請料 .....	102
10)-6-2-2 パラグライディング技能証の申請料.....	102
10)-6-2-3 パラグライディング認定証の申請料.....	103
10)-6-2-4 パラグライディング検定員証の申請料 .....	103
10)-6-3 IPPI CARD の申請料.....	103
10)-6-3-1 ハンググライディング IPPI CARDの申請料.....	103
10)-6-3-2 パラグライディング IPPI CARDの申請料.....	103
11) 技能証、認定証の再交付申請手続き .....	103
11)-1 再交付の手続き .....	103
11)-2 再交付の申請料.....	103
11)-2-1 技能証の再交付の申請料.....	103
11)-2-2 認定証の再交付の申請料.....	103
12) 更新申請手続き.....	104
12)-1 更新手続き .....	104
12)-1-1 更新申請書類 .....	104
12)-1-2 更新申請の条件 .....	104
12)-2 更新が必要な技能証、検定員証、認定証.....	104
12)-3 更新の申請料.....	104

13) 検定試験料 .....	104
13)-1 検定試験の費用負担 .....	104
13)-2 検定試験の試験料 .....	105
14) 雑 則 .....	105
14)-1 検定試験の安全管理 .....	105
14)-2 技能証の様式および申請書の様式 .....	105
14)-3 身体検査証の提出 .....	105
14)-4 身体検査証等の提出期限 .....	105
14)-5 賠償責任保険の義務付け .....	105
14)-6 I P P I  C A R D  対照表 .....	105
14)-6-1 ハンググライディング I P P I  C A R D 対照表 .....	105
14)-6-1 パラグライディング I P P I  C A R D 対照表 .....	105
14)-7 ハンググライディング技能証とパラグライディング技能証の相互取得 .....	106
14)-7-1 ハンググライディング技能証を有する者がパラグライディング技能証を取得する場合 .....	106
14)-7-2 パラグライディング技能証を有する者がハンググライディング技能証取得する場合 .....	106
1 5 ) モーターパラグライディング技能証 .....	107
1 5 )  - 1  前文 .....	107
1 5 )  - 2 モーターパラグライディング技能証制定の趣旨 .....	107
15) -5 モーターパラグライディングパイロット技能証 .....	108
15) -5-1 モーターパラグライディング技能証の効力 .....	108
15) -5-2 モーターパラグライディングパイロット技能証申請資格 .....	108
15) -5-3 モーターパラグライディングパイロット技能証課程 .....	108
15) -5-4 モーターパラグライディングパイロット技能証実技科目 .....	108
15) -5-5 モーターパラグライディングパイロット技能証実技科目実施の諸条件 .....	109
15) -5-7 モーターパラグライディングパイロット技能証学科検定試験規則 .....	110
15) -5-8 モーターパラグライディングパイロット技能証実技検定試験規則 .....	111
15) -6 モーターパラグライディング教員技能証 .....	111
15) -6-1 モーターパラグライディング教員技能証の効力 .....	111
15) -6-2 モーターパラグライディング教員技能証の申請資格 .....	111
15) -6-3 モーターパラグライディング教員技能証課程と検定試験科目 .....	111
15) -6-4 モーターパラグライディング教員技能証  学科検定試験規則 .....	113
15) -6-5 モーターパラグライディング教員技能証  実技検定試験規則 .....	113
15) -6-6 モーターパラグライディング教員技能証  教習実技検定試験規則 .....	113
16) 附則 .....	114
16)-1 本規程の実施日 .....	114

## 技能証規程

### 前 文

公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟(JHF)は、ハンググライダー及びパラグライダーによる航空スポーツの日本における統括代表団体として、世界の航空スポーツを全て統括する国際航空連盟(FAI)の正会員である財団法人日本航空協会(JAA)の承認の下にこの規程を制定する。

#### JHFの歴史

1975年

JAAが中心となり7月16日フライヤーと共に安全対策会議を設立。

1976年

フライヤー有志により日本ハングフライヤー連盟(JHFF)設立。

1978年

1月1日、安全対策会議を日本ハンググライディング委員会(JHC)に改組。

JAA主管の基、3月1日にフライヤー登録制度運用開始。

6月1日ハンググライダー技能証制度運用開始。

JHCとして機体登録制度の運用開始。

1982年

5月22日JHFFが日本ハンググライディング連盟(JHF)に改組  
(JHFを11地区連盟の正会員で構成)

11月10日JHCも安全性技術委員会(JHTC)としてJHFに参画する。

1983年

マイクロライトは機体審査、技能証明審査、飛行場所認可などの規制が開始される。

1987年

パラグライダー技能証制度運用開始

1987年

技能証発行がJAAからJHFに移管される。

1990年

補助動力技能証運用開始

1993年

クロスカントリー技能証運用開始

1995年

文部省認可の社団法人となる。

1996年

機体登録がJHTCからJHFに移管

JHTCが安全性委員会(JHSC)として改組

1998年

## タンDEM技能証運用開始

2000年

フライヤー登録がJAAからJHFに移管される。

2002年

モーターパラグライダーディング (MPG) 技能証運用開始

2005年

名称を「社団法人日本ハング・パラグライダーディング連盟」へ変更

2009年

レスキューパラシュートリパック認定証制度開始

技能証規程をI P P Iに合わせるため改定

2010年

タンDEM技能証規程を改定

2011年

内閣総理大臣の認定を受け、公益社団法人へ移行

## 1) 技能証制定の趣旨

### 1)-1 ハンググライダー技能証制定の趣旨

1978年日本ハンググライダー連盟（現在公益社団法人日本ハング・パラグライダー連盟）は、新しい航空スポーツであるハンググライダーが我が国において広く庶民から愛好され、その数も著しく増大の兆候を示しているため、今後の健全な発達と普及を図る目的で、日本航空協会（JAA）と協議し、JHFが自らの責任において管理し運営出来るよう、ハンググライダーの技能を証明するための技能証規程を制定した。

### 1)-2 パラグライダー技能証制定の趣旨

1986年2月20～21日、パリで開催された国際航空連盟（以下FAIと称する）のCouncil会議において、イギリス、フランス等から提出されたパラセーディンググライダー（Parascending glider）が、新しい航空機として認められ、定義、記録、技能等に関する規程が制定され、同年5月1日から実施された。（競技規程は含まれず又、国際委員会も新設されない）1986年7月21～22日、ハンガリーで開催された国際ハンググライダー委員会（以下CIVLと称する）において、この新しい航空機を受け入れることとなった。

名称は、パラグライダー（PARAGLIDER）、パラパント（PARAPENT）、パラセーディンググライダー（PARASCENDING GLIDER）が用いられる。

日本ハンググライダー連盟（現在公益社団法人日本ハング・パラグライダー連盟）は、この新しい航空スポーツが我が国においても健全な発達と普及が図れるよう、1986年7月9日国内において第1回パラグライダー安全対策会議を開催し、組織づくりに着手すると共に1987年2月12日JHFパラグライダー委員会を創設した。

それに基づき、1987年3月JHFが自らの責任において管理し運営出来るよう、パラグライダーの技能を証明するための技能証規程を制定した。

### 1)-3 補助動力技能証制定の趣旨

この規程は、「ハンググライダー技能証規程」及び「パラグライダー技能証規程」に基づき、それに関連して制定されたものであって、それぞれ本来の滑空飛行を補うため、補助的に動力を利用して、上昇飛行による出発高度の獲得及び飛行高度の保持を行おうとする操縦者に対し、補助動力飛行に際して、その安全性の確保に必要な知識と技能を審査し、判定し、技能証を交付するものである。

JHFは、この新しい補助動力航空スポーツが我が国においても健全な発達と普及が図れるよう、またJHFが自らの責任において管理し運営出来るよう、1990年2月3日、補助動力技能証規程を制定した。

### 1)-4 クロスカントリー技能証制定の趣旨

この規程は、「ハンググライダー技能証規程」及び「パラグライダー技能証規程」を基準に制

定されたものであって、それぞれの滑空飛行ばかりでなく、上昇気流を利用した滑翔飛行により、広く野外飛行を行なおうとする操縦者に対し、クロスカントリー飛行に際して、その飛行の確実性と安全性の確保と航空交通の秩序と安全性を保つために必要な知識と技能を審査し、判定し技能証を交付するものである。

JHFは、クロスカントリー飛行が我が国においても健全な発達と普及が図れるよう、またJHFが自らの責任において管理し運営出来るよう、1993年6月29日にクロスカントリー技能証規程を制定した。

#### 1)-5 国際パイロット技能証書 (I P P I CARD) 制定の趣旨

FAIで定められたハンググライディング・パラグライディングの国際レベルの基準に準じ、JHFも加盟国として国際基準の適合技能証の規程を定め、国際的な技能の証明を行うため制定した。

#### 1)-6 タンデム技能証制定の趣旨

この規程は、「ハンググライディング技能証規程」及び「パラグライディング技能証規程」に基づき、それに関連して制定されたものであって、それぞれ1名の同乗者を伴い飛行を行なおうとする操縦者に対し、その安全性の確保に必要な知識と技能を審査し、判定し技能証を交付するものである。

JHFは、ハンググライディングパラグライダーによるタンデム（同乗）飛行が我が国においても健全な発達と普及が図れるよう、またJHFが自らの責任において管理し運営出来るよう、1998年6月16日タンデム技能証規程を制定した。

#### 1)-7 モーターパラグライディング (MPG) 技能証制定の趣旨

この規程は「パラグライディング技能証規程」に基づき、それに関連して制定されたのもであって、高度獲得のため補助動力を使用し、平地からの離着陸のみを行おうとする操縦者に対し、その安全性の確保に必要な知識と技能を審査、判定し技能証を交付するものである。

2002年3月14日、JHFは、モーターパラグライディング (MPG) 飛行が我が国においても健全な発達と普及が図れるよう、またJHFが自らの責任において管理し運営出来るよう、モーターパラグライディング (MPG) 技能証規程を制定した。

2009年5月8日、FAIカテゴリー（クラスR）を統括する日本パラモーター協会（JPMA）との違いを明確にするためMPG技能証の改定を行う。

この技能証は平地から補助動力を使用して高度獲得を行う離陸技能を証明するものであって、動力停止による技能についてはパラグライディング技能証規程に準じる。

## 2) 技能証制定の目的

この規程は、F A I スポーツ規程に定めるハンググライダー及びパラグライダーの操縦を行なおうとする者、ならびに操縦の指導を行なおうとする者の技能を審査し、判定し、その技能を証明するとともに、その責任と権限を定め、我が国のハンググライディングスポーツの健全な発達と普及を図ることを目的とする。

## 3) 定義

### 3)-1 ハンググライダーの定義

この規程に定めるハンググライダー (HANGGLIDER) とは、F A I スポーツ規程の総則編に定める「人間の脚力のみにより離陸と着陸が出来るグライダー」であって、同規則の第7編 (ハンググライダー) に定める次のものをいう。

F A I カテゴリー

1) クラス1 : 基本的に操縦者の体重移動により操縦を行い、基本的に剛直な構造を持つグライダーであって、ニルウインド (nil wind) の条件において安全に離陸及び着陸を実証出来る能力を持つハンググライダーをいう。

2) クラス2 : 基本的に少なくとも2軸の操縦方式を持ち、基本的に剛直な構造を持つグライダーであって、可動な空力的舵面 (moverable control surface) を持つグライダーであって、ニルウインド (nil wind) の条件において安全に離陸及び着陸を実証出来る能力を持つハンググライダーをいう。

3) クラス3 : 基本的に剛直な構造を持たないグライダーであって、ニルウインド (nil wind) の条件において安全に離陸及び着陸を実証出来る能力を持つハンググライダーをいう。

4) クラス4 : ニルウインド (nil wind) の条件において安全に離陸及び着陸ができない能力を持つハンググライダーをいう。

(注) ニルウインドとは向い風が  $1 \text{ m/s}$  (  $3.6 \text{ km/h}$  ) 以下の状態をいう。

### 3)-2 パラグライダーの定義

この規程に定めるパラグライダー (PARAGLIDER) とは、F A I スポーツ規程の総則編に定める「人間の脚力のみにより離陸と着陸が出来るグライダー」であって、同規則の第7編 (パラグライダー) に定める次のものをいう。

・FAI カテゴリー

クラス3：基本的に剛直な構造を持たないグライダーであって、ニルウインド(nil wind)の条件において安全に離陸及び着陸を実証出来る能力を持つハンググライダーをいう。

(注) ニルウインドとは向い風が1 m/s ( 3. 6 km/h ) 以下の状態をいう。

パラグライダー(PARAGLIDER)とは、パラパント(PARAPENTE)、パラセンディンググライダー(PARASCENDING GLIDER) と同一のものであって、その形態が基本的には空気力学的動圧によって保持され、かつ曳航又は人間の脚力によって発航を行うフレキシブル翼(flexible wing)の航空機である。また、その機能は、滑空飛行のみでなく、上昇気流を利用して滑翔飛行を行う能力を有するものであり、その翼は、人力により操縦することが出来るものである。

### 3)-3 ハンググライディングの定義

この規程に定めるハンググライディングとは、広い意味では、ハンググライダー又はパラグライダーを使用して行う航空スポーツの総称のことを言う。

狭い意味ではハンググライダーを使用して行う航空スポーツのことを言う。

### 3)-4 パラグライディングの定義

この規程に定めるパラグライディングとは、パラグライダーを使用して行う航空スポーツのことを言う。

### 3)-5 補助動力飛行の定義

この規程に定める補助動力飛行とは、ハンググライダー又はパラグライダーの離陸上昇、高度の保持などの為に、あくまでも飛行を補助する目的をもって使用するものであって、動力を停止した場合であっても本来の無動力の特性に影響を及ぼす事なく、通常は無動力のハンググライダー又はパラグライダーと同等の飛行が出来るものをいう。

### 3)-6 クロスカントリー飛行の定義

この規程に定めるクロスカントリー飛行とはハンググライダー、又はパラグライダーを使用し、自らの責任において、上昇気流を利用しての滑空、滑翔飛行により、管理された離陸場所から離陸しフライトエリアとして管理されていない地域を飛行することを言う。

### 3)-7 タンデム飛行の定義

この規程に定めるタンデム飛行とはパイロット(機長)がハンググライダー、又はパラグライダーを使用し、同乗飛行の意志を表明し、機長が同乗を許可したパッセンジャー(同乗者)1名以上を伴い、双方の合意に基づき、飛行することを言う。タンデム飛行は航空機では通常縦列複座による飛行を意味するが、この規程に定めるタンデム飛行は縦列複座に限定されない。

### **3)-8 ハンググライディング技能証の定義**

#### **3)-8-1 ハンググライディング技能証の定義**

この規程に定められたハンググライディング技能証とは、ハンググライダー、又はパラグライダーを使用し、技能証の効力に定めら範囲で、自己の判断と責任において飛行を行う事が出来る技能を JHF が証明するものである。

#### **3)-9 検定員証の定義**

この規程に定める検定員証とは、技能証規程に定められた範囲で各種の検定試験を行い、合否の判定を行うことが出来る者を証明するものであり、検定員証を有するものを検定員と称する。

#### **3)-10 認定証の定義**

この規程に定める認定証とは、パイロット、助教員、教員としての知識又は技能を有することを、期限を定めて証明するものである。

## 4) ハンググライダー技能証

JHFは、技能証規程を制定し、技能に応じてハンググライダーの技能証およびパラグライダーの技能証を発行し、その技能を証明する。

### 4)-1 ハンググライダー技能証の種類

- 1) ハンググライダーA級パイロット技能証
- 2) ハンググライダーB級パイロット技能証
- 3) ハンググライダーC級パイロット技能証
- 4) ハンググライダーパイロット技能証
- 5) ハンググライダー補助動力技能証
- 6) ハンググライダークロスカントリー技能証
- 7) ハンググライダータンデム技能証
- 8) ハンググライダー助教員技能証
- 9) ハンググライダー教員技能証

#### 4)-1-1 ハンググライディング A 級パイロット技能証

##### 4)-1-1-1 ハンググライディング A 級パイロット技能証の効力

ハンググライディング A 級パイロット技能証を有する者は、ハンググライディング教員又は助教員の監督を受ける場合及び、ハンググライディング教員又は助教員からその監督を依頼されたハンググライディングパイロット技能証を有する者の監督を受ける場合に、その習得した技能の範囲で飛行を行う事が出来る。

##### 4)-1-1-2 ハンググライディング A 級パイロット技能証の申請資格

ハンググライディング A 級パイロット技能証は、次に定める年令、資格、及び経歴を有する者でなければ申請することが出来ない。

- 1) 申請を行う日迄に 14 才に達していること。ただし、保護者の承認が有れば限定しない。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) ハンググライダーの操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、ハンググライディング A 級パイロット技能証課程を修了すること。
- 4) ハンググライディング A 級パイロット技能証学科検定試験に合格すること。
- 5) ハンググライディング A 級パイロット技能証実技検定試験に合格すること。
- 6) ハンググライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 7) 20 才未満の者については、保護者の承認を得ること。
- 8) 国内外で同等の技能証を取得したものは 3) から 5) の項目に該当しなくても理事会の承認が有れば申請出来る。

##### 4)-1-1-3 ハンググライディング A 級パイロット技能証課程と検定試験科目

###### 1. 目標：A 級技能の習得

単独にてハンググライダー機材の取扱いができ、これを操縦し、指定された方向に直線飛行を行う技術を習得する。

###### 2. 練習生：飛行の経験を有しない者。

###### 3. 練習：成功飛行回数10回以上、合計飛行時間は特に限定なし

###### 4. 科目数：実技科目 14科目

学科科目 22科目

###### 5. 実技科目表：

- 1 機材取扱い(名称、機能、セットアップ、運搬、メンテナンスその他)
- 2 飛行準備(機体、装備品、その他の用意と安全性の点検、確認)
- 3 グランドハンドリング I (移動と置き方)
- 4 グランドハンドリング II (地上走行、アタックアングルとロール)
- 5 グランドハンドリング III (停止動作)

- 6 フライトプラン(エリアや状況の評価)
- 7 テイクオフポジションとファイナルチェック (姿勢・カラビナ、コンディションのチェック)
- 8 周囲警戒(空中および地上の安全性確認、飛行決心)
- 9 テイクオフ(風に正対したテイクオフ・スムーズな加速・方向修正)
- 10 スピードコントロール(遅すぎたり、失速しないように)
- 11 ランディング(風に正対し、足で着陸する)
- 12 コントロール要領(コントロールバーの機能、バープレッシャー感、初動、持続、停止)
- 13 直線飛行(方向修正、指定方向保持)
- 14 A級総合科目 9・11.13・

#### 習得判断基準

3回成功した場合、各技能を習得したものとみなす

#### 6. 学科科目表 :

##### ハンググライダー及び装備

- 1 ハンググライダーの構造、機体各部名称と素材
- 2 安全の為の服装と装備 (ヘルメット、ハーネス、パラシュート、グローブ、シューズ、タイヤ、ウェアなど)
- 3 操作方法 (スピード=ピッチコントロール、旋回=ウエイトシフト・ロールコントロール)

##### パイロット

- 4 身体的要素(健康、疲労、睡眠、薬物、アルコール)

##### 空気力学

- 5 翼の揚力(エアスピード、迎角、翼の上と下の圧力差)
- 6 翼の抗力(エアスピードと迎角の増加に比例する)
- 7 前進力(地上ー走る、空中ー重力を利用しながら前進する)
- 8 対気速度と対地速度 (ヘッドウインドとテールウインド、なぜ風に正対して離着陸するのか)
- 9 失速 I (なぜ、危険、認識、回避、回復)
- 10 操縦方法と原理(ウエイトシフトコントロールとピッチコントロール、エレベーター、ラダー、エルロン)

##### 気象学

- 11 風の計測、速度、方向(実測、体感、m/s、km/h、ノット)
- 12 地形による風の変化 (風の流れ、ローター、リッジ、ウインドシアア、吹き抜け)
- 13 ウインドグラジェント(地表および上空の風)
- 14 安全と危険の見分け(風速、風向、変化等)

##### ルールと法規

- 15 日本ハング・パラグライディング連盟(FAIとJHF)
- 16 フライヤー登録(システム、料金、保険)
- 17 ハンググライディング技能証(A、B、C、パイロット、クロスカントリー、補助動力、タンデム)

18 スクール及びトレーニング(JHF 教員、助教員、A級課程)

実際の飛行と安全

19 フライトプラン(情報を元に観察、評価、決定、実行)

20 飛行準備(決まりごと、点検、重要な点は二重点検)

21 飛行訓練(実際のフライトについての注意、間違いと危険)

22 危険及び緊急の状況(準備不足・グランドハンドリング・失速・風のコンディション・理解不足・身体と精神の要素・パイロットマナーの不足・めまい・アクシデント)

#### 7. ハンググライディングA級パイロット技能証検定試験

1 実技検定試験科目 9・11・13

合格基準 安全に試験科目を実演すること

2 学科検定試験科目

・JHF出題の学科検定試験問題に合格すること

合格判定基準 正解率70%以上

・試験の実施は教員が行い、点数の不足する者に対しては再教育を行うこと

・試験は口頭でも可

#### 4)-1-1-4 ハンググライディングA級パイロット技能証学科検定試験規則

1) ハンググライディングA級パイロット技能証学科検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定科目」に基づき、JHF作成の学科試験問題を使用しハンググライディング教員が随時行う。

ただし、口頭試問でも可とする。

2) ハンググライディング教員は学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、実技検定試験に併せて合格した者の技能証の申請を速やかに行わなければならない。正解率70%以上を合格とする。

#### 4)-1-1-5 ハンググライディングA級パイロット技能証実技検定試験規則

1) ハンググライディングA級パイロット技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定科目」に基づき、ハンググライディング教員が随時行う。

2) ハンググライディング教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、学科検定試験に併せて合格した者の技能証の申請を速やかに行わなければならない。

#### 4)-1-2 ハンググライディングB級パイロット技能証

##### 4)-1-2-1 ハンググライディングB級パイロット技能証の効力

ハンググライディングB級パイロット技能証を有する者は、ハンググライディング教員又は助教員の監督を受ける場合及び、ハンググライディング教員又は助教員からその監督を依頼されたハンググライディングパイロット技能証を有する者の監督を受ける場合に、その習得した技能の範囲内での飛行の練習を行う事が出来る。

##### 4)-1-2-2 ハンググライディングB級パイロット技能証の申請資格

ハンググライディングB級パイロット技能証は、次に定める年令、資格、及び経歴を有する者でなければ申請することが出来ない。

- 1) 申請を行う日迄に14才に達していること。ただし、保護者の承認が有れば限定しない。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) ハンググライディングA級パイロット技能証を有すること。
- 4) ハンググライダーの操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、ハンググライディングB級パイロット技能証課程を修了すること。
- 5) ハンググライディングB級パイロット技能証学科検定試験に合格すること。
- 6) ハンググライディングB級パイロット技能証実技検定試験に合格すること。
- 7) ハンググライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 8) 20才未満の者については、保護者の承認を得ること。
- 9) 国内外で同等の技能証を取得したものは3)から6)の項目に該当しなくても理事会の承認が有れば申請出来る。

##### 4)-1-2-3 ハンググライディングB級パイロット技能証課程と検定試験科目

###### 1. 目標：B級技能証の習得

単独にてハンググライダーを操縦し、左180度旋回および右180度旋回を行う技能及び指定された着陸地帯に着陸を行う技能を習得する。

###### 2. 練習生：ハンググライディングA級技能証を有する者。

###### 3. 練習：成功飛行回数20回以上、合計飛行時間は特に制限なし

###### 4. 科目数：実技科目 14科目

学科科目 23科目

###### 5. 実技科目表：

- 1 フライトプラン(各フライトにおける判断・決心・計画の確認と宣言)
- 2 飛行準備(機体、装備品、その他の用意と安全性の点検、確認)
- 3 周囲警戒(空中および地上の安全性確認・風のチェックと他機および障害物)
- 4 テイクオフ(スタート位置・風に正対した走行・均等な加速)

- 5 スピードコントロール (直線飛行における最良滑空速度と最小沈下速度)
- 6 軽いピッチング(軽い速度の増減、失速に対する注意)
- 7 180度旋回(左旋回、右旋回、開始方向と停止方向、持続操作)
- 8 90度左右連続旋回(繰り返し操作)
- 9 45度左右連続旋回(繰り返し操作)
- 10 ランディングアプローチ(着陸地帯への進入判断、持続操作)
- 11 正確なランディング (風に正対した着陸、着陸地帯内への着陸、他機警戒)
- 12 機材の点検、調整 (パイプの曲がり・凹み、各部の変形、セールの破れ・傷、ロープ類)
- 13 機材の収納(丁寧に収納、保護パッド、汚れ)
- 14 B級総合科目           4・9・10・11

習得判断基準

3回成功した場合に各科目を習得したものとみなす

## 6. 学科科目表

### ハングライダー及び装備

- 1 各部の機能と取扱い
- 2 運用限界
- 3 メンテナンス
- 4 性能(L/D、スピードレンジ、最小沈下、ペネトレーション)
- 5 操縦性(バープレッシャー、レスポンス、回復、安定)

### パイロット

- 6 マナー (地上においても空中においても他機の妨げにならないよう行動する)
- 7 精神的要素 (高さに対する不安と恐怖、自分の能力と限界、自信過剰、緊張、プレッシャー、集中力、パニック)

### 空気力学

- 8 揚力の要素 (翼断面、翼面積、アスペクト比、空気密度、対気速度、迎角)
- 9 抗力の要素(空気密度、迎角、表面積、有害抵抗、誘導抵抗、翼端流)
- 10 荷重(重力、体重、旋回、突風、乱気流、速度)
- 11 滑空比
- 12 最小沈下速度(使い方、注意、性能)
- 13 最良滑空速度(使い方、注意、性能)
- 14 風の効果 (対気速度と対地速度、ヘッドウインドとテールウインド、クロスウインド)

### 気象学

- 15 風(高気圧から低気圧への流れ、温度差による対流)
- 16 天気予報と評価(マーク・風を読む・認識)
- 17 ローカルコンディション(エリアごとの特徴)
- 18 リッジ効果(風の強さ、斜面の角度・変化・幅)

- 19 ウインドシアー(状況、危険)
- 20 安全・危険なコンディションの認識
- 21 ローカルルール(エリアごとのルール)
- 22 トラフィックルールとマナー (右側優先、スピードの遅いものの優先下にいるものの優先)

#### 実際の飛行と安全

- 23 安全な飛行

### 7. ハンググライディングB級パイロット技能証検定

- 1 実技検定試験科目 4・9・10・11

合格基準 試験科目を実演し単独にて安全に安定した飛行が出来る

- 2 学科検定試験科目

- ・ JHF出題の学科検定試験問題に合格すること

合格判定基準 正解率70%以上

- ・ 試験の実施は教員が行い、点数の不足する者に対しては再教育を行うこと
- ・ 試験は口頭でも可

#### 4)-1-2-4 ハンググライディングB級パイロット技能証学科検定試験規則

- 1) ハンググライディングB級パイロット技能証学科検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定科目」に基づき、JHF作成の学科試験問題を使用しハンググライディング教員が随時行う。  
ただし、口頭試問でも可とする。
- 2) ハンググライディング教員は学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、実技検定試験に併せて合格した者の技能証の申請を速やかに行わなければならない。正解率70%以上を合格とする。

#### 4)-1-2-5 ハンググライディングB級パイロット技能証実技検定試験規則

- 1) ハンググライディングB級パイロット技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定科目」に基づき、ハンググライディング教員が随時行う。
- 2) ハンググライディング教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、学科検定試験に併せて合格した者の技能証の申請を速やかに行わなければならない。

#### 4)-1-3 ハンググライディングC級パイロット技能証

##### 4)-1-3-1 ハンググライディングC級パイロット技能証の効力

ハンググライディングC級パイロット技能証を有する者は、ハンググライディング教員又は助教員の監督を受ける場合及び、ハンググライディング教員又は助教員からその監督を依頼されたハンググライディングパイロット技能証を有する者の監督を受ける場合に、その習得した技能の範囲内での飛行の練習を行う事が出来る。

##### 4)-1-3-2 ハンググライディングC級パイロット技能証の申請資格

ハンググライディングC級パイロット技能証は、次に定める年令、資格、及び経歴を有する者でなければ申請することが出来ない。

- 1) 申請を行う日迄に14才に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) ハンググライディングB級パイロット技能証を有すること。
- 4) ハンググライダーの操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、ハンググライディングC級パイロット技能証課程を修了すること。
- 5) ハンググライディングC級パイロット技能証の学科検定試験の合格すること。
- 6) ハンググライディングC級パイロット技能証実技検定に合格すること。
- 7) ハンググライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 8) 20才未満の者については、保護者の承認を得ること。
- 9) 国内外で同等の技能証を取得したものは3)から6)の項目に該当しなくても理事会の承認が有れば申請出来る。

##### 4)-1-3-3 ハンググライディングC級パイロット技能証課程と検定試験科目

###### 1. 目標：C級パイロット技能証の習得

単独にてハンググライダーを操縦し、左360度旋回および右360度旋回を行う技能および指定された地点に進入を行って着陸する技能を習得する。

###### 2. 練習生：ハンググライディングB級技能証を有する者。

###### 3. 練習：合計飛行時間10時間以上 成功飛行回数50回以上

1回30分以上のリフト内飛行を3回以上

###### 4. 科目数 実技科目 16科目

学科科目 29科目

###### 5. 実技科目表：

- 1 機材取扱い（緊急パラシュートの装着および使用法の理解・シミュレーションでの放出）
- 2 フライトプラン（上空でのタスクとアプローチの方法）
- 3 飛行準備（機体、装備品、その他の用意と安全性の点検、確認）

- 4 周囲警戒(空中および地上の安全性確認、他機警戒)
- 5 テイクオフ(補助者付きのテイクオフ)
- 6 リフトの中での飛行
- 7 最小沈下速度での飛行(直線飛行、緩旋回飛行、正常飛行への回復)
- 8 高速飛行(直線飛行、緩旋回飛行、正常飛行への回復)
- 9 180度旋回左右連続(3回連続、開始、切替、停止方向一定)
- 10 クロスウインド飛行
- 11 360度連続旋回(開始方向と停止方向、持続操作)
- 12 軽い失速および回復(直線飛行中)
- 13 ソアリング要領(リフト内での旋回、失速に対する注意・合計1時間以上)
- 14 正確なアプローチとランディング(8字旋回高度処理、半径25m以内)
- 15 機体および装備品の保守・点検
- 16 C級パイロット技能証総合科目 9・11・13・14  
習得判断基準

3回成功した場合、各技能を習得したものとみなす

## 6. 学科科目

### ハンググライダー及び装備

- 1 デザインの要素(上級機の特徴)
- 2 メンテナンス
- 3 計器(昇降計、高度計、速度計、コンパス、バログラフ)
- 4 服装と装備Ⅱ(高高度飛行のための)

### パイロット

- 5 管理
- 6 身体的要素

### 空気力学

- 7 失速Ⅱ(旋回中、加速、リフトの中、突風、乱気流)
- 8 スピン、スパイラル、横滑り、スリップ
- 9 ポーラカーブ(失速、最小沈下、最良滑空、最高速度)
- 10 風の効果(ベンチュリー効果)
- 11 翼端流(アスペクト比、地面効果)

### 気象学

- 12 突風、乱気流、リフト、風下、ウインドシアー、サーマル、変化、
- 13 サーマルⅠ(乱気流、雲、温度)
- 14 雲Ⅰ(積雲、積乱雲、レンズ雲)
- 15 気団と前線(寒冷前線と温暖前線)
- 16 ウェーブ(乱気流、場所、雲、温度)

17 サーマルⅡ(メカニズム、発生から消滅、利用法)

18 寒冷前線(メカニズム、危険性、兆候)

19 雲Ⅱ(フライト条件)

20 天気予報

ルールと規則

21 空域と他の航空交通(管制空域と空港・その他の空域)

22 情報

23 その他の規則

実際の飛行と安全

24 フライトプラン(計画にそったフライト)

25 危険及び緊急の状況(技術不足のテイクオフ・クラッシュ・エマージェンシーランディング、標高1、500m以上でのテイクオフ・ぎりぎりの演習(緊急動作・慣れない状態・身体と精神の要素・パイロットマナー不足・めまい・緊急時の演習・事故))

26 ツリーランディングの対処

27 クロスウインド飛行(偏流修正飛行)

28 ソアリング

7. ハンググライディングC級パイロット技能証検定試験

1 実技検定試験科目 4・9・10・11

合格基準 試験科目を実演し単独にて安全に安定した飛行が出来る

2 学科検定試験科目

・教員が行うハンググライディングC級パイロット技能証学科検定試験に合格すること

・合格判定基準 正解率70%以上

4)-1-3-4 ハンググライディングC級パイロット技能証学科検定試験規則

1) ハンググライディングC級パイロット技能証学科検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定科目」に基づき、JHF作成の学科試験問題を使用しハンググライディング教員が随時行う。

ただし、口頭試問でも可とする。

2) ハンググライディング教員は学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、実技検定試験に併せて合格した者の技能証の申請を速やかに行わなければならない。正解率70%以上を合格とする。

4)-1-3-5 ハンググライディングC級パイロット技能証実技検定試験規則

1) ハンググライディングC級パイロット技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定科目」に基づき、ハンググライディング教員が随時行う。

2) ハンググライディング教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、学科検定試験に併せて合格した者の技能証の申請を速やかに行わなければならない。

#### 4)-1-4 ハンググライディングパイロット技能証

##### 4)-1-4-1 ハンググライディングパイロット技能証の効力

ハンググライディングパイロット技能証を有する者は、管理された空域において、ハンググライダーによる競技飛行、記録飛行、検定飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うほか、ハンググライディング教員又は助教員の依頼を受けた場合は、その指定されたハンググライダー練習生技能証を有する者の飛行を監督することが出来る。

##### 4)-1-4-2 ハンググライディングパイロット技能証の申請資格

ハンググライディングパイロット技能証は、次に定める年令、資格、及び経歴を有する者でなければ申請することが出来ない。

- 1) 申請を行う日迄に 16 才に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) ハンググライディング C 級パイロット技能証を有すること。
- 4) ハンググライダーの操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、ハンググライディングパイロット技能証課程を修了すること。
- 5) ハンググライディングパイロット技能証学科検定に合格すること。
- 6) ハンググライディングパイロット技能証実技検定に合格すること。
- 7) ハンググライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 8) 20 才未満の者については、保護者の承認を得ること。
- 9) 国内外で同等の技能証を取得したものは 3) から 6) の項目に該当しなくても理事会の承認が有れば申請出来る。

##### 4)-1-4-3 ハンググライディングパイロット技能証課程と検定試験科目

###### 1. 目標：パイロット技能証の習得

単独にてハンググライダーを操縦し、サーマルおよびリッジソアリングを含む飛行技能および指定されたエアールールや気象条件に適合した飛行を習得する。

###### 2. 練習生：ハンググライダー C 級パイロット技能証の所有者。

###### 3. 練習：合計飛行時間 40 時間以上 飛行回数特に制限なし

###### 4. 科目数：実技科目 20 科目

学科科目 14 科目

###### 5. 実技科目表：

- 1 飛行準備 (機体、装備品、その他の用意と安全性確認)
- 2 フライトプラン
- 3 周囲警戒 (空中および地上の安全性確認および他機警戒)
- 4 出発およびテイクオフ (周囲警戒、気象判断、出発決心)

- 5 180度レイジーエイト (左右各連続2回、上昇・降下、開始・切替・停止の方向一定)
- 6 360度連続急旋回 (左右各連続3回、バンク45度、開始・停止の方向一定)
- 7 180度サイドアプローチ
- 8 オーバーヘッドアプローチ
- 9 指定地ランディング(指定地点から半径25m以内への着陸)
- 10 360度旋回(深いバンク・ピッチ最大限)
- 11 360度旋回(最小沈下・緩いバンク)
- 12 旋回飛行中の失速および回復
- 13 スパイラル降下の回避および回復
- 14 不安定要素のあるコンディションでの飛行(強めのサーマル等)
- 15 リッジソアリング(合計飛行時間4時間以上)
- 16 サーマルソアリング(合計飛行時間4時間以上)
- 17 場外着陸(未知の着陸場所へ正確にアプローチする)
- 18 機体および装備品の点検
- 19 機体および装備品の保守・修理
- 20 パイロット総合科目 7・9.12・14・15

習得判断基準

3回成功した場合に各科目を習得したものとみなす

## 6. 学科科目表

ハンググライダー及び装備

- 1 構造上の制限
- 2 安定性
- 3 チューニング(効果と注意点)

空気力学

- 4 G-荷重(乱気流中での動作とスピード及び修正)
- 5 アスペクト比

気象

- 6 サーマルⅡ
- 7 ウェーブⅡ
- 8 危険なコンディション
- 9 天気図

10 低気圧と高気圧

ルールと規制

11 航空法規

実際の飛行と安全

12 競技会

13 着水

#### 7. ハンググライディングパイロット技能証検定試験

1 実技検定試験科目 7・12・14・15又は16・9

合格基準 試験科目を実演し安全に安定した飛行が出来る

2 学科検定試験科目

- ・ 教員が行うハンググライディングパイロット技能証学科検定試験に合格すること
- ・ 合格判定基準 正解率70%以上

#### 4)-1-4-4 ハンググライディングパイロット技能証学科検定試験規則

- 1) ハンググライディングパイロット技能証学科検定試験は、ハンググライディング教員技能証を有する者が随時行う。
- 2) ハンググライディングパイロット技能証学科検定試験は J H F から提供された試験問題を使用し、ハンググライディング教員の監督の下に行わなければならない
- 3) 学科検定試験を行った教員は、学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定しなければならない。正解率70%以上を合格とする。
- 4) 学科検定試験を行った教員は学科検定試験終了後、間違った理解をしている受験者に適切な教育を行わなければならない。
- 5) 学科検定試験を行った教員は学科検定試験の合否を証明することが出来る。

#### 4)-1-4-5 ハンググライディングパイロット技能証実技検定試験規則

- 1) ハンググライディングパイロット技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定科目」に基づき、ハンググライディング教員が随時行う。
- 2) 実技検定試験を実施した教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、証明しなければならない。また、学科検定試験に合格した者が実技検定試験に合格した場合、技能証の申請を速に行わなければならない。

#### 4)-1-5 ハンググライディング補助動力技能証

##### 4)-1-5-1 ハンググライディング補助動力技能証の効力

ハンググライディング補助動力技能証を有する者は、管理された空域において、補助動力ハンググライダーによる競技飛行、記録飛行、検定飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うほか、ハンググライディング補助動力技能証を有するハンググライディング教員又は助教員の依頼を受けた場合は、その指定されたハンググライディングパイロット技能証を有する者が行うハンググライディング補助動力技能証課程の練習飛行を監督することが出来る。

##### 4)-1-5-2 ハンググライディング補助動力技能証の申請資格

ハンググライディング補助動力技能証は、次に定める年令、資格、及び経歴を有する者でなければ申請することが出来ない。

- 1) 申請を行う日迄に 16 才に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) ハンググライディングパイロット技能証を有すること。
- 4) 補助動力ハンググライダーの操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、ハンググライディング補助動力技能証課程を修了すること。
- 5) ハンググライディング補助動力技能証学科検定に合格すること。
- 6) ハンググライディング補助動力技能証実技検定に合格すること。
- 7) ハンググライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 8) 20 才未満の者については、保護者の承認を得ること。
- 9) 国内外で同等の技能証を取得したものは 3) から 6) の項目に該当しなくても理事会の承認が有れば申請出来る。

##### 4)-1-5-3 ハンググライディング補助動力技能証課程と検定試験科目

###### 1. 目 標：補助動力技能証の取得習得

ハンググライディングパイロット技能証を有する者が、補助動力を装備して飛行を行うのに必要な技能を習得する。

###### 2. 練習生：ハンググライディングパイロット技能証の所有者

###### 3. 練習：練習時間 3 時間、(飛行回数 20 回)

###### 4. 科目数：30 科目、内訳 習得科目 8 科目 (○印)、試験科目 7 科目 (●印)

訓練科目 15 科目 (無印、△印)

###### 5. 科目表：

- 1. 飛行準備 (機体、装備品、動力装置、燃料、その他の用意と安全確保)
- 2. エンジンの始動・停止 (消火器、プロペラ回転、プロペラ後流、消音装置)
- 3. エンジンのスロットル操作 (始動、全開、巡航、アイドリング)
- 4. 周囲警戒 (空中及び地上の安全性確認及び他機警戒)

- 5. 出発及び助走（周囲警戒、気象判断、出発決心）
- 6. 離陸及び初期上昇（速度、姿勢及びコースの保持）
  - 7. 上昇直線飛行（速度、上昇率、針路、コースの一定保持）
  - 8. 上昇90度旋回（左旋回、右旋回）
  - 9. 上昇180度旋回（左旋回、右旋回、速度、上昇率、一定バンクの保持）
  - 10. 上昇180度旋回（左右交互に連続3回）
- 11. 上昇360度連続旋回（左右、各連続3回、速度、上昇率、バンク保持）
  - 12. 水平直線飛行（速度、高度、針路、コースの一定保持）
  - 13. 水平旋回飛行（左右、90度、180度、360度、連続旋回、バンク・高度保持）
  - 14. 降下直線飛行（高度、針路、コースの一定保持）
  - 15. 降下旋回飛行（左右、90度、180度、360度、連続旋回、バンク保持）
- 16. オンパイロン 360度連続旋回（左右、各連続3回、旋回半径保持、高度保持）
  - 17. 四角形場周飛行（飛行コースの保持、旋回地点、離陸地点の確認、他機警戒）
- 18. 180度サイド・アプローチ（90度2回の場周進入、進入判断、他機警戒）
- 19. オーバーヘッド・アプローチ（着地地点上空通過の進入、進入判断、他機警戒）
- 20. 指定地着陸 パワーオフ、指定地点から半径25m以内の着陸及び停止
  - 21. プロペラの回転降下 トルク、スラスト、後流、ジャイロプレセッション
- △22. 水平飛行中の失速及び回復 座学、実施の際は十分な余裕高度
- △23. 急上昇中の失速及び回復 座学、実施の際は十分な余裕高度
- △24. 旋回飛行中の失速及び回復 座学、実施の際は十分な高度
- △25. 連続旋回中のスパイラル降下からの回復 座学、実施の際は十分な余裕高度
- △26. 離陸後にエンジンが停止した場合の処置 座学、実施の際は十分な余裕高度
- 27. 機体の収納及び運搬
- 28. 機体、補助動力装置及び装備品の点検・調整
- 29. 機体補助動力装置及び装備品の保守・修理
- 30. 補助動力試験科目：●印（2、6、11、16、18、20）

## 6. 備考

1. この補助動力課程は、ハングライダーのパイロット技能証所有者が操縦練習を行うために必要最小限の練習科目を示す。科目は、原則としてパワーオン(エンジン作動中)で実施する。
2. 使用する機材は、JHSC（日本ハング・パラグライディング安全性委員会）に登録されていることが望ましい。
3. 機材の使用法及び操作方法については、その取扱書の指示に従うこと。  
特に、燃料の補給、エンジンの始動・操作・停止、離陸・着陸・不時着陸、飛行中の緊急事態の発生、等の場合における火災予防・消火行動の対応能力は、きわめて大切である。
4. ○印は、単独操縦で確実に実施できなければならない習得すべき科目を示す。確実に、引き

続き3回実施できた場合は、習得できたものとみなすことができる。

5. 無印は、○印科目の為の予習科目及び操作熟練の為の演習科目である。
6. △印は、緊急処置を教育し訓練する科目である。
7. 動力を作動して飛行している場合は、動力装置の無い機体及び動力を停止している機体の飛行に対して、その進路を譲ること。
8. 補助動力技能検定の受験迄の最少練習時間は3時間、最少飛行回数は20回とする。  
(実情に応じ、最少練習時間及び最少飛行回数を超えて実施することが望ましい)
9. 習得すべき操縦の精度は、次のとおりとする。
  - a) 前後の姿勢は、確実に安定させる事が出来る。
  - b) 旋回中のバンクは、確実に安定させ、一定に保持する事が出来ること。
  - c) 直線方向の保持及び旋回停止方向の誤差は、±10度以内に保つこと。
10. 指定地着陸は左場周と右場周がいずれも確実に実施出来ること。  
これは、野外飛行で適正な着陸場所を選定し、有害な障害物を越えて限られた場所の地域内に安全な着陸を行い、停止することが出来る技能を訓練する。
11. 練習飛行を行う場合の気象状況は、次のとおりとする。
  - a) 雲高：雲低高度は、離陸高度より150m以上高いこと。飛行中、雲に入る恐れがないこと。
  - b) 視程：水平視程は、2 km以上あること。
  - c) 風向：出発方向から左右各30度以内の範囲とする。
  - d) 風速：平均4 m/s以内とする。瞬間最大は6 m/s以内とする。  
風向の振れがある場合は、状況によりその限度を下げるものとする。
12. 機材は、自らの責任で管理し、自らの判断で安全性が確認出来ること。
13. 飛行は、すべて自らの責任で判断出来ること。

#### 7. ハンググライディング補助動力技能証検定試験

1 実技試験科目 2・6・11・16・18・20

合格基準 試験科目を実演し安全に安定した飛行が出来る

2 学科試験科目

ハンググライディング補助動力技能証を有する教員が行うハンググライディング補助動力技能証学科検定試験に合格すること

・合格判定基準＝正解率70%以上

#### 4)-1-5-4 ハンググライディング補助動力技能証学科検定試験規則

- 1) ハンググライディング補助動力技能証学科検定試験は、ハンググライディング補助動力技能証を有するハンググライディング教員が随時行う。
- 2) ハンググライディング補助動力技能証学科検定試験は J H F から提供された試験問題を使用し、ハンググライディング補助動力技能証を有するハンググライディング教員の監督の下に行わなければ

ばならない

- 3) 学科検定試験を行った教員は、学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定しなければならない。  
正解率70%以上を合格とする。
- 4) 学科検定試験を行った教員は学科検定試験終了後、間違っただ理解をしている受験者に適切な教育を行わなければならない。
- 5) 学科検定試験を行った教員は学科検定試験の合否を証明することが出来る。

#### 4)-1-5-5 ハンググライディング補助動力技能証実技検定試験規則

- 1) ハンググライディング補助動力技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定科目」に基づき、ハンググライディング補助動力技能証を有するハンググライディング教員が随時行う。
- 2) 実技検定試験を実施した教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、証明しなければならない。また、学科検定試験に合格した者が実技検定試験に合格した場合、技能証の申請を速かに行わなければならない。

#### 4)-1-6 ハンググライディングクロスカントリー技能証

##### 4)-1-6-1 ハンググライディングクロスカントリー技能証の効力

ハンググライディングクロスカントリー技能証を有する者は、航空法などあらゆる関連法規を遵守し、クロスカントリーフライトによる競技飛行、記録飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うほか、パラグライディングクロスカントリー技能証を有するパラグライディング教員又は助教員の依頼を受けた場合は、その指定されたパラグライディングパイロット技能証を有する者が行うパラグライディングクロスカントリー技能証課程の練習飛行を監督することが出来る。

##### 4)-1-6-2 ハンググライディングクロスカントリー技能証の申請資格

ハンググライディングクロスカントリー技能証は、次に定める年令、資格、及び経歴を有する者でなければ申請することが出来ない。

- 1) 申請を行う日迄に 18 才に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) ハンググライディングパイロット技能証を有すること。
- 4) クロスカントリー飛行のためのハンググライダーの操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、ハンググライディングクロスカントリー技能証課程を修了すること。
- 5) ハンググライディングクロスカントリー技能証学科検定に合格すること。
- 6) ハンググライディングクロスカントリー技能証実技検定に合格すること。
- 7) ハンググライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 8) 20 才未満の者については、保護者の承認を得ること。
- 9) 国内外で同等の技能証を取得したものは 3) から 6) の項目に該当しなくても理事会の承認が有れば申請出来る。

##### 4)-1-6-3 ハンググライディングクロスカントリー技能証課程と検定試験科目

###### 1. 目標：ハンググライディングクロスカントリー技能証の習得

単独にてハンググライダーを操縦し、ソアリングを含むクロスカントリー飛行の確実性と安全性の確保および航空交通の秩序と安全性を保つ技能を習得する。

###### 2. 練習生：ハンググライディングパイロット技能証を有する者

###### 3. 練習：合計飛行時間20時間 5回以上のクロスカントリー飛行

###### 4. 科目数： 実技科目 6科目

学科科目 8科目

###### 5. 実技科目表：

- 1 フライトプラン
- 2 いろいろなコンディションでのソアリング

- 3 場外着陸(未知の着陸場へ正確にアプローチする)
- 4 滞空時間2時間以上の飛行を3回
- 5 習得高度500m以上の飛行を3回
- 6 水平距離5km以上のクロスカントリー飛行を5回 (損失高度1/10以下・フライトプラン・報告)
- 7 クロスカントリー試験科目

実技試験は実施せず、フライトログブックでの確認を行う。

6. 学科科目表：

- 1 飛行準備 (野外飛行のための機体、装備品、その他の用意と安全性確認)
- 2 飛行計器、航法計器、飛行記録計測器、航空用地図の取扱および諸手続き
- 3 飛行計画の作成 (飛行コース、飛行高度、飛行時刻、飛行時間、不時着地)
- 4 気象情報の入手と判断
- 5 飛行情報の入手と判断
- 6 事故発生時の処置および対応手続き
- 7 野外飛行に必要な諸手続きと法律上の諸手続き
- 8 飛行を完了した場合の通報

7. クロスカントリー技能証検定

- 1 実技科目表の6をログブックで確認し、実技試験は実施しない。

2 学科試験科目

- ・ハンググライディングクロスカントリー技能証を有する教員が行うハンググライディングクロスカントリー技能証学科検定試験に合格すること
- ・合格判定基準＝正解率70%以上

4)-1-6-4 ハンググライディングクロスカントリー技能証学科検定試験規則

- 1) ハンググライディングクロスカントリー技能証学科検定試験は、ハンググライディングクロスカントリー技能証を有するハンググライディング教員が随時行う。
- 2) ハンググライディングクロスカントリー技能証学科検定試験は J H F から提供された試験問題を使用し、ハンググライディングクロスカントリー技能証を有するハンググライディング教員の監督の下に行わなければならない。
- 3) 学科検定試験を行った教員は、学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定しなければならない。正解率70%以上を合格とする。
- 4) 学科検定試験を行ったハンググライディング教員は学科検定試験終了後、間違った理解をしている受験者に適切な教育を行わなければならない。
- 5) 学科検定試験を行ったハンググライディング教員は学科検定試験の合否を証明することが出来る。

4)-1-6-5 ハンググライディングクロスカントリー技能証実技検定試験規則

- 1) ハンググライディングクロスカントリー技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定科

目」に基づき、ハンググライディングクロスカントリー技能証を有するハンググライディング教員が随時行う。

- 2) 実技検定試験を実施した教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、証明しなければならない。また、学科検定試験に合格した者が実技検定試験に合格した場合、技能証の申請を速に行わなければならない。

#### 4)-1-7 ハンググライディングタンデム技能証

##### 4)-1-7-1 ハンググライディングタンデム技能証の効力

ハンググライディングタンデム技能証を有する者は、管理された空域において、1名の同乗者と共にタンデムハンググライダーによる競技飛行、記録飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うほか、ハンググライディングタンデム技能証を有するハンググライディング教員又は助教員の依頼を受けた場合は、その指定されたハンググライディングパイロット技能証を有する者が行うハンググライディングタンデム技能証課程の練習飛行を監督することが出来る。

##### 4)-1-7-2 ハンググライディングタンデム技能証の申請資格

ハンググライディングタンデム技能証は、次に定める年令、資格、及び経歴を有する者でなければ申請することが出来ない。

- 1) 申請を行う日迄に20才に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) ハンググライディングパイロット技能証を有すること。
- 4) タンデム飛行のためのハンググライダーの操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、ハンググライディングタンデム技能証課程を修了すること。
- 5) ハンググライディングタンデム技能証学科検定に合格すること。
- 6) ハンググライディングタンデム技能証実技検定に合格すること。
- 7) ハンググライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 8) 国内外で同等の技能証を取得したものは3)から6)の項目に該当しなくても理事会の承認が有れば申請出来る。

##### 4)-1-7-3 ハンググライディングタンデム技能証課程と検定試験科目

###### 1. 目標：ハンググライディングタンデム技能証の習得

1名の同乗者を搭載してハンググライダーを操縦し、高い安全性と確実性を確保したタンデム飛行を行う技能を習得する。

###### 2. 練習生：ハンググライディングパイロット技能証を有しハンググライディングパイロット技能証の交付日から20時間以上の合計飛行時間記録及び50回以上の離着陸記録を有する者。

###### 3. 練習：同乗者（パッセンジャー）としての経験を含む15回以上のタンデム飛行

###### 4. 科目数： 実技科目 8科目 学科科目 8科目

###### 5. 実技科目表：

1. 飛行準備（機体、装備品、その他安全確保に必要な準備、同乗者への事前講習、同乗者の同意の確認  
タンデム制度、保険制度の説明と理解の確認）
2. フライトプラン（予測される飛行条件、上空でのタスク、アプローチについての判断、予測される障

害への事前の措置)

3. 同乗者の管理（心理状態と肉体条件の把握と管理、フライトプランおよび緊急時の行動手順の説明と理解の確認）
4. 同乗者を搭載しての確実に安全性の高いテイクオフとランディング（走り出すタイミング、離着陸時の機体のバランス、フレアによる停止）
5. いろいろなコンディションでのタンデム飛行の経験（無風、リッジ、サーマル、他）
6. ハンググライディングタンデム技能証を有する者をパイロット（機長）とする、高度差150m以上あるいは滞空2分以上のタンデム飛行を5回以上
7. ハンググライディングタンデム技能証を有する者を同乗者（パッセンジャー）とする、高度差150m以上あるいは滞空2分以上のタンデム飛行を5回以上
8. ハンググライディングタンデム技能証を有するハンググライディング教員を同乗者（パッセンジャー）とする、高度差150m以上あるいは滞空2分以上のタンデム飛行を5回以上

## 6. 学科科目表

機材

1. 安全性を高める機材の使用方法和安全対策の知識
2. 搭載重量と翼面荷重の計算方法と、翼面荷重の増大が飛行性能と飛行特性に及ぼす影響

フライトプラン

3. タンデム飛行によって生じる障害要因の理解と対策

同乗者の管理

4. 心理状態、肉体条件と飛行との関係
5. 操縦者の言動が及ぼす影響
6. 飛行中の注意点、緊急時の対処

関連制度の把握

7. フライヤー登録制度の理解
8. 傷害保険と賠償責任保険の理解

## 7. ハンググライディングタンデム技能証検定試験

1. 実技検定試験科目 1・2・3・4

ハンググライディングタンデム技能証を有するハンググライディング教員が同乗者（パッセンジャー）としてタンデム飛行3回の実技検定試験を行う。この検定は「実技科目表8」を兼ねることが出来る。

合格基準 試験科目を実演し高度な安全性を確保された同乗飛行が出来る

### 2 学科検定試験科目

- ・ハンググライディングタンデム技能証を有する教員が行うハンググライディングタンデム技能証学科検定試験に合格すること

- ・合格判定基準 正解率80%以上

#### 4)-1-7-4 ハンググライディングタンデム技能証学科検定試験規則

- 1) ハンググライディングタンデム技能証学科検定試験は、ハンググライディングタンデム技能証を有するハンググライディング教員が随時行う。
- 2) ハンググライディングタンデム技能証学科検定試験はJHFから提供された試験問題を使用し、ハンググライディングタンデム技能証を有するハンググライディング教員の監督の下に行わなければならない。
- 3) 学科検定試験を行った教員は、学科検定試験終了後、採点を行い、可否を判定しなければならない。正解率80%以上を合格とする。
- 4) 学科検定試験を行った教員は学科検定試験終了後、間違った理解をしている受験者に適切な教育を行わなければならない。
- 5) 学科検定試験を行った教員は学科検定試験の可否を証明することが出来る。

#### 4)-1-7-5 ハンググライディングタンデム技能証実技検定試験

- 1) ハンググライディングタンデム技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定科目」に基づき、ハンググライダータンデム技能証を有するハンググライディング教員が随時行う。
- 2) 実技検定試験を実施した教員は実技検定試験終了後、採点を行い、可否を判定し、証明しなければならない。また、学科検定試験に合格した者が実技検定試験に合格した場合、技能証の申請を速に行わなければならない。

#### 4)-1-8 ハンググライディング助教員技能証

##### 4)-1-8-1 ハンググライディング助教員技能証の効力

ハンググライディング助教員技能証を有する者は、発効日から3年間に限り次の各項に定める事項を行う事が出来る。

- 1) ハンググライディングA級パイロット技能証課程、ハンググライディングB級パイロット技能証課程、ハンググライディングC級パイロット技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) ハンググライディングパイロット技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 3) ハンググライディングパイロット技能証を有する者を、ハンググライディングA級パイロット技能証課程、ハンググライディングB級パイロット技能証課程、ハンググライディングC級パイロット技能証課程、ハンググライディングパイロット技能証課程の実技教育の助手として使用すること。
- 4) ハンググライディングパイロット技能証を有する者に、指定したハンググライディングA級パイロット技能証、ハンググライディングB級パイロット技能証、ハンググライディングC級パイロット技能証を有する者の飛行の監督を依頼すること。
- 5) ハンググライディングA級パイロット技能証課程、ハンググライディングB級パイロット技能証課程、ハンググライディングC級パイロット技能証課程、ハンググライディングパイロット技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。

##### 4)-1-8-2 ハンググライディング助教員技能証の申請資格

ハングググライダー助教員技能証は、次に定める年令、資格及び経歴を有する者でなければ申請することができない。

- 1) 申請を行う日迄に 18才に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) ハングググライダーパイロット技能証を有すること。
- 4) ハングググライダーパイロット技能証を取得後1年以上経過し、かつハンググライディング教員の教育の助手として30日以上ハンググライディング教育実務経験を有すること。この実務経験はハンググライディング教員により証明された指導経歴書によって確認する。
- 5) ハンググライディング助教員技能証課程を修了していること。
- 6) 住民票所在地である都道府県連盟の推薦を受けること。
- 7) JHF が公認し、助教員検定員が実施する、都道府県連盟主催のハンググライディング助教員学科検定、実技検定に合格すること。所属する都道府県連盟の承認があれば他の都道府県連盟で検定を受けることが出来る。
- 8) 20才未満の者については、保護者の承認を得ること。
- 9) 有効な、消防署が行う普通救急救命講習会以上の受講証明、又は日赤が行う救急法基礎講習以上の受講証明を有すること。

#### 4)-1-8-3 ハンググライディング助教員技能証課程と検定試験科目

##### 1. 目標：助教員技能証の習得

教員の監督下でのハンググライダー操縦の教育を行う技能を取得する。

##### 2. 練習生： ハンググライディングパイロット技能証を有するもの

##### 3. 練習： 教員の監督下で教育の助手としてハンググライディングパイロット技能証を取得後 1 年以上経過したもので、かつ 30 日以上ハンググライディング教育実務経験を有すること。 この実務経験は教員によって証明された指導経歴書によって確認する。

##### 4. 科目数： 実技科目 15 科目

学科科目 2 科目

##### 5. 実技科目表

1. 各技能証課程での飛行準備（機体、装備品、その他の用意と安全性確認）の指導
2. 各技能証課程でのフライトプラン（各練習科目）の指導
3. 各技能証課程でのテイクオフ（周囲警戒、気象判断、出発決心）の指導
4. 各技能証課程でのランディングアプローチ（ランディング地帯への進入判断、地上の障害物・人など）の指導
5. クロスウインドでのランディングの模範演技と指導
6. 指定地ランディング（半径 15m 以内へのランディング）の模範演技と指導
7. 360 度旋回（深いバンク）の模範演技と指導
8. 360 度旋回（最小沈下・浅いバンク）の模範演技と指導
9. 180 度サイドアプローチの模範演技と指導
10. オーバーヘッドアプローチの模範演技と指導
11. サーマルソアリング（センタリングによる高度習得）の模範演技と指導
12. ソアリング（リッジ及びサーマルによる飛行）の模範演技と指導
13. 各技能証課程での機材の点検・調整の指導
14. 各技能証課程での機材の保守・修理の指導
15. 各技能証過程での学科の指導
16. 助教員技能証総合科目                      6. 8. 10. 11. 12. 15

習得判断基準： 練習生に解りやすく、安全に指導ができ、安全が確保された飛行模範演技を行えること

##### 6. 学科科目表

1. 各技能証課程の学科科目を J H F のテキストに準じて講習を行う
2. 障害保険、賠償責任保険、の理解

## 7. ハンググライディング助教員技能証検定試験

1. 実技検定試験科目 1. 2. 3. 6. 8. 10. 11. 12

合格基準 試験科目を実演し高度な安全性を確保された模範演技飛行が出来る

### 2 学科検定試験科目

・都道府県連盟が主催し、ハンググライディング助教員検定員が監督を行うハンググライディング助教員学科検定試験に合格すること。

・合格判定基準 正解率70%以上

#### 4)-1-8-4 ハンググライディング助教員技能証学科検定試験規則

- 1) ハンググライディング助教員技能証学科検定試験は、都道府県連盟により開催の60日前迄にJHFに申請し、受理されなければならない。
- 2) ハンググライディング助教員技能証学科検定試験は、JHFから提供された試験問題を使用し、ハンググライディング助教員検定員証を有するハンググライディング教員の監督の下に行わなければならない。
- 3) 学科検定試験を行った教員は、学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定しなければならない。正解率70%以上を合格とする。
- 4) 学科検定試験を行った教員は学科検定試験終了後、間違っただ理解をしている受験者に適切な教育を行わなければならない
- 5) 学科検定試験を行った教員は学科検定試験の合否を証明することが出来る。

#### 4)-1-8-5 ハンググライディング助教員技能証実技検定試験規則

- 1) ハンググライディング助教員技能証実技検定試験は、都道府県連盟により開催の60日前迄にJHFに申請し、受理されなければならない。
- 2) 実技検定試験を実施した教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、証明しなければならない。また、学科検定試験に合格した者が実技検定試験に合格した場合、都道府県連盟の推薦を受けた後、技能証の申請を速かに行わなければならない。

#### 4)-1-9 ハンググライディング教員技能証

##### 4)-1-9-1 ハンググライディング教員技能証の効力

ハンググライディング教員技能証を有する者は、発効日から3年間に限り次の各項に定める事項を行うことが出来る。

- 1) ハンググライディングA級パイロット技能証課程、ハンググライディングB級パイロット技能証課程、ハンググライディングC級パイロット技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) ハンググライディングパイロット技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 3) ハンググライディングパイロット技能証を有する者を、ハンググライディングA級パイロット技能証課程、ハンググライディングB級パイロット技能証課程、ハンググライディングC級パイロット技能証課程、ハンググライディングパイロット技能証課程の実技教育の助手として使用すること。
- 4) ハンググライディングパイロット技能証を有する者に、指定したハンググライディングA級パイロット技能証、ハンググライディングB級パイロット技能証、ハンググライディングC級パイロット技能証を有する者の飛行の監督を依頼すること。
- 5) ハンググライディングA級パイロット技能証課程、ハンググライディングB級パイロット技能証課程、ハンググライディングC級パイロット技能証課程、ハンググライディングパイロット技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。
- 6) ハンググライディング助教員技能証を有する者が行うハンググライディング技能証課程の実技教育、学科教育の監督を行うこと。
- 7) ハンググライディングA級パイロット技能証及びハンググライディングB級パイロット技能証、ハンググライディングC級パイロット技能証の学科検定試験、実技検定試験を行い、その合否を判定し証明すること。
- 8) ハンググライディングパイロット技能証の学科検定、実技検定試験を行い、その合否を判定し証明すること。

##### 4)-1-9-2 ハンググライディング教員技能証の申請資格

ハンググライディング教員技能証は、次に定める年令、資格及び経歴を有する者でなければ申請することができない。

- 1) 申請を行う日迄に20才に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) ハンググライディング助教員技能証を有すること。
- 4) ハンググライディング助教員技能証を取得後1年以上経過し、かつ30日以上ハンググライディング教育実務経験を有すること。この実務経験はハンググライディング教員により証明された指導経歴書によって確認する。
- 5) ハンググライディング教員技能証課程を修了していること。

- 6) 住民票所在地である都道府県連盟の推薦を受けること。
- 7) JHF が公認し、教員検定員が実施する、実技検定、学科検定、教習実技検定に合格すること。
- 8) 有効な、消防署が行う普通救急救命講習会以上の受講証明、又は日赤が行う救急法基礎講習以上の受講証明を有すること。

#### 4)-1-9-3 ハンググライディング教員技能証課程と検定試験科目

##### 1. 目 標：教員技能証の習得

ハンググライダー操縦の教育を行う技能を取得する。

##### 2. 練習生： ハンググライディング助教員

##### 3. 練習： ハンググライディング助教員技能証を取得後 1 年以上経過し、かつ 30 日以上のハンググライディング教育実務経験を有すること。

この実務経験はハンググライディング教員によって証明された指導経歴書によって確認する。

##### 4. 科目数： 実技科目 17 科目

学科科目 2 科目

##### 5. 実技科目表

1. 各技能証課程での飛行準備（機体、装備品、その他の用意と安全性確認）の指導
2. 各技能証課程でのフライトプラン（各練習科目）の指導
3. 各技能証課程でのテイクオフ（周囲警戒、気象判断、出発決心）の指導
4. 各技能証課程でのランディングアプローチ（ランディング地帯への進入判断、地上の障害物・人など）の指導
5. クロスウインドでのランディングの模範演技と指導
6. 指定地ランディング（半径 15m 以内へのランディング）の模範演技と指導
7. 360 度旋回（深いバンク）の模範演技と指導
8. 360 度旋回（最小沈下・浅いバンク）の模範演技と指導
9. 180 度サイドアプローチの模範演技と指導
10. オーバーヘッドアプローチの模範演技と指導
11. サーマルソアリング（センタリングによる高度習得）の模範演技と指導
12. ソアリング（リッジ及びサーマルによる飛行）の模範演技と指導
13. 各技能証課程での機材の点検・調整の指導
14. 各技能証課程での機材の保守・修理の指導
15. 各技能証課程での JHF テキストに基づいた学科科目講習
16. 教員技能証総合科目 6. 8. 10. 11. 12. 15

習得判断基準：練習生に解りやすく安全に指導ができ、安全が確保された飛行模範演技を行えること

## 6. 学科科目表

1. JHF テキスト内容全部
2. エリア管理と保険
3. JHF 技能証規程
4. JHF 教員の心構え
5. 救急法

## 7. ハンググライディング教員技能証検定試験

1. 実技検定試験科目 1. 2. 3. 6. 8. 10. 11. 12.

合格基準 試験科目を実演し高度な安全性を確保された高度な模範演技飛行が出来る

### 2 学科検定試験科目

・JHFが主催し、ハンググライディング教員検定員が監督するハンググライディング教員学科検定試験に合格しハンググライディング教員学科認定証を得ること

・合格判定基準 正解率70%以上

### 3. 教習実技検定試験

・JHFが主催し、ハンググライディング教員検定員が監督するハンググライディング教員教習実技検定試験に合格しハンググライディング教員教習実技認定証を得ること

・合格判定基準 採点評価70%以上

## 4)-1-9-4 ハンググライディング教員技能証学科検定試験規則

- 1) ハンググライディング教員技能証学科検定試験は、JHF 教習検定委員会により開催の60日前迄にJHF 理事会に申請し、受理されなければならない。
- 2) ハンググライディング教員技能証学科検定試験は技能証規程「技能証課程と検定科目」に基づき、ハンググライディング教員検定員証を有するハンググライディング教員の監督の下に行わなければならない。
- 3) ハンググライディング教員技能証学科試験を実施、監督したハンググライディング教員検定員は学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定しJHF に速やかに報告しなければならない。正解率70%以上を合格とする。
- 4) ハンググライディング教員技能証学科検定試験を実施、監督したハンググライディング教員検定員は学科検定試験終了後、合格者の学科認定証を速やかに申請しなければならない。
- 5) ハンググライディング教員技能証実技認定証、ハンググライディング教習実技認定証を併せ有する者がハンググライディング学科検定試験に合格した場合、ハンググライディング教員検定員は合格者のハンググライディング教員技能証を速やかに申請しなければならない。

#### 4)-1-9-5 ハンググライディング教員技能証実技検定試験規則

- 1) ハンググライディング教員技能証実技検定試験は、JHF 教習検定委員会が開催の60日前迄にJHF 理事会に申請し、受理されなければならない。
- 2) ハンググライディング教員技能証実技検定試験はハンググライディング教員検定員証を有するハンググライディング教員の監督の下に行わなければならない。
- 3) ハンググライディング教員技能証実技試験を実施、監督したハンググライディング教員検定員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定しJHF に速やかに報告しなければならない。
- 4) ハンググライディング教員技能証実技検定試験を実施、監督したハンググライディング教員検定員は学科検定試験終了後、合格者の実技認定証を速やかに申請しなければならない。
- 5) ハンググライディング教員技能証学科認定証とハンググライディング教員技能証教習実技認定証を併せ有する者がハンググライディング教員実技検定試験に合格した場合、ハンググライディング教員検定員は合格者のハンググライディング教員技能証を速やかに申請しなければならない。

#### 4)-1-9-6 ハンググライディング教員技能証教習実技検定試験規則

- 1) ハンググライディング教員技能証教習実技検定試験は、JHF 教習検定委員会が開催の60日前迄にJHF 理事会に申請し、受理されなければならない。
- 2) ハンググライディング教員技能証教習実技検定試験はハンググライディング教員検定員証を有するハンググライディング教員の監督の下に行わなければならない。
- 3) ハンググライディング教員技能証教習実技試験を実施、監督したハンググライディング教員検定員は教習実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定しJHF に速やかに報告しなければならない。
- 4) ハンググライディング教員技能証教習実技検定試験を実施、監督したハンググライディング教員検定員は学科検定試験終了後、合格者の教習実技認定証を速やかに申請しなければならない。
- 5) ハンググライディング教員技能証学科認定証とハンググライディング教員技能証実技認定証を併せ有する者がハンググライディング教員教習実技検定試験に合格した場合、ハンググライディング教員検定員は合格者のハンググライディング教員技能証を速やかに申請しなければならない。

#### 4)-2 ハンググライダー技能証を併せ有する者の効力

##### 4)-2-1 ハンググライダークロスカントリー技能証とハンググライダー補助動力技能証を併せ有する者の効力

ハンググライダークロスカントリー技能証とハンググライダー補助動力技能証を併せ有する者は、航空法などあらゆる関連法規を遵守し、補助動力ハンググライダークロスカントリー飛行による競技飛行、記録飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うことが出来る。

##### 4)-2-2 ハンググライダークロスカントリー技能証とハンググライダータンデム技能証を併せ有する者の効力

ハンググライダークロスカントリー技能証とハンググライダータンデム技能証を併せ有する者は、航空法などあらゆる関連法規を遵守し、1名の同乗者と共にタンデムハンググライダークロスカントリーフライトによる競技飛行、記録飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うことが出来る。

##### 4)-2-3 ハンググライダー補助動力技能証とハンググライダータンデム技能証を併せ有する者の効力

ハンググライダー補助動力技能証とハンググライダータンデム技能証を併せ有する者は、管理された空域において、1名の同乗者と共に補助動力タンデムハンググライダーによる競技飛行、記録飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うことが出来る。

##### 4)-2-4 ハンググライダークロスカントリー技能証、ハンググライダー補助動力技能証、ハンググライダータンデム技能証を併せ有する者の効力

ハンググライダークロスカントリー技能証、ハンググライダー補助動力技能証、ハンググライダータンデム技能証を併せ有する者は、航空法などあらゆる関連法規を遵守し、1名の同乗者と共に補助動力タンデムハンググライダークロスカントリーフライトによる競技飛行、記録飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うことが出来る。

##### 4)-2-5 ハンググライダー助教員技能証とハンググライダー補助動力技能証を併せ有する者の効力

ハンググライダー助教員技能証とハンググライダー補助動力技能証を併せ有する者は次の各項に定める事項を行う事が出来る。

- 1) ハンググライダー補助動力技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) ハンググライダー補助動力技能証を有する者を、ハンググライダー補助動力技能証課程の実技教育の助手として使用すること。

- 3) ハンググライディング補助動力技能証を有する者に、指定したハンググライディングパイロット技能証を有する者が行うハンググライディング補助動力技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。
- 4) ハンググライディング補助動力技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。

#### 4)-2-6 ハンググライディング助教員技能証とハンググライディングクロスカントリー技能証を併せ有する者の効力

ハンググライディング助教員技能証とハンググライディングクロスカントリー技能証を併せ有する者は次の各項に定める事項を行う事が出来る。

- 1) ハンググライディングクロスカントリー技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) ハンググライディングクロスカントリー技能証を有する者を、ハンググライディングクロスカントリー技能証課程の実技教育の助手として使用すること。
- 3) ハンググライディングクロスカントリー技能証を有する者に、指定したハンググライディングパイロット技能証を有する者が行うハンググライディングクロスカントリー技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。
- 4) ハンググライディングクロスカントリー技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。

#### 4)-2-7 ハンググライディング助教員技能証とハンググライディングタンデム技能証を併せ有する者の効力

ハンググライディング助教員技能証とハンググライディングタンデム技能証を併せ有する者は次の各項に定める事項を行う事が出来る。

- 1) ハンググライディングタンデム技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) ハンググライディングタンデム技能証を有する者を、ハンググライディングタンデム技能証課程の実技教育の助手として使用すること。
- 3) ハンググライディングタンデム技能証を有する者に、指定したハンググライディングパイロット技能証を有する者が行うハンググライディングタンデム技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。
- 4) ハンググライディングタンデム技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。

#### 4)-2-8 ハンググライディング教員技能証とハンググライディング補助動力技能証を併せ有する者の効力

ハンググライディング教員技能証と補助動力ハンググライディング技能証を併せ有するものは、次の各項に定める事項を行う事が出来る。

- 1) ハンググライディング補助動力技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) ハンググライディング補助動力技能証を有する者を、ハンググライディング補助動力技能証課程

の実技教育の助手として使用すること。

- 3) ハンググライディング補助動力技能証を有する者に、指定したハンググライディングパイロット技能証を有する者が行うハンググライディング補助動力技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。
- 4) ハンググライディング補助動力技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。
- 5) ハンググライディング補助動力技能証とハンググライディング助教員技能証を併せ有する者が行うハンググライディング補助動力技能証課程の実技教育及び学科教育の監督を行うこと。
- 6) ハンググライディング補助動力技能証の学科検定、実技検定試験を実施し可否を判定し証明すること。

#### 4)-2-9 ハンググライディング教員技能証とハンググライディングクロスカントリー技能証を併せ有する者の効力

ハンググライディング教員技能証とハンググライディングクロスカントリー技能証を併せ有するものは、次の各項に定める事項を行うことが出来る。

- 1) ハンググライディングクロスカントリー技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) ハンググライディングクロスカントリー技能証を有する者を、ハンググライディングクロスカントリー飛行実技教育の助手として使用すること。
- 3) ハンググライディングクロスカントリー技能証を有する者に、指定したハンググライディングパイロット技能証を有する者が行うハンググライディングクロスカントリー技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。
- 4) ハンググライディングクロスカントリー技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。
- 5) ハンググライディングクロスカントリー技能証とハンググライディング助教員技能証を併せ有する者が行うハンググライディングクロスカントリー技能証課程の実技教育及び学科教育の監督を行うこと。
- 6) ハンググライディングクロスカントリーパイロット技能証の学科検定、実技検定試験を実施し、可否を判定し証明すること。

#### 4)-2-10 ハンググライディング教員技能証とハンググライディングタンデム技能証を併せ有する者の効力

ハンググライディング教員技能証とハンググライディングタンデム技能証を併せ有するものは、次の各項に定める事項を行うことが出来る。

- 1) ハンググライディングタンデム技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) ハンググライディングタンデム技能証を有する者を、ハンググライディングタンデム飛行実技教育の助手として使用すること。
- 3) ハンググライディングタンデム技能証を有する者に、指定したハンググライディングパイロット技能証を有する者が行うハンググライディングタンデム技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。

- 4) ハンググライディングタンデム技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。
- 5) ハンググライディングタンデム技能証とハンググライディング助教員技能証を併せ有する者が行うハンググライディングタンデム技能証課程の実技教育及び学科教育の監督を行うこと。
- 6) ハンググライディングタンデム技能証の学科検定、実技検定試験を実施し、合否を判定すること。

#### 4)-3 パラグライディング技能証の種類

- 1) パラグライディング A級パイロット技能証
- 2) パラグライディング B級パイロット技能証
- 3) パラグライディングノービスパイロット技能証
- 4) パラグライディングパイロット技能証
- 5) パラグライディング補助動力技能証
- 6) パラグライディングクロスカントリー技能証
- 7) パラグライディングタンデム技能証
- 8) パラグライディング助教員技能証
- 9) パラグライディング教員技能証

#### 4)-3-1 パラグライディング A級パイロット技能証

##### 4)-3-1-1 パラグライディング A級パイロット技能証の効力

パラグライディング A級パイロット技能証を有する者は、パラグライディング教員又は助教員の監督を受ける場合及び、パラグライディング教員又は助教員からその監督を依頼されたパラグライディングパイロット技能証を有する者の監督を受ける場合に、その習得した技能の範囲での練習を行う事が出来る。

##### 4)-3-1-2 パラグライディング A級パイロット技能証の申請資格

パラグライディング A級パイロット技能証は、次に定める年令、資格及び経歴を有する者でなければ申請することが出来ない。

- 1) 申請を行う日迄に 14 才に達していること。但し保護者の承認が有れば限定しない。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) パラグライダーの操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、パラグライディング A級パイロット課程を修了すること。
- 4) パラグライディング A級パイロット学科検定に合格すること。
- 5) パラグライディング A級パイロット実技検定に合格すること
- 6) パラグライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 7) 20 才未満の者については、保護者の承認を得ること。
- 8) 国内外で同等の技能証を取得したものは 3)から 8)の項目に該当しなくても理事会の承認が有れば申請出来る。

##### 4)-3-1-3 パラグライディング A級パイロット技能証課程と検定科目

###### 1. A級の実技科目と学科科目

実技科目	1 4 科目
実技検定試験	安全な低高度単独フライト

学科科目	1 6 科目
学科検定試験	JHF学科試験問題

###### 2. A級練習の注意点

###### 実技練習

単独での成功飛行回数10回以上。  
A級実技科目の習得。  
合計飛行時間は特に限定しない。

###### 実技習得判断基準

実技習得科目の講習を受け、単独で各科目を 3 回以上成功した場合その科目を習得したものとす。

###### 実技検定試験

低高度でのフライト実技検定を行い、安全に試験科目を行った場合を合格とする。

## 学科検定試験

JHF出題の学科検定試験問題に合格すること。

合格判定基準 正解率70%以上。

- ・試験の実施は教員が行い、点数の不足する者に対しては再教育を行う。
- ・試験は口頭でも可。

### 〈実技科目〉

#### 機材の取扱いと準備

1. 機材の確認
2. パラグライダーの広げ方
3. 装備の装着
  - ハーネス
  - ヘルメット、手袋
  - 機体とハーネスの接続
4. パラグライダーの収納、運び方
5. 機材の点検、保管

#### フライトの準備1

6. フライトプラン
7. 体の準備
8. 心の準備
9. プレフライトチェック（クロスチェック）
  - セルフチェック
  - クロスチェック

#### ブレークコードの操作（引き加減と速度の関係）

10. ブレークコードの操作要領

#### グランドハンドリング1

11. ライズアップ～直線走行～停止

#### テイクオフ1

12. 安全なテイクオフ
  - グライダーの確認
  - 周囲の安全確認
  - 風向・風速の確認
  - テイクオフは納得してから
  - 斜面のライズアップ
  - 十分に加速して滑空へ

#### 直線飛行

13. 安定した直線飛行
  - 正しい飛行姿勢
  - 失速に注意
  - 進路の修正

#### ランディング1

14. 安全なランディング
  - スタンディングフォーム
  - 風に正対して減速
  - フルブレークで着地

## 〈学科科目〉

### 風向と風速

1. 風向・風速とは
2. 風向・風速の目測

### パラグライダーの滑空 1

3. 揚力
4. 抗力
5. 空気力・重力・前進力
6. 対気速度と対地速度
7. 失速

### 心身の準備 1

8. 疲労時は飛ばない
9. 体調が悪いときは飛ばない
10. 不安定な精神状態で飛ばない
11. できるだけリラックス

### 飛行の記録／エリア毎のルール

12. 飛行の記録（フライトログ）
13. エリア毎のルール

### 危険および緊急の状況

14. 危険を招くのは自分自身  
準備不足  
理解不足  
経験不足  
心身の不調  
インストラクターまかせ  
自分勝手  
自分を過大評価  
風の判断ミス  
操作ミス
15. 初級練習中の事故（多い事故の例：転倒）
16. 事故報告

### 備 考

1. このA級パイロット技能証実技科目は、飛行経験の全くない者が練習場所において単独で操縦練習を行う為に必要な、最小限の練習科目を示す。（使用機体は、現在一般に使用されているパラグライダーの型式を基準とする）
2. 習得すべき操縦の精度は、次のとおりとする。
  - a) 前後の姿勢は、確実に安定させることが出来ること。
  - b) 直線飛行の方向保持の範囲は、±10度以内に保つこと。
3. 練習飛行を行う場合の気象状況は、次のとおりとする。
  - a) 雲高：雲底高度は、離陸高度より150m以上高いこと。飛行中、雲に入る恐れが無いこと。
  - b) 視程：水平視程は、2km以上あること。
  - c) 風向：出発方向に正対していること。
  - d) 風速：平均3m/s以内とする。瞬間最大は4m/s以内とする。但し、飛行時間が10秒に達し

ない場

合の雲高と視程は、その状況による。

#### 4)-3-1-4 パラグライディング A級パイロット技能証学科検定試験規則

- 1) パラグライディング A級パイロット技能証学科検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定科目」に基づき、JHF作成の学科試験問題を使用しパラグライディング教員が随時行う。ただし、口頭試問でも可とする。
- 2) パラグライディング教員は学科検定試験終了後、採点を行い、可否を判定し、実技検定試験に併せて合格した者の技能証の申請を速やかに行わなければならない。  
正解率70%以上を合格とする。

#### 4)-3-1-5 パラグライディング A級パイロット技能証実技検定試験規則

- 1) パラグライディング A級パイロット技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定科目」に基づき、パラグライディング教員が随時行う。
- 2) 実技検定試験を実施した教員は実技検定試験終了後、採点を行い、可否を判定し、学科検定試験に併せて合格した者の技能証の申請を速やかに行わなければならない。

#### 4)-3-2 パラグライディングB級パイロット技能証

##### 4)-3-2-1 パラグライディングB級パイロット技能証の効力

パラグライディングB級パイロット技能証を有する者は、パラグライディング教員又は助教員の監督を受ける場合及び、パラグライディング教員又は助教員からその監督を依頼されたパラグライディングパイロット技能証を有する者の監督を受ける場合、その習得した技能の範囲で飛行を行う事が出来る。

##### 4)-3-2-2 パラグライディングB級パイロット技能証の申請資格

パラグライディングB級パイロット技能証は、次に定める年令、資格及び経歴を有する者でなければ申請することが出来ない。

- 1) 申請を行う日迄に14才に達していること。ただし、保護者の承認が有れば限定しない。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) パラグライディングA級パイロット技能証を有すること。
- 4) パラグライディングの操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、パラグライディングB級パイロット技能証課程を修了すること。
- 5) パラグライディングB級パイロット技能証学科検定試験に合格すること。
- 6) パラグライディングB級パイロット技能証実技検定試験に合格すること。
- 7) パラグライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 8) 20才未満の者については、保護者の承認を得ること。
- 9) 国内外で同等の技能証を取得したものは3)から8)の項目に該当しなくても理事会の承認が有れば申請出来る。

##### 4)-3-2-3 パラグライディングB級パイロット技能証課程と検定科目

###### 1. B級の実技科目と学科科目

実技科目	23科目
実技検定	安全な高高度単独フライト (6. 7. 14. 19. 21. 22)

学科科目	23科目
学科試験	JHF 学科試験問題

###### 2. B級練習の注意点

###### 実技練習

A級パイロット技能証取得後、単独での成功飛行回数20回以上。  
B級実技科目の習得。  
合計飛行時間は特に限定しない

###### 習得判断基準

実技習得科目の講習を受け単独で各科目を3回以上成功した場合その科目を習得したものと  
する。

###### 実技検定試験

合格基準 安全な高高度フライトを行い、安全に試験科目を行った場合を合格とする。

#### 学科検定試験

- ・ JHF出題の学科検定試験問題に合格すること。

合格判定基準 正解率70%以上。

- ・ 試験の実施は教員が行い、点数の不足する者に対しては再教育を行うこと。

#### 〈実技科目〉

##### レスキューパラシュート

1. 装備とセッティング
2. 開傘シミュレーション（開傘手順等）

##### ツリーランの対処

3. ツリーランの備え（ツリーランセットの紹介）
4. 自己確保訓練
5. 連絡訓練（安全確認）

##### フライトの準備2

6. フライトプラン
7. プレフライトチェック  
セルフチェック  
クロスチェック  
レスキューパラシュート
8. 周囲警戒（警戒すべきポイント）
9. トラフィックルール

##### グランドハンドリング2（傾きの修正）

10. 機体の傾きの修正
11. 進行方向の修正
12. 操作と機体の動きの時間差
13. リバースライズアップ

##### テイクオフ2

14. 安全で確実なテイクオフ  
修正  
加速  
取り止め  
リバースライズアップによるテイクオフ

##### グライダーの安定

15. 軽いピッチングとローリング（言葉の説明含む）

##### 旋回

16. 旋回操作
17. 90度旋回
18. 90度左右連続旋回（スラローム）
19. 180度旋回

##### 速度コントロール1

20. ブレークコードによる速度コントロール

##### ランディング2

21. 安全なアプローチラインと姿勢
22. 半径 30m 以内への安全なランディング
23. エリアのランディングルールの理解

〈学科科目〉

運用限界

1. 運用限界

機材のメンテナンス

2. 各機材のメンテナンス

フライトルールとマナー

3. ルールを守ることの重要性
4. 楽しく安全に飛ぶためのマナー
5. マナー欠如がまねくこと

パラグライダーの滑空 2

6. 翼の構造と各部名称
7. 迎え角と飛行速度
8. 地上での前進力（テイクオフに必要な対気速度）
9. 滑空比
10. 迎え角と滑空比の関係

パラグライダーの旋回 1

11. ブレークコードによる旋回
12. 体重移動による旋回
13. 実際の旋回（ブレークコード+体重移動）

風

14. 風の発生
15. 安定・不安定な風
16. 地形による変化
17. 局地風
18. 気団と前線
19. フライトに影響する雲

航空法

20. 航空法
21. 管制圏など

危険および緊急の状況 2

22. 高高度飛行で広がる飛行範囲
23. 初級練習中の事故（離着陸の失敗、失速など）

備 考

1. このB級パイロット技能証実技科目は、パラグライディングA級技能証の所有者及びA級課程の修了者が練習場所の空域を単独で操縦練習を行う為に必要な最小限の練習科目を示す。  
(使用機体は、現在一般に使用されているパラグライダーの型式を基準とする。)

2. 習得すべき操縦の精度は、次のとおりである。
  - a) 前後の姿勢は、確実に安定させることが出来ること。
  - b) 旋回持続中のバンクは、確実に安定させることが出来ること。
  - c) 直線飛行の保持及び旋回停止方向の誤差は、±10度以内に保つこと。
3. 出発地帯と着陸地点の高度差は、科目を充分実施出来る高さとする。
4. 着陸地帯の設定は、操縦者が自分で着陸しようと思った場所へ、安全・確実にアプローチし着陸する技術と知識が習得出来るよう、千変万化する環境に対応して配慮すること。
5. 練習飛行を行う場合の気象状況は、次のとおりとする。
  - a) 雲高：雲高：雲底高度は、離陸高度より150m以上高いこと。飛行中、雲に入る恐れが無いこと。
  - b) 視程：水平視程は、2km以上あること。
  - c) 風速：平均4m/s以内とする。瞬間最大は5m/s以内とする。  
風向の振れがある場合は、その状況により限度を下げるものとする。
6. 機材は自ら準備し、自らの判断で安全性が確認出来るようにならなければならない。

#### 4)-3-2-4 パラグライディングB級パイロット技能証学科検定試験規則

- 1) パラグライディングB級パイロット技能証学科検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定科目」に基づき、JHF作成の学科試験問題を使用しパラグライディング教員が随時行う。ただし、口頭試問でも可とする。
- 2) パラグライディング教員は学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、実技検定試験に併せて合格した者の技能証の申請を速やかに行わなければならない。正解率70%以上を合格とする。

#### 4)-3-2-5 パラグライディングB級パイロット技能証実技検定試験規則

- 1) パラグライディングB級パイロット技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定科目」に基づき、パラグライディング教員が随時行う。
- 2) 実技検定試験を実施した教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、学科検定試験に併せて合格した者の技能証の申請を速やかに行わなければならない。

#### 4)-3-3 パラグライディングノービスパイロット技能証

##### 4)-3-3-1 パラグライディングノービスパイロット技能証の効力

パラグライディングノービスパイロット技能証を有する者は、フライトエリアの管理者の承認を受けた場合に限り、ノービスパイロット課程で習得した技能の範囲での飛行を、管理された空域の範囲内で自己の判断と責任において行うことができる。

##### 4)-3-3-2 パラグライディングノービスパイロット技能証の申請資格

パラグライディングノービスパイロット技能証は、次に定める年令、資格及び経歴を有する者でなければ申請することが出来ない。

- 1) 申請を行う日迄に 14 才に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) パラグライディング B 級パイロット技能証を有すること。
- 4) パラグライディングの操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、パラグライディングノービスパイロット技能証課程を修了すること。
- 5) パラグライディングノービスパイロット技能証学科検定に合格すること。
- 6) パラグライディングノービスパイロット技能証実技検定に合格すること。
- 7) パラグライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 8) 20 才未満の者については、保護者の承認を得ること。
- 9) 国内外で同等の技能証を取得したものは 3) から 8) の項目に該当しなくても理事会の承認が有れば申請出来る。

##### 4)-3-3-3 パラグライディングノービスパイロット技能証課程と検定科目

###### 1. ノービスパイロット技能証の実技と学科

実技科目	17 科目
実技検定	フライトプランと 7 科目 (5. 7. 9. 10. 14. 15. 17)
学科科目	18 科目
学科試験	JHF 学科試験問題

###### 2. ノービスパイロット技能証練習の注意点

###### 実技練習

B 級パイロット技能証取得後の合計飛行時間 5 時間以上。  
高高度成功飛行回数 60 回以上。  
ノービスパイロット技能証実技習得科目を習得。

###### 習得判断基準

実技講習を受け、単独で各科目を 3 回以上成功した場合その科目を習得したものとみなす

## 実技検定試験

合格基準 フライト検定を行い、安全に試験科目を行った場合を合格とする。

## 学科検定試験

- ・ JHF出題の学科検定試験問題に合格すること

合格判定基準 正解率 70%以上

- ・ 試験の実施は教員が行い、点数の不足する者に対しては再教育を行うこと

### 〈実技科目〉

#### グラウンドハンドリング 3

1. スラローム走行

#### グライドパス

2. グライドパス（指定地にランディングするために）

#### 偏流飛行

3. 偏流修正飛行（指定地にランディングするために）
4. 横風でのランディング

#### 8の字旋回

5. 高度処理
6. リッジソアリング

#### 360度旋回 1

7. 360度旋回
8. 360度連続旋回（1周 15秒前後、3回以上）

#### ランディング 3

9. 安全な指定地ランディング（半径 20m 以内）
10. 場周アプローチ

#### 速度コントロール 2

11. 最小沈下速度での飛行
12. 最良滑空速度での飛行
13. アクセルの使用

#### ピッチングとローリング 2

14. ピッチングの練習（前後 15度程度、ピッチングを起こし止める）
15. ローリングの練習（左右 30度程度、ローリングを起こし止める）

#### ブレークコード以外での操作（緊急時）

16. リアライザーでの緩旋回
17. 翼端折り（ビッグイヤー）と回復

### 〈学科科目〉

#### 心身の準備 2

1. 飛行と心理（自信を持つ、自分の能力を知る）

## 2. 飛行と体調（低酸素・低温の影響、スキューバダイビングの影響）

### ポーラーカーブ

#### 3. ポーラーカーブ（飛行に活用するには）

### 翼変形と回復

#### 4. 潰れの種類と原因

#### 5. 回復操作

### スピン・スパイラル・横滑り

#### 6. スピン（原因と回復操作）

#### 7. スパイラル（原因と回復操作）

#### 8. 横滑り（原因と回復操作）

### パラグライダーが利用できる上昇風

#### 9. リッジウインド

#### 10. サーマル

#### 11. アーベント（イブニングサーマル）

### 大気の安定度 1

#### 12. 逆転層

### 危険なコンディション 1

#### 13. 積乱雲

#### 12. 寒冷前線

#### 13. 突然の強風

### パラグライダーとハングライダーの特性

#### 16. 飛行特性の違い

### 不時着

#### 17. 山沈

#### 18. 着水

### 備考

1. このパラグライディングノービスパイロット技能証課程は、パラグライディング B 級パイロット技能証の所有者が練習空域において、単独で操縦練習を行う為に必要な最小限の練習科目を示す。  
(使用機体は、現在一般に使用されているパラグライダーの形式を基準とする)
2. 習得すべき操縦の精度は、次のとおりとする。
  - a) ピッチング方向の姿勢を、確実に安定させる事が出来ること。
  - b) 旋回中のバンクを、確実に安定させる事が出来ること。
  - c) 直線飛行方向の保持及び旋回停止方向の誤差は、±10 度以内に保つこと。
3. 指定地着陸は、場周アプローチ（左場周と右場周）がいずれも確実に実施出来ること。
4. 練習飛行を行う場合の気象状況は、次のとおりとする。
  - a) 雲高：雲底高度は、離陸高度より 150m 以上高いこと。飛行中、雲に入る恐れが無いこと。
  - b) 視程：水平視程は、2 km 以上あること。
  - c) 風向：出発方向から左右各 30 度以内の範囲とする。

- d) 風速：平均 6m/ s 以内とする。瞬間最大は 8m/ s 以内とする。 風向の振れがある場合は、状況によりその限度を下げるものとする。
- 5. 機材は、自らの責任で管理し、自らの判断で安全性が確認出来るようにならなければならない。
- 6. 飛行は、すべて自らの責任と判断で出来る様にならなければならない。
- 7. 飛行区域が航空法に定める規程に触れる場合は、予め手続きをすること。

#### 4)-3-3-4 パラグライディングノービスパイロット技能証学科検定試験規則

- 1) パラグライディングノービスパイロット技能証学科検定試験は、パラグライディング教員技能証を有する者が随時行う。
- 2) パラグライディングノービスパイロット技能証学科検定試験は J H F から提供された試験問題を使用し、パラグライディング教員の監督の下に行わなければならない
- 3) 学科検定試験を行った教員は、学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定しなければならない。正解率 70%以上を合格とする。
- 4) 学科検定試験を行った教員は学科検定試験終了後、間違っ理解をしている受験者に適切な教育を行わなければならない。
- 5) 学科検定試験を行った教員は学科検定試験の合否を証明することが出来る。

#### 4)-3-3-5 パラグライディングノービスパイロット技能証実技検定試験規則

- 1) パラグライディングノービスパイロット技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定科目」に基づき、パラグライディング教員が随時行う。
- 2) 実技検定試験を実施した教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、証明しなければならない。また、学科検定試験に合格した者が実技検定試験に合格した場合、技能証の申請を速に行わなければならない。

#### 4)-3-4 パラグライディングパイロット技能証

##### 4)-3-4-1 パラグライディングパイロット技能証の効力

パラグライディングパイロット技能証を有する者は、指定された空域においてパラグライダーによる競技飛行、記録飛行、検定飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うほか、パラグライディング教員又は助教員の依頼を受けた場合は、その指定されたパラグライディングA級パイロット技能証、パラグライディングB級パイロット技能証、パラグライディングノービスパイロット技能証を有する者の飛行を監督することが出来る。

##### 4)-3-4-1 パラグライディングパイロット技能証の申請資格

パラグライディングパイロット技能証は、次に定める年令、資格、及び経歴を有する者でなければ申請することが出来ない。

- 1) 申請を行う日迄に16才に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) パラグライディングノービスパイロット技能証を有すること。
- 4) パラグライディングの操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、パラグライディングパイロット技能証課程を修了すること。
- 5) パラグライディングパイロット技能証学科検定に合格すること。
- 6) パラグライディングパイロット技能証実技検定に合格すること。
- 7) パラグライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 8) 20才未満の者については、保護者の承認を得ること。
- 9) 国内外で同等の技能証を取得したものは3)から8)の項目に該当しなくても理事会の承認があれば申請出来る。

##### 4)-3-4-3 パラグライディングパイロット技能証課程と検定科目

###### 1. パイロット技能証の実技と学科

実技科目	8科目
実技検定	フライトプランと6科目(1.2.4.5.7.8)
学科科目	9科目
学科試験	JHF 学科試験問題

###### 実技練習

ノービスパイロット技能証取得後の合計飛行時間30時間以上。

3ヶ所以上のフライトエリアの飛行経験。

パイロット技能証実技習得科目の履修

###### 習得判断基準

実技習得科目の講習を受け、単独で各科目を3回以上成功した場合その科目を習得したものと  
する。

###### 実技検定試験

合格基準 フライト検定を行い、安全に試験科目を行った場合を合格とする。

#### 学科検定試験

- ・ JHF出題の学科検定試験問題に合格すること

合格判定基準 正解率70%以上

- ・ 試験の実施は教員が行い、点数の不足する者に対しては再教育を行うこと

#### 〈実技〉

##### 360度旋回2

1. フィギュアエイト
2. 深いバンクでの360度連続旋回（1周12秒程度）
3. サーマルセンタリング
4. サーマルによる高度獲得

##### ランディング4

5. 指定地ランディング（半径10m以内）
6. 風が強くなった場合のランディングアプローチ

##### 危険回避

7. 片翼潰しからの回復

##### 緊急降下手段／危険空域回避

8. 両翼端折りでの飛行（フルアクセルで降下、ローリング）

##### 飛行経験

9. 3ヶ所以上のフライトエリアでの飛行

〈学科科目〉

##### 天気図利用の基礎

1. 天気図の見方
2. 風の予想

##### 危険回避

3. 翼変形からの回復
4. 緊急降下手段

##### 危険なコンディション2

5. 不安定な大気
6. 強風を示す雲

##### 競技会

7. 競技種目

##### 危機管理

8. 的確な状況判断

##### クロスカントリー飛行

9. クロスカントリー飛行とは
- 3ヶ所以上のフライトエリアでの飛行

## 備 考

1. このパイロット課程は、パラグライディングノービスパイロット技能証の所有者が練習空域において、単独で操縦練習を行う為に必要な最小限の練習科目を示す。  
(使用機体は、現在一般に使用されているパラグライダーの形式を基準とする)
2. 習得すべき操縦の精度は、次のとおりとする。
  - a) ピッチング方向の姿勢を、確実に安定させる事が出来ること。
  - b) 旋回中のバンクを、確実に安定させる事が出来ること。
  - c) 直線飛行方向の保持及び旋回停止方向の誤差は、 $\pm 10$  度以内に保つこと。
3. 指定地着陸は、場周アプローチでもオーバーヘッド・アプローチでも左場周と右場周がいずれも確実に実施出来ること。(これは、野外飛行で安全な着陸を行う条件である)
4. 練習飛行を行う場合の気象状況は、次のとおりとする。
  - a) 雲高：雲底高度は、離陸高度より 150m 以上高いこと。飛行中、雲に入る恐れが無いこと。
  - b) 視程：水平視程は、2 km 以上あること。
  - c) 風向：出発方向から左右各 30 度以内の範囲とする。
  - d) 風速：平均 6m/s 以内とする。瞬間最大は 8m/s 以内とする。風向の振れがある場合は、状況によりその限度を下げるものとする。
5. 機材は、自らの責任で管理し、自らの判断で安全性が確認出来るようにならなければならない。
6. 飛行は、すべて自らの責任と判断で出来る様にならなければならない。
7. 飛行区域が航空法に定める規程に触れる場合は、予め手続きをすること。

### 4)-3-4-4 パラグライディングパイロット技能証学科検定試験規則

- 1) パラグライディングパイロット技能証学科検定試験は、パラグライディング教員技能証を有する者が随時行う。
- 2) パラグライディングパイロット技能証学科検定試験は J H F から提供された試験問題を使用し、パラグライディング教員の監督の下に行わなければならない
- 3) 学科検定試験を行った教員は、学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定しなければならない。正解率 70% 以上を合格とする。
- 4) 学科検定試験を行った教員は学科検定試験終了後、間違っ理解をしている受験者に適切な教育を行わなければならない。
- 5) 学科検定試験を行った教員は学科検定試験の合否を証明することが出来る。

### 4)-3-4-5 パラグライディングパイロット技能証実技検定試験規則

- 1) パラグライディングパイロット技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定科目」に基づき、パラグライディング教員が随時行う。
- 2) 実技検定試験を実施した教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、証明しなければならない。また、学科検定試験に合格した者が実技検定試験に合格した場合、技能証の申請を速か

に行わなければならない。

#### 4)-3-5 パラグライディング補助動力技能証

##### 4)-3-5-1 パラグライディング補助動力技能証の効力

パラグライディング補助動力技能証を有する者は、管理された空域において、パラグライディング補助動力飛行による高度獲得後、動力停止による競技飛行、記録飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うほか、パラグライディング補助動力技能証を有するパラグライディング教員又は助教員の依頼を受けた場合は、その指定されたパラグライディングパイロット技能証を有する者が行うパラグライディング補助動力技能証課程の練習飛行を監督することが出来る。

##### 4)-3-5-2 パラグライディング補助動力技能証の申請資格

パラグライディング補助動力技能証は、次に定める年齢、資格、及び経歴を有する者でなければ申請することが出来ない。

- 1) 申請を行う日迄に 16 才に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) パラグライディングパイロット技能証を有すること。
- 4) 補助動力パラグライディングの操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、パラグライディング補助動力技能証課程を修了すること。
- 5) パラグライディング補助動力技能証学科検定試験に合格すること。
- 6) パラグライディング補助動力技能証実技検定試験に合格すること。
- 7) 補助動力パラグライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 8) 20 才未満の者については、保護者の承認を得ること。
- 9) 国内外で同等の技能証を取得したものは 3) から 8) の項目に該当しなくても理事会の承認が有れば申請出来る。

##### 4)-3-5-3 パラグライディング補助動力技能証課程と検定試験科目

###### 1. パラグライディング補助動力技能証の実技と学科

実技科目	19 科目
実技検定	平地から補助動力による離陸、上昇、旋回 フライトプランと 6 科目 (5. 6. 7. 11. 16. 19)
学科科目	7 科目
学科試験	JHF 学科試験問題

###### 2. パラグライディング補助動力技能証練習の注意点

###### 実技練習

パイロット技能証取得後、補助動力（動力付きプロペラ）による離陸、上昇、旋回での高度獲得を30回以上（獲得高度 150 m 以上）  
パラグライディング補助動力技能証実技習得科目の習得。  
パイロット技能証取得後の合計飛行時間、累計飛行時間飛行回数は特に限定しない。

## 習得判断基準

実技講習を受け、単独で各科目を3回以上成功した場合その科目を習得したものとみなす  
実技検定試験

合格基準 3回のフライト検定を行い、安全に試験科目を行った場合を合格とする。

## 学科検定試験

- ・ JHF出題の学科検定試験問題に合格すること

合格判定基準 正解率70%以上

- ・ 試験の実施は教員が行い、点数の不足する者に対しては再教育を行うこと

## 実技科目

1. 飛行準備（機体、装備品、動力装置、燃料、その他の準備と安全確保）
2. エンジンの始動・停止（消火器、プロペラ回転、プロペラ後流、消音装置）
3. エンジンのスロットル操作（始動、全開、巡航、アイドリング）
4. 周囲警戒（空中及び地上の安全性確認及び他機警戒）
5. 出発及び助走（周囲警戒、気象判断、出発決心）
6. 離陸及び初期上昇（速度、姿勢及びコースの保持）
7. 上昇直線飛行（速度、上昇率、針路、コースの一定保持）
8. 上昇90度旋回（左旋回、右旋回）
9. 上昇180度旋回（左旋回、右旋回、速度、上昇率、一定バンクの保持）
10. 上昇180度旋回（左右交互に連続3回）
11. 上昇360度連続旋回（左右、各連続3回、速度、上昇率、バンク保持）
12. 水平直線飛行（速度、高度、針路、コースの一定保持）
13. 水平旋回飛行（左右、90度、180度、360度、連続旋回、バンク・高度保持）
14. 降下直線飛行（高度、針路、コースの一定保持）
15. 降下旋回飛行（左右、90度、180度、360度、連続旋回、バンク保持）
16. 動力停止での指定地着陸、半径10m以内の着陸
17. 危険回避のための補助動力使用
18. 機体の収納及び運搬
19. 機体、補助動力装置及び装備品の点検・調整

（キャブレター調整、エアークリーナー点検、マフラー点検、ネジの緩み点検 他）

## 学科科目

1. 動力の種類
2. キャブレターの種類と調整
3. 空気密度とエンジン出力
4. プロペラ

5. 日常点検
6. 航空法
7. マナー

## 6. 備考

1. この補助動力課程は、パラグライダーのパイロット技能証所有者が操縦練習を行うために必要最小限の練習科目を示す。
2. 使用する機材は、JHSC（日本ハンググライダー安全性委員会）に登録されていることが望ましい。
3. 機材の使用法及び操作方法については、その取扱書の指示に従うこと。  
特に、燃料の補給、エンジンの始動・操作・停止、離陸・着陸・不時着陸、飛行中の緊急事態の発生、等の場合における火災予防・消火行動の対応能力は、きわめて大切である。
4. 習得すべき操縦の精度は、次のとおりとする。
  - a) 補助動力使用時の前後の姿勢は、確実に安定させる事が出来る。
  - b) 補助動力使用時の旋回中のバンクは、確実に安定させ、一定に保持する事が出来ること。
  - c) 補助動力使用時の直線飛行の保持及び旋回停止方向の誤差は、±10度以内に保つこと。
5. 練習飛行を行う場合の気象状況は、次のとおりとする。
  - a) 雲高：雲低高度は、離陸高度より150m以上高いこと。飛行中、雲に入る恐れがないこと。
  - b) 視程：水平視程は、2 km以上あること。
  - c) 風向：出発方向から左右各30度以内の範囲とする。
  - d) 風速：平均4 m/s以内とする。瞬間最大は6 m/s以内とする。  
風向の振れがある場合は、状況によりその限度を下げるものとする。
6. 機体、機材は、自らの責任で管理し、自らの判断で安全性が確認出来ること。
7. 飛行は、すべて自らの責任で判断出来ること。

### 4)-3-5-4 パラグライディング補助動力技能証学科検定試験規則

- 1) パラグライディング補助動力技能証学科検定試験は、パラグライディング補助動力技能証を有するパラグライディング教員が随時行う。
- 2) パラグライディング補助動力技能証学科検定試験はJHFから提供された試験問題を使用し、パラグライディング教員の監督の下に行わなければならない
- 3) 検定試験を行った教員は、学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定しなければならない。正解率70%以上を合格とする。
- 4) 学科検定試験を行った教員は学科検定試験終了後、間違った理解をしている受験者に適切な教育を行わなければならない。
- 5) 学科検定試験を行った教員は学科検定試験の合否を証明することが出来る。

#### 4)-3-5-5 パラグライディング補助動力技能証実技検定試験規則

- 1) パラグライディング補助動力技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定科目」に基づき、パラグライディング補助動力技能証を有するパラグライディング教員が随時行う。
- 2) 実技検定試験を実施した教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、証明しなければならない。また、学科検定試験に合格した者が実技検定試験に合格した場合、技能証の申請を速に行わなければならない。

#### 4)-3-6 パラグライディングクロスカントリー技能証

##### 4)-3-6-1 パラグライディングクロスカントリー技能証の効力

パラグライディングクロスカントリー技能証を有する者は、航空法などあらゆる関連法規を遵守し、クロスカントリーフライトによる競技飛行、記録飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うほか、パラグライディングクロスカントリー技能証を有するパラグライディング教員又は助教員の依頼を受けた場合は、その指定されたパラグライディングパイロット技能証を有する者が行うパラグライディングクロスカントリー技能証課程の練習飛行を監督することが出来る。

##### 4)-3-6-2 パラグライディングクロスカントリー技能証の申請資格

パラグライディングクロスカントリー技能証は、次に定める年令、資格、及び経歴を有する者でなければ申請することが出来ない。

- 1) 申請を行う日迄に 18 才に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) パラグライディングパイロット技能証を有すること。
- 4) パラグライディングの操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、パラグライディングクロスカントリー技能証課程を修了すること。
- 5) パラグライディングクロスカントリー技能証学科試験に合格すること。
- 6) パラグライディングクロスカントリー技能証実技試験に合格すること。
- 7) パラグライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 8) 20 才未満の者については、保護者の承認を得ること。
- 9) 国内外で同等の技能証を取得したものは 3) から 8) の項目に該当しなくても理事会の承認が有れば申請出来る。

##### 4)-3-6-3 パラグライディングクロスカントリー技能証課程と検定試験科目

###### 1. クロスカントリー技能証の実技と学科

実技科目	7 科目
実技検定	飛行計画書による 10 km 以上のクロスカントリーフライト 3 本 (実技科目 7 のフライトを含む)
学科科目	13 科目
学科試験	JHF 学科試験問題

###### 2. クロスカントリー技能証練習の注意点

###### 実技練習

パイロット技能証取得後、サーマルによる累計獲得高度 10,000 m 以上。  
(1 フライトに 1 記録のみ有効とする)  
クロスカントリー技能証実技習得科目の習得。

パイロット技能証取得後の合計飛行時間、累計飛行時間飛行回数は特に限定しない。  
習得判断基準

実技講習を受け、単独で各科目を3回以上(6は5回以上)成功した場合その科目を習得したものとする

#### 実技検定試験

合格基準 3回のフライト検定(飛行計画書に基づく10km以上のクロスカントリー飛行)を行い、安全に試験科目を行った場合を合格とする。(7の練習フライトを含む)

#### 学科検定試験

- ・ JHF出題の学科検定試験問題に合格すること  
合格判定基準 正解率70%以上
- ・ 試験の実施は教員が行い、点数の不足する者に対しては再教育を行うこと

#### 〈実技科目〉

##### ランディング

1. 指定地ランディング(半径5m以内)
2. メインランディング場以外へのランディング
3. 傾斜地へのランディング

##### 降下手段

4. スパイラル
5. Aストール、Bストール

##### クロスカントリー練習飛行

6. 片道3km以上のアウト及びリターン(サーマルによる)
7. 10km以上のクロスカントリー練習(サーマルによる)

#### 〈学科科目〉

##### フライトの準備

1. 機体
2. 装備
3. 携行品

##### 飛行計画と報告

4. 飛行計画
5. 飛行計画書の作成
6. 飛行報告

##### クロスカントリー飛行に必要な手続き

7. 法律の知識

##### 大気の安定度

8. エマグラム

##### 気象情報の利用

9. 情報入手先

## 10. 高層天気図

### 飛行情報の入手と判断

11. ノータム等
12. コース調査

### 安全なクロスカントリー

13. クロスカントリーパイロットの心得

#### 4)-3-6-4 パラグライディングクロスカントリー技能証学科検定試験規則

- 1) パラグライディングクロスカントリー技能証学科検定試験は、パラグライディングクロスカントリー技能証を有するパラグライディング教員が随時行う。
- 2) パラグライディングクロスカントリー技能証学科検定試験は J H F から提供された試験問題を使用し、パラグライディング教員の監督の下に行わなければならない
- 3) 検定試験を行った教員は、学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定しなければならない。正解率 70%以上を合格とする。
- 4) 学科検定試験を行った教員は学科検定試験終了後、間違った理解をしている受験者に適切な教育を行わなければならない。
- 5) 学科検定試験を行った教員は学科検定試験の合否を証明することが出来る。

#### 4)-3-6-5 パラグライディングクロスカントリー技能証実技検定試験規則

- 1) パラグライディングクロスカントリー技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定科目」に基づき、パラグライディングクロスカントリー技能証を有するパラグライディング教員が随時行う。
- 2) 実技検定試験を実施した教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、証明しなければならない。また、学科検定試験に合格した者が実技検定試験に合格した場合、技能証の申請を速に行わなければならない。

#### 4)-3-7 パラグライディングタンデム技能証

##### 4)-3-7-1 パラグライディングタンデム技能証の効力

パラグライディングタンデム技能証を有する者は、管理された空域において、1名の同乗者と共にタンデムパラグライダーによる競技飛行、記録飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うほか、パラグライディングタンデム技能証を有するパラグライディング教員又は助教員の依頼を受けた場合は、その指定されたパラグライディングパイロット技能証を有する者が行うパラグライディングタンデム技能証課程の練習飛行を監督することが出来る。

##### 4)-3-7-2 パラグライディングタンデム技能証の申請資格

パラグライディングタンデム技能証は、次に定める年令、資格、及び経歴を有する者でなければ申請することが出来ない。

- 1) 申請を行う日迄に20才に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) パラグライディングパイロット技能証を有すること。
- 4) パラグライディングの操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、パラグライディングタンデム技能証課程を修了すること。
- 5) パラグライディングタンデム技能証学科検定試験に合格すること。
- 6) パラグライディングタンデム技能証実技検定試験に合格すること。
- 7) パラグライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 8) 国内外で同等の技能証を取得したものは3)から7)の項目に該当しなくても理事会の承認が有れば申請出来る。

##### 4)-3-7-3 パラグライディングタンデム技能証課程と検定試験科目

###### 1. タンデム技能証の実技と学科

実技科目	19科目
実技検定	タンデム教員をパッセンジャーとした安全な高高度タンデムフライト 10科目 (2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 10. 11. 13)
学科科目	7科目
学科試験	JHF 学科試験問題

###### 2. タンデム技能証練習の注意点

###### 実技練習

パイロット技能証取得後、合計飛行回数100回以上の経験。

パイロット技能証取得後の合計飛行時間は特に限定しない。

タンデム技能証実技習得科目の習得

###### 習得判断基準

実技習得科目の講習を受け、単独で各科目を3回以上(14, 15, 16は5回以上)成功した場

合その科目を習得したものとする

#### 実技検定試験

合格基準 フライト検定を行い、安全に試験科目を行った場合を合格とする。

#### 学科検定試験

- ・ JHF出題の学科検定試験問題に合格すること

合格判定基準 正解率80%以上

- ・ 試験の実施は教員が行い、点数の不足する者に対しては再教育を行うこと

### 〈実技科目〉

#### フライトの準備

1. 機体・装備等の準備
2. 同乗者への事前講習
3. 保険制度等の説明と理解の確認
4. 同乗者の同意の確認

#### フライトプラン

5. 予測される飛行条件
6. フライトプランの説明
7. アプローチの判断
8. 予測されるトラブルへの事前措置

#### 同乗者の管理

9. 心身の状態の把握と管理
10. 行動手順の説明と理解の確認

#### 安全な離着陸

11. 離陸のタイミング
12. 離陸中止の判断
13. 同乗者に負担をかけない着陸

#### 高度差 150m 以上又は滞空 2 分以上の飛行

14. タンデム技能証を有する者を操縦者とする飛行。
15. タンデム技能証を有する者を同乗者とする飛行。
16. タンデム技能証を有する教員を同乗者とする飛行。

#### さまざまな条件での飛行

17. 無風での飛行
18. リッジリフトを利用した飛行
19. サーマルを利用した飛行

### 〈学科科目〉

#### 機材

1. 搭載重量と翼面荷重
2. 翼面荷重が飛行に及ぼす影響

#### フライトプラン

### 3. トラブルの原因と対策

緊急時の対応

#### 4. 飛行中の注意点と緊急時の対処

関連制度の把握

#### 5. 障害保険と賠償責任保険の理解

#### 4)-3-7-4 パラグライディングタンデム技能証学科検定試験

- 1) パラグライディングタンデム技能証学科検定試験は、パラグライディングタンデム技能証を有するパラグライディング教員が随時行う。
- 2) パラグライディングタンデム技能証学科検定試験は J H F から提供された試験問題を使用し、パラグライディング教員の監督の下に行わなければならない
- 3) 検定試験を行った教員は、学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定しなければならない。正解率 80%以上を合格とする。
- 4) 学科検定試験を行った教員は学科検定試験終了後、間違った理解をしている受験者に適切な教育を行わなければならない。
- 5) 学科検定試験を行った教員は学科検定試験の合否を証明することが出来る。

#### 4)-3-7-5 パラグライディングタンデム技能証実技検定試験

- 1) パラグライディングタンデム技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定科目」に基づき、パラグライディングタンデム技能証を有するパラグライディング教員が随時行う。
- 2) 実技検定試験を実施した教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、証明しなければならない。また、学科検定試験に合格した者が実技検定試験に合格した場合、技能証の申請を速に行わなければならない。

#### 4)-3-8 パラグライディング助教員技能証

##### 4)-3-8-1 パラグライディング助教員技能証の効力

パラグライディング助教員技能証を有する者は、発効日から3年間に限りパラグライディング教員技能証を有する者の監督の下に、次の各項に定める事項を行う事が出来る。

- 1) パラグライディングA級パイロット技能証課程、パラグライディングB級パイロット技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) パラグライディングノービスパイロット技能証課程、パラグライディングパイロット技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 3) パラグライディングパイロット技能証を有する者を、パラグライディングA級パイロット技能証課程、パラグライディングB級パイロット技能証課程、パラグライディングノービスパイロット技能証課程、パラグライディングパイロット技能証課程の実技教育の助手として使用すること。
- 4) パラグライディングパイロット技能証を有する者に、指定したパラグライディングA級パイロット技能証、パラグライディングB級パイロット技能証、パラグライディングノービスパイロット技能証を有する者の飛行の監督を依頼すること。
- 5) パラグライディングA級パイロット技能証課程、パラグライディングB級パイロット技能証課程、パラグライディングノービスパイロット技能証課程、パラグライディングパイロット技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。

##### 4)-3-8-2 パラグライディング助教員技能証の申請資格

パラググライダー助教員技能証は、次に定める年令、資格及び経歴を有する者でなければ申請することができない。

- 1) 申請を行う日迄に18才に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) パラグライディングパイロット技能証を有すること。
- 4) パラグライディングパイロット技能証を取得後1年以上経過し、かつパラグライディング教員の教育の助手として30日以上のパラグライディング教育実務経験を有すること。この実務経験はパラグライディング教員により証明された指導経歴書によって確認する。
- 5) パラグライディング助教員技能証課程を修了していること。
- 6) 住民票所在地である都道府県連盟の推薦を受けること。
- 7) JHFが公認し、助教員検定員が実施する、都道府県連盟主催のパラグライディング助教員学科検定、実技検定に合格すること。所属する都道府県連盟の承認があれば他の都道府県連盟で検定を受けることが出来る。
- 8) 20才未満の者については、保護者の承認を得ること。
- 9) 有効な、消防署が行う普通救急救命講習会以上の受講証明、又は日赤が行う救急法基礎講習以上

の受講証明を有すること。

#### 4)-3-8-3 パラグライディング助教員技能証課程と検定試験科目

##### 1. 目 標：助教員技能証の習得

教員の監督下でのパラグライダー操縦の教育を行う技能を習得する。

##### 2. 練習生： パラグライディングパイロット技能証を有する者

##### 3. 練 習： 教員の監督下で教育の助手としてパラグライディングパイロット技能証を取得後 1 年以上経過した者で、かつ 30 日以上のパラグライディング教育実務経験を有すること。

この実務経験は教員によって証明された指導経歴書によって確認する。

##### 4. 科目数： 実技科目 17 科目

学科科目 2 科目

##### 5. 実技科目表

1. 各技能証課程での飛行準備（機体、装備品、その他の用意と安全性確認）の指導
2. 各技能証課程でのフライトプラン（各練習科目）の指導
3. 各技能証課程でのテイクオフ（周囲警戒、気象判断、出発決心）の指導
4. 各技能証課程でのランディングアプローチ（ランディング地帯への進入判断、地上の障害物・人など）の指導
5. クロスウインドでのランディングの模範演技と指導
6. 指定地ランディング（半径 10m 以内へのランディング）の模範演技と指導
7. 360 度旋回（深いバンク）の模範演技と指導
8. 360 度旋回（最小沈下・浅いバンク）の模範演技と指導
9. 180 度サイドアプローチの模範演技と指導
10. 場周アプローチの模範演技と指導
11. 降下手段—両翼端折りによる降下の模範演技と指導
12. 片翼潰しでの飛行（全翼の 30%程度）の模範演技と指導
13. ピッチング、ローリングの模範演技と指導
14. ソアリング（リッジ及びサーマルによる飛行）の模範演技と指導
15. 各技能証課程での機材の点検・調整の指導
16. 各技能証課程での機材の保守・修理の指導
17. 各技能証過程での J H F テキストに基づいた学科科目講習
18. 助教員技能証総合科目 6. 10. 11. 12. 13. 14. 17

習得判断基準

練習生に解りやすく、安全に指導ができ、安全が確保された飛行模範演技を行えること

## 6. 学科科目表

1. 各技能証課程の学科科目を J H F のテキストに準じて講習を行う
2. 障害保険、賠償責任保険の理解

## 7. パラグライディング助教員技能証検定試験

1. 実技検定試験 9科目 (1. 2. 3. 6. 10. 11. 12. 13. 17)  
合格基準 試験科目を実演し高度な安全性を確保された模範演技飛行が出来る

### 2 学科検定試験

- ・都道府県連盟が主催し、パラグライディング助教員検定員が監督を行うパラグライディング助教員学科検定試験に合格しパラグライディング助教員学科認定証を得ること
- ・合格判定基準 正解率70%以上

### 4)-3-8-4 パラグライディング助教員技能証学科検定試験規則

- 1) パラグライディング助教員技能証学科検定試験は、都道府県連盟により開催の60日前迄に J H F に申請し、受理されなければならない。
- 2) パラグライディング助教員技能証学科検定試験は、J H F から提供された試験問題を使用し、パラグライディング助教員検定員を有するパラグライディング教員の監督の下に行わなければならない。
- 3) 学科検定試験を行った教員は、学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定しなければならない。正解率70%以上を合格とする。
- 4) 学科検定試験を行った教員は学科検定試験終了後、間違った理解をしている受験者に適切な教育を行わなければならない
- 5) 学科検定試験を行った教員は学科検定試験の合否を証明することが出来る。

### 4)-3-8-5 パラグライディング助教員技能証実技検定試験規則

- 1) パラグライディング助教員技能証実技検定試験は、都道府県連盟により開催の60日前迄に J H F に申請し、受理されなければならない。
- 2) 実技検定試験を実施した教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、証明しなければならない。また、学科検定試験に合格した者が実技検定試験に合格した場合、都道府県連盟の推薦を受けた後、技能証の申請を速かに行わなければならない。

#### 4)-3-9 パラグライディング教員技能証

##### 4)-3-9-1 パラグライディング教員技能証の効力

パラグライディング教員技能証を有する者は、発効日から3年間に限り次の各項に定める事項を行うことが出来る。

- 1) パラグライディングA級パイロット技能証課程、パラグライディングB級パイロット技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) パラグライディングノービスパイロット技能証課程、パラグライディングパイロット技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 3) パラグライディングパイロット技能証を有する者を、パラグライディングA級パイロット技能証課程パラグライディングB級パイロット技能証課程、パラグライディングノービスパイロット技能証課程パラグライディングパイロット技能証課程の実技教育の助手として使用すること。
- 4) パラグライディングパイロット技能証を有する者に、指定したパラグライディングA級パイロット技能証、パラグライディングB級パイロット技能証、パラグライディングノービスパイロット技能証を有する者の飛行の監督を依頼すること。
- 5) パラグライディングA級パイロット技能証課程、パラグライディングB級パイロット技能証課程、パラグライディングノービスパイロット技能証課程、パラグライディングパイロット技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。
- 6) パラグライディング助教員技能証を有する者が行うパラグライディング技能証課程の実技教育、学科教育の監督を行うこと。
- 7) パラグライディングA級パイロット技能証及びパラグライディングB級パイロット技能証の学科検定試験、実技検定試験を行い、その合否を判定し証明すること。
- 8) パラグライダーノービスパイロット技能証検定試験、パラグライディングパイロット技能証検定試験の学科検定、実技検定試験を行い、その合否を判定し証明すること。

##### 4)-3-9-2 パラグライディング教員技能証の申請資格

パラグライディング教員技能証は、次に定める年令、資格及び経歴を有する者でなければ申請することができない。

- 1) 申請を行う日迄に20才に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) パラグライディング助教員技能証を有すること。
- 4) パラグライディング助教員技能証を取得後1年以上経過し、かつ30日以上のパラグライディング教育実務経験を有すること。この実務経験はパラグライディング教員によって証明された指導経歴書によって確認する。
- 5) パラグライディング教員技能証課程を修了していること。
- 6) 住民票所在地である都道府県連盟の推薦を受けること。

- 7) JHF が公認し、教員検定員が実施する、実技検定、学科検定、教習実技検定に合格すること。
- 8) 有効な、消防署が行う普通救急救命講習会以上の受講証明、又は日赤が行う救急法基礎講習以上の受講証明を有すること。

#### 4)-3-9-3 パラグライディング教員技能証課程と検定試験科目

##### 1. 目 標：教員技能証の習得

パラグライダー操縦の教育を行う技能を習得する。

##### 2. 練習生： パラグライディング助教員

##### 3. 練習： パラグライディング助教員技能証を取得後 1 年以上経過し、かつ 30 日以上のパラグライディング教育実務経験を有すること。

この実務経験はパラグライディング教員により証明された指導経歴書によって確認する。

##### 4. 科目数： 実技科目 17 科目

学科科目 2 科目

##### 5. 実技科目表

1. 各技能証課程での飛行準備（機体、装備品、その他の用意と安全性確認）の指導
2. 各技能証課程でのフライトプラン（各練習科目）の指導
3. 各技能証課程でのテイクオフ（周囲警戒、気象判断、出発決心）の指導
4. 各技能証課程でのランディングアプローチ（ランディング地帯への進入判断、地上の障害物・人など）の指導
5. クロスウインドでのランディングの模範演技と指導
6. 指定地ランディング（半径 10m 以内へのランディング）の模範演技と指導
7. 360 度旋回（深いバンク）の模範演技と指導
8. 360 度旋回（最小沈下・浅いバンク）の模範演技と指導
9. 180 度サイドアプローチの模範演技と指導
10. 場周アプローチの模範演技と指導
11. 降下手段一両翼端折りによる降下の模範演技と指導
12. 片翼潰しでの飛行（全翼の 30% 程度）の模範演技と指導
13. ピッチング、ローリングの模範演技と指導
14. ソアリング（リッジ及びサーマルによる飛行）の模範演技と指導
15. 各技能証課程での機材の点検・調整の指導
16. 各技能証課程での機材の保守・修理の指導
17. 各技能証課程での JHF テキストに基づいた学科科目講習
18. 教員技能証総合科目 6. 8. 10. 11. 12. 13. 17

習得判断基準

練習生に解りやすく、安全に指導ができ、安全が確保された飛行模範演技を行えること

## 6. 学科科目表

1. JHF テキスト内容全部
2. 障害保険、賠償責任保険、の理解

## 7. パラグライディング教員技能証検定試験

1. 実技検定試験 9科目 (1. 2. 3. 6. 10. 11. 12. 13. 17)

合格基準 試験科目を実演し高度な安全性を確保された模範演技飛行が出来る

### 2 学科検定試験

- ・JHFが主催し、パラグライディング教員検定員が監督するパラグライディング教員学科検定試験に合格しパラグライダー助教員学科認定証を得ること
- ・合格判定基準 正解率70%以上

### 3. 教習実技検定試験

- ・JHFが主催し、パラグライディング教員検定員が監督するパラグライディング教員教習実技検定試験に合格しパラグライディング教員教習実技認定証を得ること
- ・合格判定基準 正解率70%以上

## 4)-3-9-4 パラグライディング教員技能証学科検定試験規則

- 1) パラグライディング教員技能証学科検定試験は、JHF 教習検定委員会が開催の60日前迄にJHF 理事会に申請し、受理されなければならない。
- 2) パラグライディング教員技能証学科検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定科目」に基づき、パラグライディング教員検定員証を有するパラグライディング教員の監督の下に行わなければならない。
- 3) パラグライディング教員技能証学科試験を実施、監督したパラグライディング教員検定員は学科検定試験終了後、採点を行い、可否を判定しJHFと受験者に速やかに報告しなければならない。正解率70%以上を合格とする。
- 4) パラグライディング教員技能証学科検定試験を実施、監督したパラグライディング教員検定員は学科検定試験終了後、合格者の学科認定証を速やかに申請しなければならない。
- 5) パラグライディング教員技能証実技認定証、パラグライディング教習実技認定証を併せ有する者がパラグライディング教員技能証学科検定試験に合格した場合、パラグライディング教員検定員は合格者のパラグライディング教員技能証を速やかに申請しなければならない。

## 4)-3-9-5 パラグライディング教員技能証実技検定試験規則

- 1) パラグライディング教員技能証実技検定試験は、JHF 教習検定委員会が開催の60日前迄にJHF に申請し、受理されなければならない。
- 2) パラグライディング教員技能証実技検定試験はパラグライディング教員検定員証を有するパラグライディング教員の監督の下に行わなければならない。
- 3) パラグライディング教員技能証実技試験を実施、監督したパラグライディング教員検定員は実技検

定試験終了後、採点を行い、合否を判定し J H F に速やかに報告しなければならない。

- 4) パラグライディング教員技能証実技検定試験を実施、監督したパラグライディング教員検定員は実技検定試験終了後、合格者の実技認定証を速やかに申請しなければならない。
- 5) パラグライディング教員技能証学科認定証、パラグライディング教員技能証教習実技認定証を併せ有する者がパラグライディング教員技能証実技検定試験に合格した場合、パラグライディング教員検定員は合格者のパラグライディング教員技能証を速やかに申請しなければならない。

#### 4)-3-9-6 パラグライディング教員技能証教習実技検定試験規則

- 1) パラグライディング教員技能証教習実技検定試験は、J H F 教習検定委員会が開催の 6 0 日前迄に J H F に申請し、受理されなければならない。
- 2) パラグライディング教員技能証教習実技検定試験はパラグライディング教員検定員証を有するパラグライディング教員の監督の下に行わなければならない。
- 3) パラグライディング教員技能証教習実技試験を実施、監督したパラグライディング教員検定員は教習実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し J H F に速やかに報告しなければならない。
- 4) パラグライディング教員技能証教習実技検定試験を実施、監督したパラグライディング教員検定員は教習実技検定試験終了後、合格者の教習実技認定証を速やかに申請しなければならない。
- 5) パラグライディング教員技能証学科認定証、パラグライディング教員技能証実技認定証を併せ有する者がパラグライディング教員技能証教習実技検定試験に合格した場合、パラグライディング教員検定員は合格者のパラグライディング教員技能証を速やかに申請しなければならない。

#### 4)-4 パラグライディング技能証を併せ有する者の効力

##### 4)-4-1 パラグライディングクロスカントリー技能証とパラグライディング補助動力技能証を併せ有する者の効力

パラグライディングクロスカントリー技能証とパラグライディング補助動力技能証を併せ有する者は、航空法などあらゆる関連法規を遵守し、補助動力パラグライダークロスカントリー飛行による競技飛行、記録飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うことが出来る。

##### 4)-4-2 パラグライディングクロスカントリー技能証とパラグライディングタンデム技能証を併せ有する者の効力

パラグライディングクロスカントリー技能証とパラグライディングタンデム技能証を併せ有する者は、航空法などあらゆる関連法規を遵守し、タンデムパラグライダークロスカントリー飛行による競技飛行、記録飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うことが出来る。

##### 4)-4-3 補助動力パラグライディング技能証とパラグライディングタンデム技能証を併せ有する者の効力

補助動力パラグライディング技能証とパラグライディングタンデム技能証を併せ有する者は、管理された空域の範囲で、1名の同乗者と共にタンデムパラグライダーによる競技飛行、記録飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うことが出来る。

##### 4)-4-4 パラグライディングクロスカントリー技能証、パラグライディング補助動力技能証、パラグライディングタンデム技能証を併せ有する者の効力

パラグライディングクロスカントリー技能証、パラグライディング補助動力技能証、パラグライディングタンデム技能証を併せ有する者は、航空法などあらゆる関連法規を遵守し、補助動力パラグライダータンデムクロスカントリー飛行による競技飛行、記録飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うことが出来る。

##### 4)-4-5 パラグライディング助教員技能証とパラグライディング補助動力技能証を併せ有する者の効力

パラグライディング助教員技能証とパラグライディング補助動力技能証を併せ有する者は、次の各項に定める事項を行う事が出来る。

- 1) パラグライディング補助動力技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) パラグライディング補助動力技能証を有する者を、パラグライディング補助動力技能証課程の実技教育の助手として使用すること。
- 3) パラグライディング補助動力技能証を有する者に、指定したパラグライディングパイロット技能証を有する者が行うパラグライディング補助動力技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。
- 4) パラグライディング補助動力技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。

#### 4)-4-6 パラグライディング助教員技能証とパラグライディングクロスカントリー技能証を併せ有する者の効力

パラグライディング助教員技能証とパラグライディングクロスカントリー技能証を併せ有する者は次の各項に定める事項を行う事が出来る。

- 1) パラグライディングクロスカントリー技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) パラグライディングクロスカントリー技能証を有する者を、パラグライディングクロスカントリー技能証課程の実技教育の助手として使用すること。
- 3) パラグライディングクロスカントリー技能証を有する者に、指定したパラグライディングパイロット技能証を有する者が行うパラグライディングクロスカントリー技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。
- 4) パラグライディングクロスカントリー技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。

#### 4)-4-7 パラグライディング助教員技能証とパラグライディングタンデム技能証を併せ有する者の効力

パラグライディング助教員技能証とパラグライディングタンデム技能証を併せ有する者は次の各項に定める事項を行う事が出来る。

- 1) パラグライディングタンデム技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) パラグライディングタンデム技能証を有する者を、パラグライディングタンデム技能証課程の実技教育の助手として使用すること。
- 3) パラグライディングタンデム技能証を有する者に、指定したパラグライディングパイロット技能証を有する者が行うパラグライディングタンデム技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。
- 4) パラグライディングタンデム技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。

#### 4)-4-8 パラグライディング教員技能証とパラグライディング補助動力技能証を併せ有する者の効力

パラグライディング教員技能証とパラグライディング補助動力技能証を併せ有するものは、次の各項に定める事項を行う事が出来る。

- 1) パラグライディング補助動力技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) パラグライディング補助動力技能証を有する者を、パラグライディング補助動力技能証課程の実技教育の助手として使用すること。
- 3) パラグライディング補助動力技能証を有する者に、指定したパラグライディングパイロット技能証を有する者が行うパラグライディング補助動力技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。
- 4) パラグライディング補助動力飛行の教育を受けた者の経歴を証明すること。
- 5) パラグライディング補助動力技能証とパラグライディング助教員技能証を併せ有する者が行う補助動力パラグライディング技能証課程の実技教育及び学科教育の監督を行うこと。
- 6) パラグライディング補助動力技能証の学科検定試験、実技検定試験を実施し、可否を判定し証明すること。

#### 4)-4-9 パラグライディング教員技能証とパラグライディングクロスカントリー技能証を併せ有する者の効力

パラグライディング教員技能証とパラグライディングクロスカントリー技能証を併せ有するものは、次の各項に定める事項を行うことが出来る。

- 1) パラグライディングクロスカントリー技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) パラグライディングクロスカントリー技能証を有する者を、パラグライディングクロスカントリー技能証課程の実技教育の助手として使用すること。
- 3) パラグライディングクロスカントリー技能証を有する者に、指定したパラグライディングパイロット技能証を有する者が行うパラグライディングクロスカントリー技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。
- 4) パラグライディングクロスカントリー技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。
- 5) パラグライディングクロスカントリー技能証とパラグライディング助教員技能証を併せ有する者が行うパラグライディングクロスカントリー技能証課程の実技教育及び学科教育を監督すること。
- 6) パラグライディングクロスカントリーパイロット技能証の学科検定試験、実技検定試験を実施し、合否を判定し証明すること。

#### 4)-4-10 パラグライディング教員技能証とパラグライディングタンデム技能証を併せ有する者の効力

パラグライディング教員技能証とパラグライディングタンデム技能証を併せ有するものは、次の各項に定める事項を行うことが出来る。

- 1) パラグライディングタンデム技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) パラグライディングタンデム技能証を有する者を、パラグライディングタンデム飛行の実技教育の助手として使用すること。
- 3) パラグライディングタンデム技能証を有する者に、指定したパラグライディングパイロット技能証を有する者が行うパラグライディングタンデム技能証課程の練習飛行の監督を依頼すること。
- 4) パラグライディングタンデム技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。
- 5) パラグライディングタンデム技能証とパラグライディング助教員技能証を併せ有する者が行うパラグライディングタンデム技能証課程の実技教育及び学科教育を監督すること。
- 6) パラグライディングタンデム技能証の学科検定試験、実技検定試験を実施し、合否を判定し証明すること。

## 5) ハンググライディング検定員証

JHFは、検定技能に応じて検定員証を制定し、その検定技能を証明するため、申請により効力の定められた検定員証を発行する。

### 5)-1 ハンググライディング検定員証の種類

- 1) ハンググライディング助教員検定員証
- 2) ハンググライディング教員検定員証

#### 5)-1-1 ハンググライディング助教員検定員証

##### 5)-1-1-1 ハンググライディング助教員検定員証の効力

ハンググライディング助教員検定員証を有する者は、検定員証の発行日から3年間に限り次の各項に定める事項を行うことが出来る。

- 1) 所属する都道府県連盟主催のハンググライディング助教員技能証実技検定試験、学科検定試験の開催を申請し、実施の際には採点を行い、合否を判定すること。
- 2) 都道府県連盟及びJHFに合格した者の証明を行うこと。

##### 5)-1-1-2 ハンググライディング助教員検定員証の申請資格

ハンググライディング助教員検定員証の申請は、次に定める年令、資格及び経歴を有する者でなければ申請することができない。

- 1) 申請を行う日迄に25才に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) 有効なハンググライディング教員技能証を有すること。
- 4) ハンググライディング教員技能証を取得後3年以上経過し、助教員教育実務経験を有すること。  
ただし、都道府県連が認めた場合はこの限りではない。
- 5) 所属する都道府県連盟からの推薦を受けること。

#### 5)-1-2 ハンググライディング教員検定員証

##### 5)-1-2-1 ハンググライディング教員検定員証の効力

ハンググライディング教員検定員証を有する者は、検定員証の発行日から3年間に限り次の各項に定める事項を行うことが出来る。

- 1) JHF主催のハンググライディング教員技能証実技検定試験、学科検定試験、教習実技検定試験の開催を申請し、実施の際には採点を行い、合否を判定すること。
- 2) 都道府県連盟主催のハンググライディング助教員技能証実技検定試験、学科検定試験、教習実技検

定試験の開催を申請し、実施の際には採点を行い、合否を判定すること。

3) JHFに合格した者の証明を行うこと。

#### 5)-1-2-2 ハンググライディング教員検定員証の申請資格

ハンググライディング教員検定員証は、次に定める年令、資格及び経歴を有する者でなければ申請することができない。

- 1) 申請を行う日迄に 25 才に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) 有効なハンググライディング教員技能証を有すること。
- 4) ハンググライディング教員技能証を取得後 3 年以上経過し、過去 3 年以内に JHF 主催の教員検定員研修会に参加の経験を有すること。
- 5) 所属する都道府県連盟および JHF スクール事業委員会の推薦を受け JHF 理事会の承認を得ること。

#### 5)-2 パラグライディング検定員証の種類

- 1) パラグライディング助教員検定員証
- 2) パラグライディング教員検定員証

#### 5)-2-1 パラグライディング助教員検定員証

##### 5)-2-1-1 パラグライディング助教員検定員証の効力

パラグライディング助教員検定員証を有する者は、検定員証の発行日から 3 年間に限り次の各項に定める事項を行うことが出来る。

- 1) 所属する都道府県連盟主催のパラグライダー助教員技能証実技検定試験、学科検定試験の開催を申請し、実施の際には採点を行い、合否を判定すること。
- 2) 都道府県連盟及び JHF に合格した者の証明を行うこと。

##### 5)-2-1-2 パラグライディング助教員検定員証の申請資格

パラグライディング助教員検定員証は、次に定める年令、資格及び経歴を有する者でなければ申請することができない。

- 1) 申請を行う日迄に 25 才に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) 有効なパラグライディング教員技能証を有すること。
- 4) パラグライディング教員技能証を取得後 3 年以上経過し、助教員教育実務経験を有すること。ただし、都道府県連盟が認めた場合はこの限りではない。
- 5) 所属する都道府県連盟からの推薦を受けること。

## 5)-2-2 パラグライディング教員検定員証

### 5)-2-2-1 パラグライディング教員検定員証の効力

パラグライディング教員検定員証を有する者は、検定員証の発行日から3年間に限り次の各項に定める事項を行うことが出来る。

- 1) JHF主催のパラグライディング教員技能証実技検定試験、学科検定試験、教習実技検定試験の開催を申請し、実施の際には採点を行い、合否を判定すること。
- 2) 都道府県連盟主催のパラグライディング助教員技能証実技検定試験、学科検定試験、教習実技検定試験の開催を申請し、実施の際には採点を行い、合否を判定すること。
- 3) JHFに合格した者の証明を行うこと。

### 5)-2-2-2 パラグライディング教員検定員証の申請資格

パラグライディング教員検定員証は、次に定める年令、資格及び経歴を有する者でなければ申請することができない。

- 1) 申請を行う日迄に25才に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) 有効なパラグライディング教員技能証を有すること。
- 4) パラグライディング教員技能証を取得後3年以上経過し、過去3年以内にJHF主催の教員検定員研修会に参加の経験を有すること。
- 5) 所属する都道府県連盟およびJHFスクール事業委員会の推薦を受け、JHF理事会の承認を得ること。

## 6) ハンググライディング認定証

ハンググライディング認定証とは、教員技能証、助教員技能証の検定試験を受けた者がそれぞれの検定試験の一部に合格した場合、2年間の期限を定めてその合格を有効とし、検定試験の免除を行う為に発行するものである。

### 6)-1 ハンググライディング認定証の種類

- 1) ハンググライディング助教員実技認定証
- 2) ハンググライディング助教員学科認定証
- 3) ハンググライディング教員実技認定証
- 4) ハンググライディング教員学科認定証
- 5) ハンググライディング教員教習実技認定証

#### 6)-1-1 ハンググライディング助教員実技認定証

##### 6)-1-1-1 ハンググライディング助教員実技認定証の効力

ハンググライディング助教員実技認定証を有する者は、認定証の発行日から2年間に限り、ハンググライディング助教員技能証実技検定試験が免除される。

##### 6)-1-1-2 ハンググライディング助教員実技認定証の申請資格

ハンググライディング助教員実技認定証を有するものがハンググライディング助教員学科検定試験に合格した場合、都道府県連盟の推薦により助教員技能証の申請が出来る。

#### 6)-1-2 ハンググライディング助教員学科認定証

##### 6)-1-2-1 ハンググライディング助教員学科認定証と効力

ハンググライディング助教員学科認定証を有する者は、認定証の発行日から2年間に限り、ハンググライディング助教員技能証学科検定試験が免除される。

##### 6)-1-2-2 ハンググライディング助教員学科認定証の申請資格

ハンググライディング助教員学科認定証を有するものがハンググライディング助教員実技検定試験に合格した場合、都道府県連盟の推薦により助教員技能証の申請が出来る。

### 6)-1-3 ハンググライダーディング教員実技認定証

#### 6)-1-3-1 ハンググライダーディング教員実技認定証の効力

ハンググライダーディング教員実技認定証を有する者は、認定証の発行日から2年間に限り、ハンググライダーディング教員技能証実技検定試験が免除される。

#### 6)-1-3-2 ハンググライダーディング教員実技認定証の申請資格

ハンググライダーディング教員実技認定証を有するものがハンググライダーディング教員学科検定試験（又は学科認定証）、ハンググライダーディング教員教習実技検定試験（又は教習実技認定証）に合格した場合、都道府県連盟の推薦により教員技能証の申請が出来る。

### 6)-1-4 ハンググライダーディング教員学科認定証

#### 6)-1-4-1 ハンググライダーディング教員学科認定証の効力

ハンググライダーディング教員学科認定証を有する者は、認定証の発行日から2年間に限り、ハンググライダーディング教員技能証学科検定試験が免除される。

#### 6)-1-4-2 ハンググライダーディング教員学科認定証の申請資格

ハンググライダーディング教員学科認定証を有するものがハンググライダーディング教員実技検定試験（又は実技認定証）、ハンググライダーディング教員教習実技検定試験（又は教習実技認定証）に合格した場合、都道府県連盟の推薦により教員技能証の申請が出来る。

### 6)-1-5 ハンググライダーディング教員教習実技認定証

#### 6)-1-5-1 ハンググライダーディング教員教習実技認定証の効力

ハンググライダーディング教員教習実技認定証を有する者は、認定証の発行日から2年間に限り、ハンググライダーディング教員教習実技検定試験が免除される。

#### 6)-1-5-2 ハンググライダーディング教員教習実技認定証の申請資格

ハンググライダーディング教員教習実技認定証を有するものがハンググライダーディング教員実技検定試験（又は実技認定証）、ハンググライダーディング教員学科検定試験（又は学科認定証）に合格した場合、都道府県連盟の推薦により教員技能証の申請が出来る。

### 6)-2 パラグライダーディング認定証の種類

#### 1) パラグライダーディング助教員実技認定証

- 2) パラグライディング助教員学科認定証
- 3) パラグライディング教員実技認定証
- 4) パラグライディング教員学科認定証
- 5) パラグライディング教員教習実技認定証
- 6) モーターパラグライディング教員実技認定証
- 7) モーターパラグライディング教員学科認定証
- 8) モーターパラグライディング教員教習実技認定

#### **6)-2-1 パラグライディング助教員実技認定証**

##### 6)-2-1-1 パラグライディング助教員実技認定証の効力

パラグライディング助教員実技認定証を有する者は、認定証の発行日から2年間に限り、パラグライディング助教員技能証実技検定試験が免除される。

##### 6)-2-1-2 パラグライディング助教員実技認定証の申請資格

パラグライディング助教員実技認定証を有するものがパラグライディング助教員学科検定試験に合格した場合、都道府県連盟の推薦により助教員技能証の申請が出来る。

#### **6)-2-2 パラグライディング助教員学科認定証**

##### 6)-2-2-1 パラグライディング助教員学科認定証と効力

パラグライディング助教員学科認定証を有する者は、認定証の発行日から2年間に限り、パラグライディング助教員技能証学科検定試験が免除される。

##### 6)-2-2-2 パラグライディング助教員学科認定証の申請資格

パラグライディング助教員学科認定証を有するものがパラグライディング助教員実技検定試験に合格した場合、都道府県連盟の推薦により助教員技能証の申請が出来る。

#### **6)-2-3 パラグライディング教員実技認定証**

##### 6)-2-3-1 パラグライディング教員実技認定証の効力

パラグライディング教員実技認定証を有する者は、認定証の発行日から2年間に限り、パラグライディング教員技能証実技検定試験が免除される。

##### 6)-2-3-2 パラグライディング教員実技認定証の申請資格

パラグライディング教員実技認定証を有するものがパラグライディング教員学科検定試験(又は学科

認定証)、パラグライディング教員教習実技検定試験(又は教習実技認定証)に合格した場合、都道府県連盟の推薦により教員技能証の申請が出来る。

#### **6)-2-4 パラグライディング教員学科認定証**

##### 6)-2-4-1 パラグライディング教員学科認定証の効力

パラグライディング教員学科認定証を有する者は、認定証の発行日から2年間に限り、パラグライディング教員技能証学科検定試験が免除される。

##### 6)-2-4-2 パラグライディング教員学科認定証の申請資格

パラグライディング教員学科認定証を有するものがパラグライディング教員実技検定試験(又は実技認定証)、パラグライディング教員教習実技検定試験(又は教習実技認定証)に合格した場合、都道府県連盟の推薦により教員技能証の申請が出来る。

#### **6)-2-5 パラグライディング教員教習実技認定証**

##### 6)-2-5-1 パラグライディング教員教習実技認定証の効力

パラグライディング教員教習実技認定証を有する者は、認定証の発行日から2年間に限り、パラグライディング教員教習実技検定試験が免除される。

##### 6)-2-5-2 パラグライディング教員教習実技認定証の申請資格

パラグライディング教員教習実技認定証を有するものがパラグライディング教員実技検定試験(又は実技認定証)、パラグライディング教員学科検定試験(又は学科認定証)に合格した場合、都道府県連盟の推薦で教員技能証の申請が出来る。

#### **6)-2-6 モーターパラグライディング教員実技認定証**

##### 6)-2-6-1 モーターパラグライディング教員実技認定証の効力

モーターパラグライディング教員実技認定証を有する者は、認定証の発行日から2年間に限り、モーターパラグライディング教員技能証実技検定試験が免除される。

##### 6)-2-6-2 モーターパラグライディング教員実技認定証の申請資格

モーターパラグライディング教員実技認定証を有するものがモーターパラグライディング教員学科検定試験(又は学科認定証)、モーターパラグライディング教員教習実技検定試験(又は教習実技認定証)に合格した場合、都道府県連盟の推薦によりモーターパラグライディング教員技能証の申請が出来る。

## 6)-2-7 モーターパラグライディング教員学科認定証

### 6)-2-7-1 モーターパラグライディング教員学科認定証の効力

モーターパラグライディング教員学科認定証を有する者は、認定証の発行日から2年間に限り、モーターパラグライディング教員技能証学科検定試験が免除される。

### 6)-2-7-2 モーターパラグライディング教員学科認定証の申請資格

モーターパラグライディング教員学科認定証を有するものがモーターパラグライディング教員実技検定試験(又は実技認定証)、モーターパラグライディング教員教習実技検定試験(又は教習実技認定証)に合格した場合、都道府県連盟の推薦によりモーターパラグライディング教員技能証の申請が出来る。

## 6)-2-8 モーターパラグライディング教員教習実技認定証

### 6)-2-8-1 モーターパラグライディング教員教習実技認定証の効力

モーターパラグライディング教員教習実技認定証を有する者は、認定証の発行日から2年間に限り、モーターパラグライディング教員教習実技検定試験が免除される。

### 6)-2-8-2 モーターパラグライディング教員教習実技認定証の申請資格

モーターパラグライディング教員教習実技認定証を有するものがモーターパラグライディング教員実技検定試験(又は実技認定証)、パラグライディング教員学科検定試験(又は学科認定証)に合格した場合、都道府県連盟の推薦でモーターパラグライディング教員技能証の申請が出来る。

## 6)-3 JHFレスキューパラシュートリパック認定証規程

制定 2008年8月1日 理事会  
改定 2013年3月12日 理事会

### 6)-3-1 レスキューパラシュートリパック認定証の効力

- 1) レスキューパラシュートリパック認定証を有する者は、レスキューパラシュートのパッキング、ハーネスへの装着、取り出しについての専門的な知識、技術を有するものと認め、JHF公認リパックタグの使用を認める。
- 2) 認定証の有効期限は発効日から3年とする。
- 3) 認定証の更新には以下の要件を必要とする。
  - ア) 過去3年間で30回以上のレスキューパラシュートのパッキング、ハーネスへの装着、取り出し確認の経験を有すること。(リパックログブックの写しを提出)
  - イ) 過去3年以内にJHF公認のリパック講習会を受けること。(受講証明の写しを提出)
  - ウ) 上記更新講習会において異なる3メーカーのリパック実技を行うこと。

### 6)-3-2 レスキューパラシュートリパック認定証の申請資格

レスキューパラシュートリパック認定証申請には以下の項目を要件とする。

- 1) パイロット技能証を有すること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) スキューパラシュートリパックの必要な知識と技術について教育を受け、レスキューパラシュートリパック認定証課程を修了すること。
- 4) レスキューパラシュートリパック認定証実技検定試験に合格すること。
- 5) レスキューパラシュートリパック認定証学科検定試験に合格すること。
- 6) レスキューパラシュートリパックを行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 7) 国内外で同等の認定証を取得したものは1)から5)の項目に該当しなくても理事会の承認が有れば申請出来る。

### 6)-3-3 レスキューパラシュートリパック認定証課程と検定試験科目

#### 1. 目標：レスキューパラシュートリパック技能の習得

レスキューパラシュートの取扱説明書に従い、パッキングおよびハーネスへの装着、取り出し確認を正確に行える技術を習得する。

生産物賠償責任保険の知識を習得する。

#### 2. 対象者：パイロット技能証を有する者

#### 3. 練習：各種レスキューパラシュートのパッキング、各種ハーネスへのレスキューパラシュートの装着、レスキューパラシュートの取り出し確認を過去1年間に20回以上行っていること。(リパックログブックで確認)

実技検定は異なる3メーカーのリパック実技を行い採点する。

4. 科目数：実技科目 9科目

学科科目 14科目

5. 実技科目表：

- 1 開傘シミュレーションの実施（実際の状況を想定した開傘操作のチェック  
開傘後行動手順の教育。）
- 2 インスペクション（縫い糸、4ライン、生地強度、傷、汚れ、そのほかの外観）
- 3 パッキングⅠ（均等なラインテンションとアペックスの調整確認、メーカー仕様のたたみ方）
- 4 パッキングⅡ（インナーコンテナへの適正な収納）
- 5 ハーネスへの装着Ⅰ（ブライダルの適正な接続とルーティング）
- 6 ハーネスへの装着Ⅱ（パラシュートコンテナへの適正な収納とハンドルの固定）
- 7 パラシュートコンテナからの取り出し確認  
（ハンドルへのアクセスとパラシュートの取り出しやすさ）
- 8 JHF公認タグとパラシュートログ、リパックログブックの記入と取り付け、保管
- 9 総合科目  
各種レスキューパラシュートのパッキング、ハーネスへのレスキューパラシュートの装着、レスキュー  
パラシュートの取り出し確認  
習得判断基準： 正確な作業が確実にできること

6. 学科科目表：

レスキューパラシュートの構造

- 1 各部の名称
- 2 開傘のメカニズム
- 3 モデルごとの特性

リパックの注意点

- 4 作業場の設定と作業補助具の使用

ハーネス装着の注意点

- 5 ハングライダー用ハーネスとパラグライダー用ハーネスの構造
- 6 ハーネスの各モデルごとの違い
- 7 パラシュートコンテナサイズへの対応
- 8 ハンドルの固定（アクセスの確認と誤開傘の防止。）
- 9 パラシュートの取り出しやすさ

リパックの記録

- 10 JHF公認タグとパラシュートログ、リパックログブックの記載内容

開傘後の行動手順の知識

- 11 安定沈下のための基本操作
- 12 ダウンプレーニング、ローテーションなど
- 13 着地への備え

リパックの法的責任

14 法律の知識

15 保険制度

#### 6)-3-4 レスキューパラシュートリパック認定証検定試験

##### 1 実技検定試験科目

3種類のレスキューパラシュートを使用し、パッキング、ハーネスへの装着、取り出し確認をそれぞれ1回行い、成功した場合習得したものとみなす

合格基準 確実に試験科目を実演すること

##### 2 学科検定試験科目

・JHF出題の学科検定試験問題に合格すること

合格判定基準 正解率70%以上

・試験の実施は教員が行い、点数の不足する者に対しては再教育を行うこと

#### 6)-3-5 レスキューパラシュートリパック認定証学科検定試験規則

- 1) レスキューパラシュートリパック認定証学科検定試験は、JHFの学科試験問題を使用し、レスキューパラシュートリパック認定証を有するJHF教員が随時行う。
- 2) レスキューパラシュートリパック認定証を有するJHF教員は学科検定試験終了後、採点を行い、可否を判定し、実技検定試験に併せて合格した者の認定証の申請を速やかに行わなければならない。正解率70%以上を合格とする。

#### 6)-3-6 レスキューパラシュートリパック認定証実技検定試験規則

- 1) レスキューパラシュートリパック認定証実技検定試験は、レスキューパラシュートリパック認定証を有するJHF教員が随時行う。
- 2) レスキューパラシュートリパック認定証を有するJHF教員は実技検定試験終了後、採点を行い、可否を判定し、学科検定試験に併せて合格した者の認定証の申請を速やかに行わなければならない。

## 7) 技能証の申請資格の制限

### 7)-1 技能証の取り消しを受けた者の申請資格の制限

本連盟の定める技能証規程により理事会が技能証の取り消しを決定した場合、その者はその取り消しの日から2年を限度とする期間、すべての技能証を申請することができない。

ただし、その制限を受ける期間はその都度理事会が協議し決定する。

### 7)-2 技能証の申請に不正行為があった教員の申請資格の制限

本連盟の定める技能規程により理事会が技能証の申請に関し、不正の行為があったと決定した場合、その教員は3年を限度とする期間、すべての技能証の申請をすることができない。

ただし、その制限を受ける期間はその都度理事会が協議し決定する。

## 8) 検定試験の免除

### 8)-1 外国の技能証所有者に対する検定試験の免除

JHFは、FAI正会員が授与し、又はFAI正会員からハンググライディングパラグライダーに関して権限の委譲を受けた団体の授与するハンググライダー操縦者、パラグライダー操縦者の資格証書を有する者については、理事会の承認が有ればこの技能証規程に定める検定試験の全部又は一部を省く事が出来る。

### 8)-2 技能、知識に優れた者の検定試験の免除

技能証の申請者が、この技能証規程に定める技能及び知識について同等以上の能力を有すると認められるときは、理事会の承認が有ればこの技能証規程に定める検定試験の全部又は一部を省く事が出来る。

## 9) 罰則（技能証の取り消し又は効力の停止）

### 9)-1 操縦又は指導、監督に重大な過失があった場合の技能証取り消し又は効力の停止

JHFが発行する技能証の所有者がハンググライダー又はパラグライダーの操縦、指導、監督を行うにあたり、スポーツ精神に反し、非行又は重大な過失があったと理事会で認められた場合、理事会はその技能証の取り消し、又は2年を限度とする期間を定めその技能証の効力の停止を行う事が出来る。

### 9)-2 技能証の申請に不正があった場合の技能証の取り消し又は効力の停止

技能証の申請に関し不正があったと理事会が認めた場合、理事会はその申請された技能証を無効とし、申請した教員の教員技能証の取り消し、又は3年を限度とする教員技能証の効力の停止を行う事が出来る。

## 10) 技能証、認定証の申請手続き

### 10)-1 練習生技能証の申請手続き

練習生技能証の交付を申請しようとする者は、「技能証申請書」に必要事項を記入し、記名捺印(又は署名)の上、「技能証申請書」に記載された必要書類を添付し、JHF に提出しなければならない。

### 10)-2 技能証の申請手続き

技能証の交付を申請しようとする者は、「技能証申請書」に必要事項を記入し、記名捺印(又は署名)の上、「技能証申請書」に記載された必要書類を添付し、JHF に提出しなければならない。

### 10)-3 教員、助教員学科認定証の申請手続き

教員、助教員学科認定証の交付を申請しようとする者は、「技能証申請書」に必要事項を記入し、記名捺印(又は署名)の上、「学科検定試験合格証明書」を添付し、JHF に提出しなければならない。

### 10)-4 教員、助教員実技認定証の申請手続き

教員、助教員実技認定証の交付を申請しようとする者は、「技能証申請書」に必要事項を記入し、記名捺印(又は署名)の上、「実技検定試験合格証明書」を添付し、JHF に提出しなければならない。

### 10)-5 教員教習実技認定証の申請手続き

教員教習実技認定証の交付を申請しようとする者は、「技能証申請書」に必要事項を記入し、記名捺印(又は署名)の上、「教習実技検定試験合格証明書」を添付し、JHF に提出しなければならない。

### 10)-6 レスキューパラシュートトリパック認定証の申請手続き

レスキューパラシュートトリパック認定証の交付を申請しようとする者は、「技能証申請書」に必要事項を記入し、記名捺印(又は署名)の上、「実技検定試験合格証明書」および「学科検定試験合格証明書」を添付し、JHF に提出しなければならない。

### 10)-6 申請料

技能証、学科認定証、実技認定証、教習実技認定証の申請を行う者は、JHF に次の申請料を納めなければならない。

#### 10)-6-1 申請料の金額

##### 10)-6-1-1 ハンググライダー練習生技能証の申請料

1) ハンググライディング A級パイロット技能証 1、000円

- |                           |        |
|---------------------------|--------|
| 2) ハンググライダーディングB級パイロット技能証 | 3,000円 |
| 3) ハンググライダーディングC級パイロット技能証 | 5,000円 |

10)-6-1-2 ハンググライダーディング技能証の申請料

- |                            |         |
|----------------------------|---------|
| 1) ハンググライダーディングパイロット技能証    | 5,000円  |
| 2) ハンググライダーディング補助動力技能証     | 10,000円 |
| 3) ハンググライダーディングクロスカントリー技能証 | 10,000円 |
| 4) ハンググライダーディングタンデム技能証     | 5,000円  |
| 5) ハンググライダーディング助教員技能証      | 1,000円  |
| 6) ハンググライダーディング教員技能証       | 1,000円  |

10)-6-1-3 ハンググライダーディング認定証の申請料

- |                          |        |
|--------------------------|--------|
| 1) ハンググライダーディング助教員学科認定証  | 1,000円 |
| 2) ハンググライダーディング教員学科認定証   | 1,000円 |
| 3) ハンググライダーディング助教員実技認定証  | 1,000円 |
| 4) ハンググライダーディング教員実技認定証   | 1,000円 |
| 5) ハンググライダーディング教員教習実技認定証 | 1,000円 |

10)-6-1-4 ハンググライダーディング検定員証の申請料

- |                        |    |
|------------------------|----|
| 1) ハンググライダーディング助教員検定員証 | 無料 |
| 2) ハンググライダーディング教員検定員証  | 無料 |

**10)-6-2 パラグライダーディング技能証の申請料**

10)-6-2-1 パラグライダーディング練習生技能証の申請料

- |                          |        |
|--------------------------|--------|
| 1) パラグライダーディングA級パイロット技能証 | 1,000円 |
| 2) パラグライダーディングB級パイロット技能証 | 3,000円 |

10)-6-2-2 パラグライダーディング技能証の申請料

- |                            |         |
|----------------------------|---------|
| 1) パラグライダーディングノービスパイロット技能証 | 5,000円  |
| 2) パラグライダーディングパイロット技能証     | 5,000円  |
| 3) パラグライダーディング補助動力技能証      | 10,000円 |
| 4) パラグライダーディングクロスカントリー技能証  | 10,000円 |
| 5) パラグライダーディングタンデム技能証      | 5,000円  |
| 6) モーターパラグライダーディングパイロット技能証 | 5,000円  |
| 7) パラグライダーディング助教員技能証       | 1,000円  |

8) パラグライディング教員技能証	1,000円
9) モーターパラグライディング教員技能証	1,000円
10)-6-2-3 パラグライディング認定証の申請料	
1) パラグライディング助教員学科認定証	1,000円
2) パラグライディング教員学科認定証	1,000円
3) パラグライディング助教員実技認定証	1,000円
4) パラグライディング教員実技認定証	1,000円
5) パラグライディング教員教習実技認定証	1,000円
10)-6-2-4 パラグライディング検定員証の申請料	
1) パラグライディング助教員検定員証	無料
2) パラグライディング教員検定員証	無料
10)-6-2-5 レスキューパラシュートリパック認定証	5,000円

### 10)-6-3 IPPI CARDの申請料

10)-6-3-1 ハンググライディング IPPI CARDの申請料	3,000円
10)-6-3-2 パラグライディング IPPI CARDの申請料	3,000円

## 11) 技能証、認定証の再交付申請手続き

### 11)-1 再交付の手続き

技能証の再交付を申請する者は、該当する「練習生技能証申請書」、「技能証申請書」又は「認定証申請書」に必要事項を記入し再交付と明記し、記名捺印（又は署名）の上、JHFに提出しなければならない。

### 11)-2 再交付の申請料

技能証の再交付を申請する者は再交付の申請料をJHFに納めなければならない。

#### 11)-2-1 技能証の再交付の申請料

すべての技能証 1,000円

#### 11)-2-2 認定証の再交付の申請料

すべての認定証 1,000円

## 12) 更新申請手続き

### 12)-1 更新手続き

#### 12)-1-1 更新申請書類

期限が定められた技能証、検定員証は更新時に、該当する「技能証申請書」に必要事項を記入し更新と明記し、記名捺印（又は署名）の上、JHF に提出しなければならない。

#### 12)-1-2 更新申請の条件

期限が定められた技能証、検定員証は、JHF が特に規程を定めた場合、該当する講習を受け、更新時にその受講証明を提出しなければならない。

### 12)-2 更新が必要な技能証、検定員証、認定証

3年ごとに更新が必要な技能証、検定員証、認定証は以下に定める。

- 1) ハンググライディング助教員技能証
- 2) ハンググライディング教員技能証
- 3) ハンググライディング助教員検定員証
- 4) ハンググライディング教員検定員証
- 5) パラグライディング助教員技能証
- 6) パラグライディング教員技能証
- 7) パラグライディング助教員検定員証
- 8) パラグライディング教員検定員証
- 9) モーターパラグライディング教員技能証
- 10) レスキューパラシュートトリパック認定証

#### 12)-3 更新の申請料

技能証の更新申請する者は5,000円をJHFに納めなければならない。

## 13) 検定試験料

### 13)-1 検定試験の費用負担

検定試験を受けようとする者は、原則として検定試験に関する費用をすべて負担しなければならない。但し、費用のすべて又は一部について免除される場合は、この限りでない。

### 13)-2 検定試験の試験料

検定試験料が検定試験の主催者により定められている場合は、検定試験を受けようとする者は、その定められた金額を主催者に納めなければならない。但し、これらの金額は、不当なものであってはならない。

## 14) 雑 則

### 14)-1 検定試験の安全管理

検定試験の運営と安全管理は、その主催者が行わなければならない。

### 14)-2 技能証の様式および申請書の様式

技能証に対応する技能証の様式その他の様式及び交付申請の様式については、事務局で随時定める。

### 14)-3 身体検査証の提出

JHF 理事会は、フライヤー会員に対し必要があると認められた場合に限り、JHF の指定又は承認する医師又は病院等の作成する身体検査証明書及びその他の必要とする書類等の提出を求めることが出来る。

### 14)-4 身体検査証等の提出期限

身体検査証等の書類の提出を求められた者は、通常 10 日以内、指定された場合は指定期日以内に、すみやかに提出しなければならない。

### 14)-5 賠償責任保険の義務付け

ハンググライディング練習生、パラグライディング練習生のうち、フライヤー登録証を有しない者の飛行を認めるスクール又は練習場の管理者は、第三者に対する賠償責任について対処しなければならない。

### 14)-6 I P P I CARD 対照表

#### 14)-6-1 ハンググライディング I P P I CARD 対照表

- |         |   |             |
|---------|---|-------------|
| 1) HG 1 | — | A 級パイロット技能証 |
| 2) HG 2 | — | B 級パイロット技能証 |
| 3) HG 3 | — | C 級パイロット技能証 |
| 4) HG 4 | — | パイロット技能証    |
| 5) HG 5 | — | クロスカントリー技能証 |

#### 14)-6-1 パラグライディング I P P I CARD 対照表

- |         |   |              |
|---------|---|--------------|
| 1) PG 1 | — | A 級パイロット技能証  |
| 2) PG 2 | — | B 級パイロット技能証  |
| 3) PG 3 | — | ノービスパイロット技能証 |

- 4) P G 4      —      パイロット技能証
- 5) P G 5      —      クロスカントリー技能証

#### 14)-7 ハンググライディング技能証とパラグライディング技能証の相互取得

##### 14)-7-1 ハンググライディング技能証を有する者がパラグライディング技能証を取得する場合

技能証の種類に関わらず技能証過程をすべて終了し、該当するすべての検定を受けなければならない。  
ただし、飛行時間についてのみ教員の判断で考慮できるものとする。

##### 14)-7-2 パラグライディング技能証を有する者がハンググライディング技能証取得する場合

技能証の種類に関わらず技能証過程をすべて終了し、該当するすべての検定を受けなければならない。  
ただし、飛行時間についてのみ教員の判断で考慮できるものとする。

## 15) モーターパラグライディング技能証

制定 2002年3月14日 理事会

改定 2009年8月4日 理事会

### 15) - 1 前文

公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟は、世界の航空スポーツを代表する唯一の統括団体であるFAI（国際航空連盟）の正会員として日本を代表する財団法人日本航空協会の承認の下にこの規定を制定する。

### 15) - 2 モーターパラグライディング技能証制定の趣旨

1986年2月20日～21日、パリで開催されたFAIのCouncil会議において、英仏等から提出されたパラセンディンググライダー（PARASCENDING GLIDER）が新しい航空機として認められ、定義、記録、技能等に関する規定が制定され、同年5月1日から実施された。（競技規定は含まれず又国際委員会も新設されない）1986年7月21日～22日、ハンガリーで開催されたCIVL（国際ハンググライディング委員）において、この新しい航空機を受け入れる事となった。

名称は、パラグライダー（PARAGLIDER）、パラパント（PARAPENTE）、パラセンディンググライダー（PARASCENDING GLIDER）が用いられる。JHF（公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟）は、この新しい航空スポーツがわが国においても健全な発達と普及が図れるよう、1986年7月9日、第1回パラグライダー安全対策会議を開催し、組織づくりに着手すると共に、1987年2月12日にJHFパラグライダー委員会を創設し、その年の4月から諸制度がスタート出来るよう「パラグライディング技能証規定」を制定した。

当時としては、動力を付けたものは含めなかったが、1993年、諸制度の改革に併せ、補助動力委員会を発足させ、最初から動力を利用して初心者が安心して練習が出来るように検討を加え、FAIが新しく制定したパラグライディングの国際基準にも合致するよう、JHFのパラグライディング技能証規定の改正にともない、この規定に関連する新しい分野を確立するため、今回、動力を利用する意義を明確にすると共に、今後のパラグライディングスポーツの一層の発展のため、1990年2月3日「パラグライディング補助動力技能証」を制定した。

1994年9月21日には、平地での離着陸の練習を行う、「補助動力パラグライダー練習生技能証規定」制定し、2000年6月23日には「パラグライディング補助動力練習生技能証」として改定し制定した。2002年3月20日「補助動力パラグライダー練習生技能証規定」を廃止し、同日新たに「モーターパラグライディング技能証」を制定した。この技能証は平地での離着陸のみで飛行する補助動力愛好者の技能を証明するものである。

### 15)-3 モーターパラグライディング技能証の定義

この規定で定めるモーターパラグライディング技能証とはパラグライディングパイロット技能証および補助動力技能証を有しないものが、補助動力を利用し、平地から離陸、および平地への着陸を行う技能、および高度獲得後の動力停止による飛行を技能証の効力に定めら範囲で自己の判断と責任において行うことが出来る技能を証明するものである。

### 15)-4 モーターパラグライディング技能証の種類

- 1) モーターパラグライディングパイロット技能証
- 2) モーターパラグライディング教員技能証

## 15) -5 モーターパラグライディングパイロット技能証

### 15) -5-1 モーターパラグライディング技能証の効力

モーターパラグライディングパイロット技能証を有する者は、管理された離陸場所からおおむね5 kmを超えない範囲で、平地からの離陸でのパラグライディング補助動力飛行による高度獲得後、動力停止状態で行う競技飛行、記録飛行、その他全ての飛行を自己の判断と責任において行うことができる。

### 15) -5-2 モーターパラグライディングパイロット技能証申請資格

モーターパラグライディングパイロット技能証は、次に定める年令、資格、及び経歴を有する者でなければ申請することが出来ない。

- 1) 申請を行う日迄に16才に達していること。
- 2) 有効なJHFフライヤー会員証を有すること。
- 3) 補助動力パラグライディングの操縦、機材の取扱い、安全管理、その他の必要な知識と技術について教育を受け、モーターパラグライディングパイロット技能証課程を修了すること。
- 4) モーターパラグライディングパイロット技能証学科検定試験に合格すること。
- 5) モーターパラグライディングパイロット技能証実技検定試験に合格すること。
- 6) 補助動力パラグライダーの操縦を行うのに支障となるような心身の欠陥がないこと。
- 7) 20才未満の者については、保護者の承認を得ること。
- 8) 国内外で同等の技能証を取得したものは1)から8)の項目に該当しなくても理事会の承認が有れば申請出来る。

### 15) -5-3 モーターパラグライディングパイロット技能証課程

1. 目標：モーターパラグライディングパイロット技能証の取得習得  
JHFフライヤー登録証を有する者が、補助動力を装備して平地から離陸しパラグライダー飛行を行うのに必要な技能を習得する。
2. 練習：練習時間30時間以上、(飛行回数60回以上)
3. 科目数：38科目
4. 学科試験：パラグライディング補助動力技能証を有するパラグライディング教員、又はモーターパラグライディング教員技能証を有する者が行うモーターパラグライディング技能証学科検定試験を受験し合格すること。  
合格判定基準：正解率/70%以上
5. 実技試験：パラグライディング補助動力技能証を有するパラグライディング教員、又はモーターパラグライディング教員技能証を有する者が行うモーターパラグライディング技能証実技検定試験を受験し合格すること。  
実技試験科目：実施科目 フライトプラン及び8科目 (10. 12. 16. 23. 35. 36. 37. 38)

### 15) -5-4 モーターパラグライディングパイロット技能証実技科目

1. 機材取扱い (名称、機能、装着、セッティング、その他)
2. 飛行準備 (機体、装備品、動力装置 {ネジ部点検}、燃料、服装、その他の用意と安全性の点検、確認)
3. グランドハンドリング。ーライズアップ コラプス操作
4. グランドハンドリング (地上走行)
5. グランドハンドリング (着陸動作)
6. 飛行準備 (機体、装備品、動力装置、燃料、その他の用意と安全確保)
7. エンジンの指導・停止 (消火器、プロペラ回転、プロペラ後流、消音装置)
8. エンジンのスロットル操作 (始動、全開、巡航、アイドリング)

9. 周囲警戒（空中及び地上の安全性確認及び他機警戒）
10. 出発及び助走（周囲警戒、気象判断、出発決心）
11. 離陸及び初期上昇（速度、姿勢及びコースの保持）
12. 上昇直線飛行（速度、上昇率、針路、コースの一定保持）
13. 上昇90度旋回（左旋回、右旋回）
14. 上昇180度旋回（左旋回、右旋回、速度、上昇率、一定バンクの保持）
15. 上昇180度旋回（左右交互に連続3回）
16. 上昇360度連続旋回（左右、各連続3回、速度、上昇率、バンク保持）
17. 水平直線飛行（速度、高度、針路、コースの一定保持）
18. 水平旋回飛行（左右、90度、180度、360度、連続旋回、バンク・高度保持）
19. 降下直線飛行（高度、針路、コースの一定保持）
20. 降下旋回飛行（左右、90度、180度、360度、連続旋回、バンク保持）
21. オンパイロン 360度連続旋回（左右、各連続3回、旋回半径保持、高度保持）
22. 四角形場周飛行（飛行コースの保持、旋回地点、離陸地点の確認、他機警戒）
23. パワーオフでの場周アプローチ（90度2回の場周進入、進入判断、他機警戒）
24. パワーオフでのオーバーヘッドアプローチ（着地地点上空通過の進入、進入判断、他機警戒）
25. パワーオフでの指定地着陸。指定地点から半径10m以内の着陸及び停止
26. プロペラの回転降下 トルク、スラスト、後流、ジャイロプレセッション
27. 水平飛行中の失速及び回復 座学、実施の際は十分な余裕高度
28. 急上昇中の失速及び回復 座学、実施の際は十分な余裕高度
29. 旋回飛行中の失速及び回復 座学、実施の際は十分な高度
30. 連続旋回中のスパイラル降下からの回復 座学、実施の際は十分な余裕高度
31. 離陸後、エンジンが停止した場合の処置 座学、実施の際は十分な余裕高度
32. 機体の収納及び運搬
33. 機体、補助動力装置及び装備品の点検・調整
34. 機体補助動力装置及び装備品の保守・修理
35. パワーオフでのピッチング、ローリング
36. パワーオフでの両翼折による降下
37. パワーオフでの片翼つぶし（30%以上）と回復
38. パワーオフによるサーマルソアリング又はリッジソアリング

#### 15) -5-5 モーターパラグライディングパイロット技能証実技科目実施の諸条件

1. 科目は、原則としてパワーオン時とパワーオフ時で実施する。
2. 使用する機材は、JHSC（日本ハンググライダー安全性委員会）に登録されていることが望ましい。
3. 機材の使用法及び操作方法については、その取扱書の指示に従うこと。特に、燃料の補給、エンジンの始動・操作・停止、離陸・着陸・不時着陸、飛行中の緊急事態の発生、等の場合における火災予防・消火行動の対応能力は、きわめて大切である。
4. 動力を作動して飛行している場合は、動力装置の無い機体及び動力を停止している機体の飛行に対して、その進路を譲ること。
5. 習得すべき操縦の精度は、次のとおりとする。
  - a) ピッチ方向の姿勢は、確実に安定させる事が出来る。
  - b) 旋回中のバンクは、確実に安定させ、一定に保持する事が出来ること。
  - c) 直線飛行の保持及び旋回停止方向の誤差は、±10度以内に保つこと。
6. 指定地着陸は左場周と右場周がいずれも確実に実施出来ること。これは、野外飛行で適正な着陸場所を選定し、有害な障害物を越えて限られた場所に安全な着陸を行い、停止することが出来る技能を訓練する。
7. 練習飛行を行う場合の気象状況は、次のとおりとする。
  - a) 雲高：雲低高度は、離陸高度より150m以上高いこと。飛行中、雲に入る恐れがないこと。
  - b) 視程：水平視程は、2Km以上あること。
  - c) 風向：出発方向から左右各30度以内の範囲とする。

- d) 風速：平均 4 m/s 以内とする。瞬間最大は 6 m/s 以内とする。  
 風向の振れがある場合は、状況によりその限度を下げるものとする。
8. 機体は、自らの責任で管理し、自らの判断で安全性が確認出来ること。
  9. 飛行は、すべて自らの判断と責任で行うこと。
  10. 習得判断基準 指定された科目を 3 回成功した場合、その科目を習得したものとみなす。

#### 15)-5-6 モーターパラグライディングパイロット技能証学科科目

JHF パラグライダー教本を基本とする。

＜パラグライダーと装備＞

1. デザインの要素
2. 計器（高度計、昇降計、速度計、コンパス、バログラフ）
3. 服装と装備（高高度飛行の防寒対策）

＜パイロット＞

4. 精神的要素（高さに対する不安と恐怖、自分の能力と限界、自信過剰）
5. 身体的要素（体調による飛行の変化）

＜空気力学＞

6. パラグライダー旋回「
7. 失速「
8. ポーラカーブ
9. キャノピーの潰れ
10. スピン・スパイラル・横滑り

＜気象＞

11. 大気の安定度。・逆転層
12. リッジリフトのしくみ
13. サーマル。
14. 危険なコンディション。

＜ルールと法規＞

15. 空域と他の航空交通（官制空域と空港、その他の空域）
16. 右側通行、ハンググライダーとパラグライダー
17. その他規則とルール（地上の人に迷惑を掛けない、騒音、超低空、危険な飛行）

＜実際の飛行と安全＞

18. 危険・緊急の状況（突風、強風のグランドハンドリング、テイクオフ技術不足、失速、コンディション、異常飛行態勢、危険な演技、なれない状態、身体と精神の要素、パイロットマナー不足、めまい、複合、緊急時の操作、事故）
19. 不時着（ツリーランディング、着水、その他）
20. 翼端潰し
21. Bストール
22. クロスウインド飛行（偏流修正飛行）
23. ソアリング
24. 特に注意すべき飛行目的別による運航について（航空測量・送電線巡視調査・航空写真撮影・軍用機などによる飛行、他の航空機による後流の影響）

#### 15) -5-7 モーターパラグライディングパイロット技能証学科検定試験規則

1. モーターパラグライディングパイロット技能証学科検定試験は、モーターパラグライディング教員又は、パラグライディング補助動力技能証を有するパラグライディング教員が随時行う。
2. モーターパラグライディングパイロット技能証学科検定試験は JHF から提供された試験問題を使用し、モーターパラグライディング教員又はパラグライディング補助動力技能証を有するパラグライディング教員の監督の下に行わなければならない
3. 検定試験を行った教員は、学科検定試験終了後、採点を行い、合否を判定しなければならない。正解率 70% 以上を合格とする。

4. 学科検定試験を行った教員は学科検定試験終了後、間違った理解をしている受験者に適切な教育を行わなければならない。
5. 学科検定試験を行った教員は学科検定試験の合否を証明することが出来る。

#### 15) -5-8 モーターパラグライディングパイロット技能証実技検定試験規則

1. モーターパラグライディングパイロット技能証実技検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定科目」に基づき、モーターパラグライディング教員又はパラグライディング補助動力技能証を有するパラグライディング教員が随時行う。
2. 実技検定試験を実施した教員は実技検定試験終了後、採点を行い、合否を判定し、証明しなければならない。また、学科検定試験に合格した者が実技検定試験に合格した場合、技能証の申請を速に行わなければならない。

#### 15) -6 モーターパラグライディング教員技能証

##### 15) -6-1 モーターパラグライディング教員技能証の効力

モーターパラグライディング教員技能証を有する者は、発効日から3年間に限り次の各項に定める事項を行うことが出来る。

- 1) モーターパラグライディングパイロット技能証課程の実技教育及び学科教育を行うこと。
- 2) モーターパラグライディングパイロット技能証を有する者を、モーターパラグライディングパイロット技能証課程の実技教育の助手として使用すること。
- 3) モーターパラグライディングパイロット技能証課程の教育を受けた者の経歴を証明すること。
- 4) モーターパラグライディングパイロット技能証検定試験の学科検定、実技検定試験を行い、その合否を判定し証明すること。

##### 15) -6-2 モーターパラグライディング教員技能証の申請資格

モーターパラグライディング教員技能証は、次に定める年令、資格及び経歴を有する者でなければ申請することができない。

- 1) 申請を行う日迄に20才に達していること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) モーターパラグライディングパイロット技能証を取得後3年以上経過し、かつ30日以上のモーターパラグライディング教育実務経験を有すること。この実務経験はモーターパラグライディング教員又はパラグライディング補助動力技能証を有するパラグライディング教員によって証明された指導経歴書によって確認する。
- 4) モーターパラグライディング教員技能証課程を修了していること。
- 5) 住民票所在地である都道府県連盟の推薦を受けること。
- 6) JHF が公認し、教員検定員が実施する、実技検定、学科検定、教習実技検定に合格すること。
- 7) 有効な、消防署が行う普通救急救命講習会以上の受講証明、又は日赤が行う救急法基礎講習以上の受講証明を有すること。

##### 15) -6-3 モーターパラグライディング教員技能証課程と検定試験科目

1. 目標：教員技能証の習得

モーターパラグライダー操縦の教育を行う技能を習得する。

2. 科目数：実技科目 19 科目 学科科目 2 科目

3. 実技科目表

1. 飛行準備（機体、装備品、燃料その他の用意と安全性確認）の指導
2. フライトプラン（各練習科目）の指導
3. テイクオフ（周囲警戒、気象判断、出発決心）の指導
4. エンジンの始動・停止（消火器、プロペラ回転、プロペラ後流、消音装置）の指導
5. ランディングアプローチ（ランディング地帯への進入判断、地上の障害物）の指導
6. クロスウインドでのランディングの模範演技と指導
7. パワーオフによる指定地ランディング（半径 10 m以内）の模範演技と指導
8. 上昇 180 度旋回（左旋回、右旋回、速度、上昇率、バンクの保持）の指導
9. 上昇 360 度連続旋回（左右、各連続 3 回、速度、上昇率、バンクの保持）の指導
10. 場周アプローチの模範演技と指導
11. 指定地着陸 パワーオフ、指定地点から半径 25 m以内の着陸及び停止の指導
12. プロペラの回転降下 トルク、スラスト、後流、ジャイロプレセッションの指導
13. 機体、補助動力装置及び装備品の点検・調整の指導
14. 機体補助動力装置及び装備品の保守・修理の指導
15. 教員技能証総合科目 6. 8. 10. 11. 12. 18  
習得判断基準練習生に解りやすく、安全に指導ができ、安全が確保された飛行模範演技を行えること。
16. パワーオフでのピッチング、ローリング
17. パワーオフでの両翼折による降下
18. パワーオフでの片翼つぶし（30%以上）と回復
19. パワーオフによるサーマルソアリング又はリッジソアリング

4. 学科科目表

1. JHFテキスト内容全部
2. 障害保険、賠償責任保険、の理解。
5. モーターパラグライディング教員技能証検定試験

1) 実技検定試験科目 フライトプラン及び 12 科目（1. 2. 3. 6. 8. 10. 11. 12. 16. 17. 18. 19

- ・ JHFが主催し、補助動力技能証を有するパラグライディング教員検定員、又はモーターパラグライディング技能証を有する教員検定員が行うモーターパラグライディング教員実技検定に合格しモーターパラグライディング教員実技認定証を得ること
- ・ 合格基準 試験科目を実演し高度な安全性を確保された模範演技飛行が出来ること。

2) 学科検定試験

- ・ JHFが主催し、補助動力技能証を有するパラグライディング教員検定員、又はモーターパラグライディング技能証を有する教員検定員が行うモーターパラグライディング教員実技検定に合格しモーターパラグライディング教員学課認定証を得ること
- ・ 合格判定基準 正解率70%以上

3) 教習実技検定試験

- ・ JHFが主催し、補助動力技能証を有するパラグライディング教員検定員、又はモーターパラグライディング技能証を有する教員検定員が行うモーターパラグライディング教員実技検定に合格しモーターパラグライディング教員教習実技認定証を得ること

- ・合格判定基準 正解率70%以上

#### 15) -6-4 モーターパラグライディング教員技能証 学科検定試験規則

1. モーターパラグライディング教員技能証学科検定試験は、補助動力技能証を有するパラグライディング教員検定員、又はモーターパラグライディング技能証を有する教員検定員が開催の60日前までにJHFに申請し、受理されなければならない。
2. モーターパラグライディング教員技能証学科検定試験は、技能証規程「技能証課程と検定科目」に基づき、補助動力技能証を有するパラグライディング教員検定員、又はモーターパラグライディング技能証を有する教員検定員の監督の下に行わなければならない。
3. モーターパラグライディング教員技能証学科検定試験を実施、監督した補助動力技能証を有するパラグライディング教員検定員、又はモーターパラグライディング技能証を有する教員検定員は学科検定試験終了後、合格者の学科認定証を速やかに申請しなければならない。

#### 15) -6-5 モーターパラグライディング教員技能証 実技検定試験規則

1. モーターパラグライディング教員技能証実技検定試験は、補助動力技能証を有するパラグライディング教員検定員、又はモーターパラグライディング技能証を有する教員検定員が開催の60日前までにJHFに申請し、受理されなければならない。
2. モーターパラグライディング教員技能証実技検定試験は補助動力技能証を有するパラグライディング教員検定員、又はモーターパラグライディング技能証を有する教員検定員の監督の下に行わなければならない。
3. モーターパラグライディング教員技能証実技試験を実施、監督した補助動力技能証を有するパラグライディング教員検定員、又はモーターパラグライディング技能証を有する教員検定員は実技検定試験終了後、採点を行い、可否を判定しJHFに速やかに報告しなければならない。
4. モーターパラグライディング教員技能証実技検定試験を実施、監督した補助動力技能証を有するパラグライディング教員検定員、又はモーターパラグライディング技能証を有する教員検定員は実技検定試験終了後、合格者の実技認定証を速やかに申請しなければならない。
5. モーターパラグライディング教員技能証学科認定証、モーターパラグライディング教員技能証教習実技認定証を併せ有する者がモーターパラグライディング教員技能証実技検定試験に合格した場合、補助動力技能証を有するパラグライディング教員検定員、又はモーターパラグライディング技能証を有する教員検定員は合格者のモーターパラグライディング教員技能証を速やかに申請しなければならない。

#### 15) -6-6 モーターパラグライディング教員技能証 教習実技検定試験規則

1. モーターパラグライディング教員技能証教習実技検定試験は、補助動力技能証を有するパラグライディング教員検定員、又はモーターパラグライディング技能証を有する教員検定員が開催の60日前迄らJHFに申請し、受理されなければならない。
2. モーターパラグライディング教員技能証教習実技検定試験は補助動力技能証を有するパラグライディング教員検定員、又はモーターパラグライディング技能証を有する教員検定員を有するモーターパラグライディング教員の監督の下に行わなければならない。
3. モーターパラグライディング教員技能証教習実技試験を実施、監督した補助動力技能証を有するパラグライディング教員検定員、又はモーターパラグライディング技能証を有する教員検定員は教習実技検定試験終了後、採点を行い、可否を判定JHFに速やかに報告しなければならない。
4. モーターパラグライディング教員技能証教習実技検定試験を実施、監督した補助動力技能証を有するパラグライディング教員検定員、又はモーターパラグライディング技能証を有する教員検定員は

教習実技検定試験終了後、合格者の教習実技認定証を速やかに申請しなければならない。

5. モーターパラグライディング教員技能証学科認定証、モーターパラグライディング教員技能証実技認定証を併せ有する者がモーターパラグライディング教員技能証教習実技検定試験に合格した場合、補助動力技能証を有するパラグライディング教員検定員、又はモーターパラグライディング技能証を有する教員検定員は合格者のモーターパラグライディング教員技能証を速やかに申請しなければならない。

## 16) 附則

### 16)-1 本規程の実施日

本規程は2002年3月14日のJHF理事会において制定し同年総会より発効する。

本規程は2009年5月8日 JHF理事会において制定し同年総会より発効する。